

第 2 編 震災編

第2編 目次

第1章	想定される地震と被害想定	震-1
第2章	震災予防計画	震-7
第1節	災害予防対策の体系と分担業務	震-7
第2節	災害予防対策を推進するための体制整備	震-13
第3節	市民等の自主防災力の向上	震-14
第4節	市の活動体制の強化	震-20
第1	災害対策本部体制の充実	震-20
第2	受援体制の整備・充実	震-22
第3	支援体制の整備・充実	震-23
第4	情報通信手段の充実	震-26
第5	職員の災害対応能力の強化	震-28
第6	業務継続計画の整備	震-34
第7	公共施設の安全確保	震-35
第5節	応急対策活動のための準備	震-36
第1	災害情報の収集・伝達体制の整備	震-36
第2	広報活動体制の整備	震-37
第3	消防体制の充実	震-38
第4	医療救護体制の整備	震-39
第5	避難活動体制の整備	震-41
第6	要配慮者の安全確保のための体制整備	震-43
第7	給水体制の整備	震-47
第8	食料・生活関連物資供給体制の整備	震-48
第9	重要道路の確保体制の整備	震-49
第10	緊急輸送体制の整備	震-51
第11	帰宅困難者対策	震-52
第12	遺体の処理、埋・火葬の体制整備	震-54
第13	し尿及び廃棄物等の収集・処理体制の整備	震-55
第14	防疫・保健衛生体制の整備	震-56
第15	住宅対策の体制整備	震-57
第16	文教対策の体制整備	震-58
第17	防災訓練の推進	震-60
第6節	被害の発生防止・拡大防止対策の推進	震-61
第1	地震火災の予防	震-61
第2	建築物不燃化の促進	震-63
第3	防災空間の整備	震-63
第4	市街地の整備	震-63
第5	建築物の耐震対策	震-64

第6	ブロック塀等の改修促進	震-65
第7	津波災害予防対策	震-65
第8	液状化災害予防対策	震-66
第9	土砂災害等予防対策	震-68
第10	ライフライン等の予防対策	震-72
第11	道路及び交通施設の安全化	震-75
第12	文化財の震災予防対策	震-75
第3章	震災応急対策計画	震-76
第1節	活動体制	震-76
第1	災害対策本部の設置	震-76
第2	動員配備	震-89
第3	情報通信手段の確保	震-98
第4	公共的団体等との連携等	震-101
第5	応援要請・受入	震-103
第6	他地域への支援	震-107
第7	自衛隊の災害派遣要請依頼	震-111
第8	ボランティアとの連携	震-116
第9	災害救助法の適用	震-119
第2節	応急対策活動	震-129
第1	地震・津波に関する情報の収集・伝達	震-129
第2	被害情報等の収集・伝達	震-130
第3	広報	震-138
第4	災害の拡大防止と二次災害の防止	震-140
第5	消防活動	震-143
第6	救助・救急・捜索	震-145
第7	医療救護	震-147
第8	避難	震-150
第9	避難所の開設・運営	震-155
第10	要配慮者の安全確保	震-161
第11	重要道路の確保	震-164
第12	輸送手段の確保	震-166
第13	給水	震-167
第14	食料の供給	震-169
第15	生活必需品等の供給・貸与	震-172
第16	帰宅困難者対策	震-174
第17	遺体の処理、埋・火葬	震-176
第18	し尿及び廃棄物の収集処理	震-179
第19	防疫・保健衛生	震-182
第20	住宅対策	震-184
第21	文教対策	震-185

第 22	義援金・義援物資の受付・配分	震-188
第 23	生活関連施設等の応急対策	震-190
第 3 節	被災者の生活再建	震-199
第 1	生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付	震-199
第 2	罹災証明書の発行	震-200
第 3	被災者の心のケア対策の実施	震-202
第 4	被災者生活再建支援金等の支給・貸付	震-203
第 5	市税の減免等	震-207
第 6	被災農業者、中小企業への対策	震-209
第 4 節	災害時の自助・共助の取組	震-210
第 4 章	震災復旧計画	震-211
第 1	復旧・復興の基本的方向の決定	震-211
第 2	迅速な現状復旧の進め方	震-212
第 3	計画的復興の進め方	震-219

第1章 想定される地震と被害想定

1 地質・地盤状況、揺れやすさ

本市は九十九里平野の南西端に位置し、地形的には市の西部が台地となっており、それを除く大半が九十九里平野部となっている。

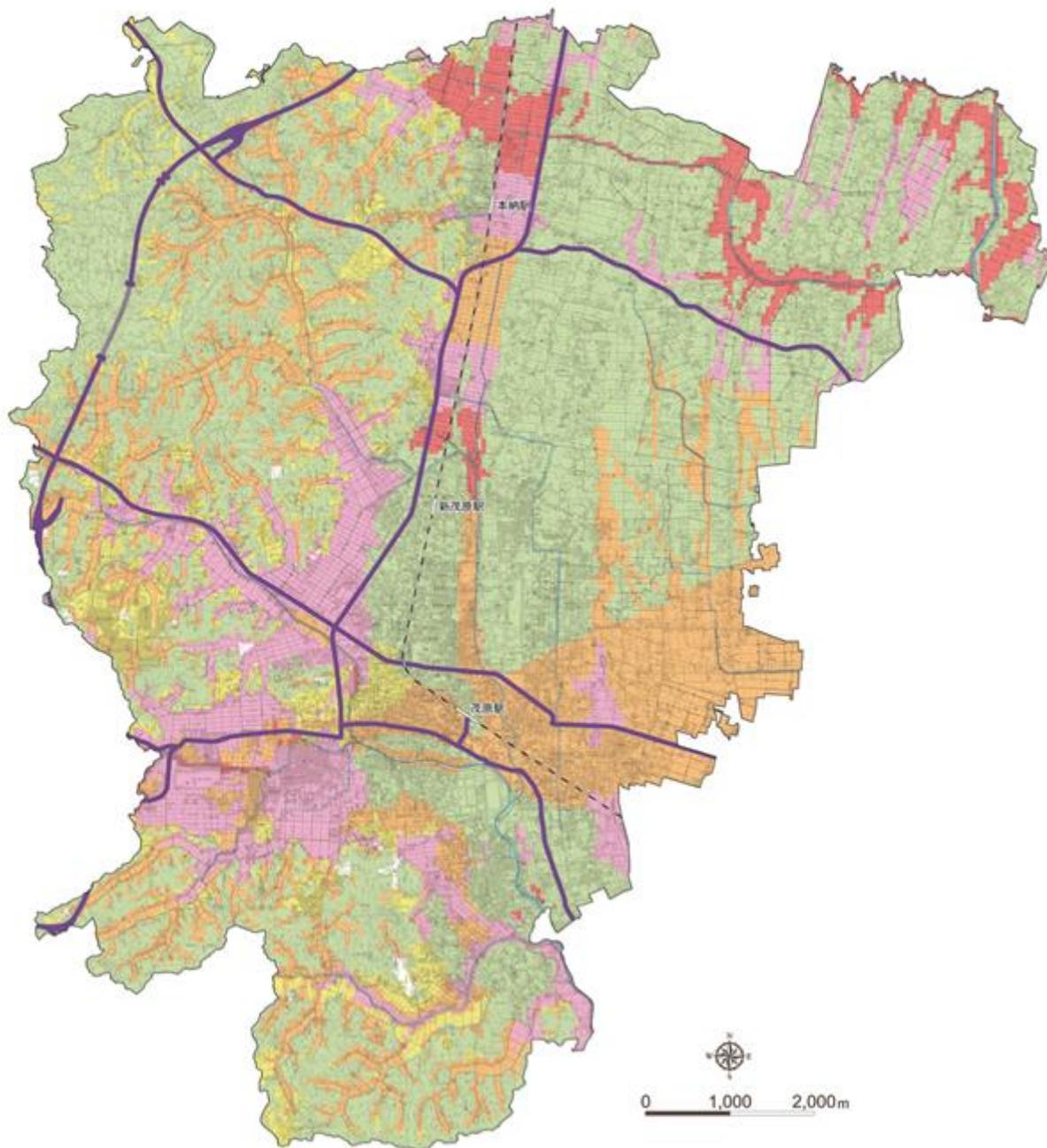
台地は40万年以前に堆積した比較的堅固な砂質地盤である。標高は120m以下であり、起伏は国内の山地に比べるとかなり小さく、大規模な土砂災害は起こりにくい環境にある。しかし、もろい性質を持ち、台地と平地の境界付近や人工的に工作された崖地では比較的小さいながらも急斜面を形成し、小規模な落石等が生じやすい。台地を刻む谷間では軟弱な砂質が堆積し、地震動が大きく増幅されやすく、液状化なども起こりやすい環境にある。

九十九里平野は房総半島北部において延長約60km、幅10kmの広さをもつ。この平野は約6000年前ごろの縄文時代には海岸ないしは浅海底となっていたところで、その後の海面の低下及び沿岸流による砂の堆積作用によって陸地となったところである。このため、標高は15mに満たず、海岸線と並行に10列以上の砂堤が延びている。防災上、低平かつ砂堤の凹凸のある地形のため水はけが悪く、また、新しく砂が堆積した比較的軟弱な地盤であるため、地震動が大きく増幅されやすく、液状化なども起こりやすい環境にある。

なお、本市内の揺れやすさの状況は、図2-1のとおりである。

揺れやすさマップ

本市直下地震
(マグニチュード6.9)を想定



揺れやすさマップとは

「揺れやすさマップ」は、茂原市内を震源とする直下型の地震(マグニチュード6.9)が発生した場合に、想定される震度を50mメッシュ単位で表示しています。地形の情報やボーリング調査で分かる地質の情報などをもとに、震源から硬い地盤まで伝わる地震の揺れを計算し、さらに表層のやわらかい地盤でどの程度増幅して伝わるかを計算した結果です。

図2-1 揺れやすさマップ(茂原市地震ハザードマップ)

2 被害想定

本市で想定される地震として、県が示す被害想定のうち、最も大きな被害が想定される東京湾北部地震（プレート境界型）があげられる。その他、活断層で発生する直下型地震のタイプが考えられるが、市内及び周辺においては、活断層が確認されていない。しかし、地表で活断層が確認されていなくても地下に活断層が存在し、地震を引き起こす可能性もあることから、活断層による直下型地震も想定することとする。

以上2つの想定について、以下に示す。

（1）東京湾北部地震

県被害想定調査結果に基づく被害については、以下のとおりである。なお、想定ケースについては、県地域防災計画で掲載している冬の18時、風速9m/sを採用した。

<想定地震>

規 模	マグニチュード7.3
タ イ プ	プレート境界
震源の深さ	27.8 km
震度分布	東京湾岸に震度6強の地域が広がり、茂原市では概ね震度6弱及び震度5強。

表2-1 県被害想定における被害量（東京湾北部地震）

原因別建物全 壊棟数	計	373棟
	揺れ	278棟
	液状化	78棟
	急傾斜地崩壊	17棟
火災	出火件数	4件
	焼失棟数（全壊建物含む）	15件
死者数		4人
負傷者		438人
	うち重傷者	31人
避難者（1日後）		22,283人
帰宅困難者		14,919人

（2）直下型地震

本市における直下型地震として、阪神・淡路大震災級（マグニチュード7.3）の被害を想定する。阪神・淡路大震災級の地震が発生した場合（市内に震度6強の地震が発生した場合）には、多大な被害を受けることが予想される（表2-2参照）。

なお、表2-2は、本市（令和4年4月1日現在）の人口87,664人、世帯数41,376世帯とし、他の条件は阪神・淡路大震災と同一として、阪神・淡路大震災の被害データを人口、世帯数で読みかえて算定したものである。

表 2-2 阪神・淡路大震災級の地震時の予想被害量

茂原市予想被害量		被害量の算出方法
死者数	219 人	神戸市、西宮市並 (約 0.25% ¹⁾) = A
負傷者数	1,314 人	A × 6 (死者発生率×6 として計算)
重傷者数	219 人	≒ A (死者発生率にほぼ同じとして計算)
全壊数	4,386 世帯	神戸市並 (10.6% ¹⁾) = B
要救出現場数	1,462 現場	B × 1/3 (全壊数×1/3 として計算 ²⁾)
避難者数	13,150 人	神戸市並 (約 15% ⁶⁾)
避難所数	40.8 箇所	西宮市並 (4.6 箇所/10,000 人 ³⁾)
出火件数	9 件	冬 (5~6 時発震) (約 2 件/10,000 世帯 ⁴⁾)
	14 件	冬 (6~8 時発震) (約 3.3 件/10,000 万世帯 ⁵⁾)
	13 件	冬 (11~13 時発震) (約 3.1 件/10,000 万世帯 ⁵⁾)
	21 件	冬 (17~19 時発震) (約 5.1 件/10,000 万世帯 ⁵⁾)

1) 消防通信社：消防通信 4 月号, 1995 年

2) 要救出現場数・・・全壊家屋の中でほぼ圧壊状態に至ったものは、生き埋め者がいる可能性のある現場 (= 要救出現場) と考え、圧壊状態に至る率を 1/3 とみなした。

3) ほぼピーク時の避難所等の数である。出典：朝日新聞 (1995 年 2 月 17 日付朝刊)

4) 阪神・淡路大震災での神戸市中央区・長田区、芦屋市並の出火率。ただし、当日の午前 7 時頃までの (出火後 1 時間強の間の) 出火件数をもとにしている。1 月 17 日~19 日の 3 日間の出火件数をもとにするとこの値の約 2 倍になる。

5) 被害想定手法 (出火件数予測式) で用いられている時刻係数 0.98 (5~6 時), 1.64 (6~8 時), 1.52 (11~13 時), 2.50 (17~19 時) を用いて算定

6) 神戸市 HP「阪神・淡路大震災データから見る震災」

(3) 液状化予測

市内の液状化危険度マップについて、直下型地震でマグニチュード6.9を想定した場合のものは図2-2のとおり。

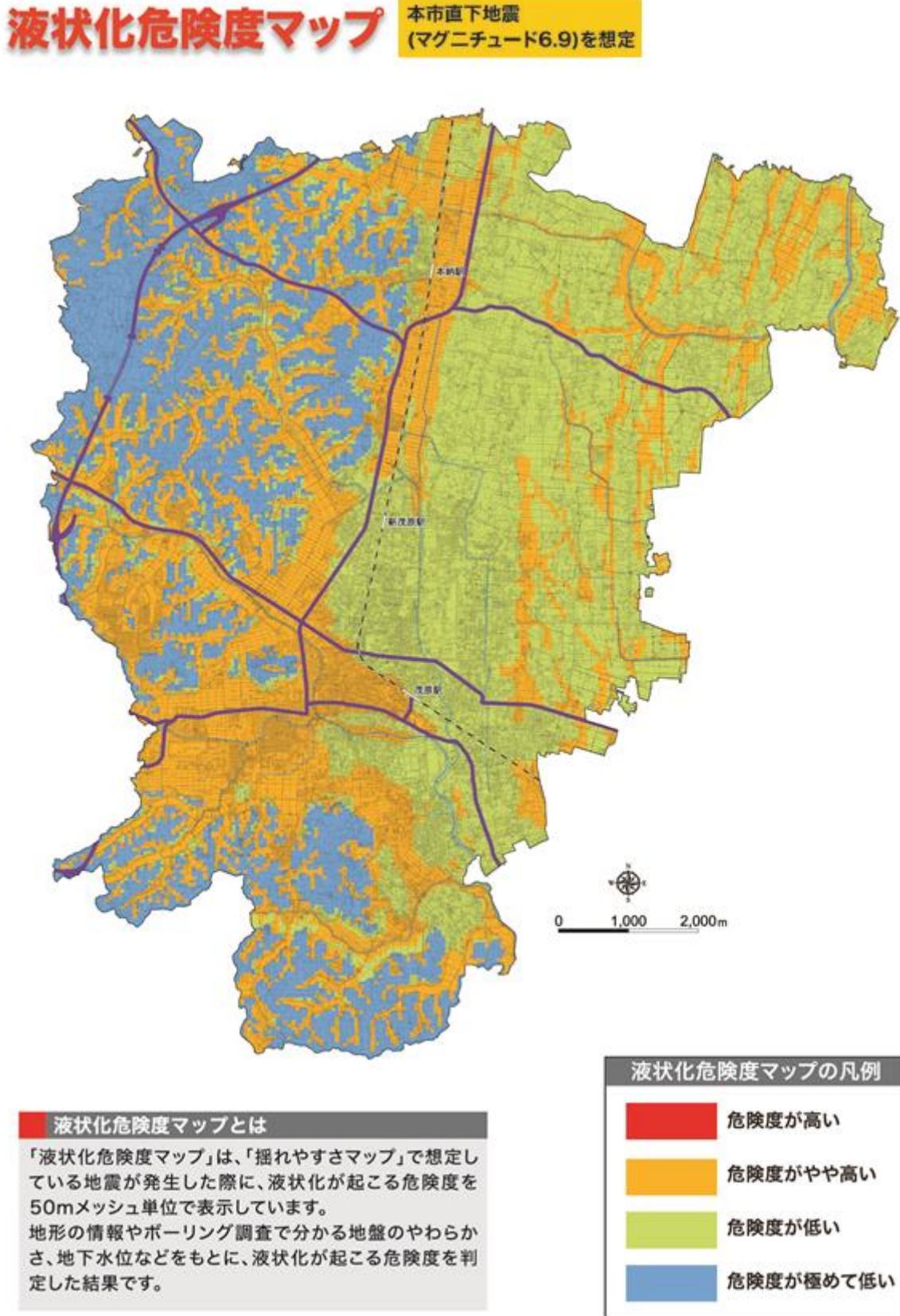


図2-2 液状化危険度マップ（茂原市地震ハザードマップ）

(4) 津波浸水予測

本計画で想定する地震は直下型地震であるため、津波の被害は考えにくい。しかし、県が公表している津波浸水予測図（津波高10m・図2-3）によると、市内においても清水の一部が浸水被害を受けることが想定されている。本計画では、この被害も想定に入れることとする。

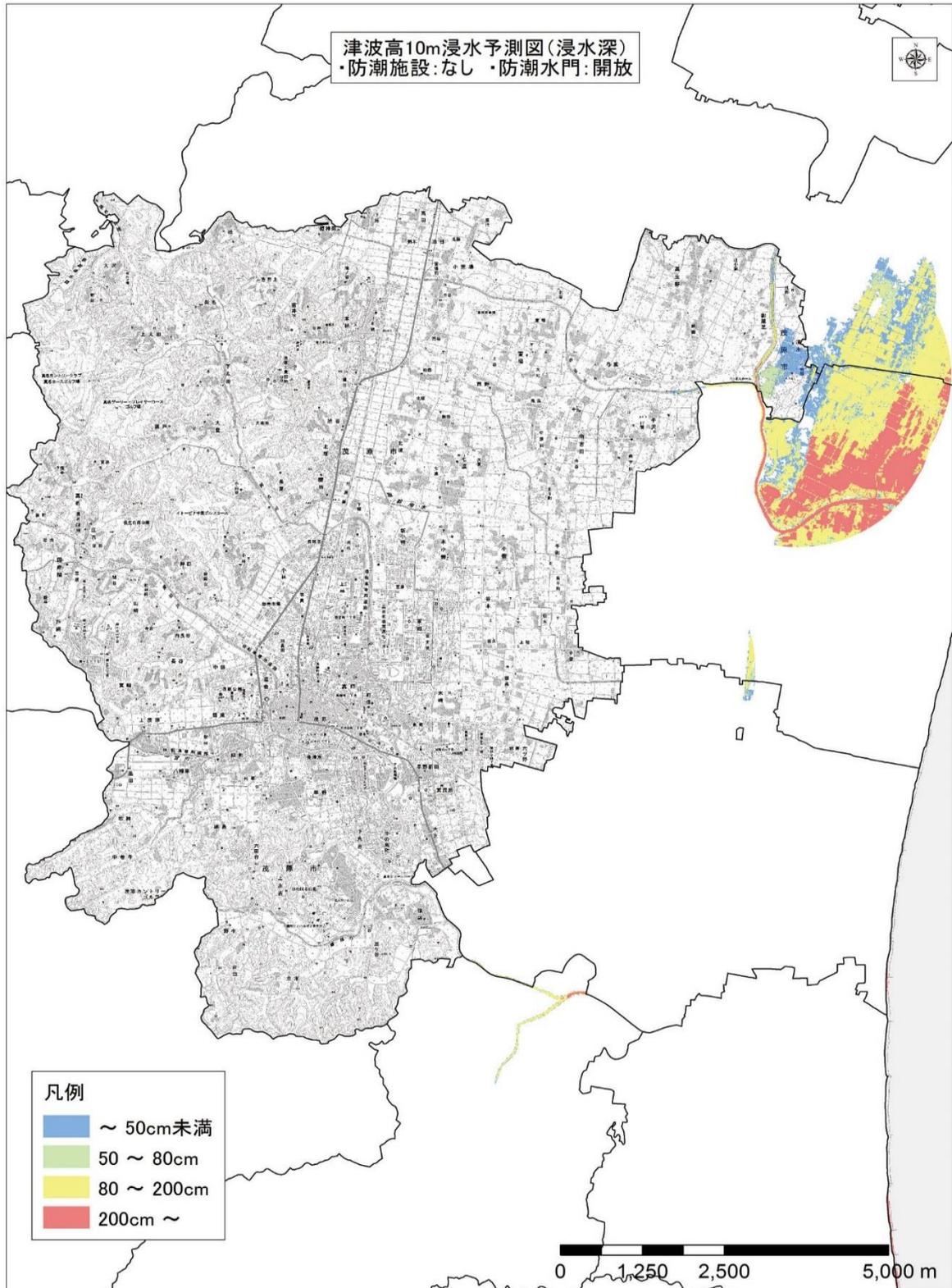


図2-3 津波浸水予測図(市内)

第2章 震災予防計画

第1節 災害予防対策の体系と分担業務

1 災害予防対策の体系

震災予防計画の体系を以下のとおり規定する。

第2章 震災予防計画

第1節 災害予防対策の体系と分担業務

第2節 災害予防対策を推進するための体制整備

第3節 市民等の自主防災力の向上

第4節 市の活動体制の強化

第1 災害対策本部体制の充実、第2 受援体制の整備・充実、
第3 支援体制の整備・充実、第4 情報通信手段の充実、
第5 職員の災害対応能力の強化、第6 業務継続計画の整備、
第7 公共施設の安全確保

第5節 応急対策活動のための準備

第1 災害情報の収集・伝達体制の整備、第2 広報活動体制の整備、
第3 消防体制の充実、第4 医療救護体制の整備、
第5 避難活動体制の整備、第6 要配慮者の安全確保のための体制整備、
第7 給水体制の整備、第8 食料・生活関連物資供給体制の整備、
第9 重要道路の確保体制の整備、第10 緊急輸送体制の整備、
第11 帰宅困難者対策、第12 遺体の処理、埋・火葬の体制整備、
第13 し尿及び廃棄物等の収集・処理体制の整備、
第14 防疫・保健衛生体制の整備、第15 住宅対策の体制整備、
第16 文教対策の体制整備、第17 防災訓練の推進

第6節 被害の発生防止・拡大防止対策の推進

第1 地震火災の予防、第2 建築物不燃化の促進、第3 防災空間の整備、
第4 市街地の整備、第5 建築物の耐震対策、第6 ブロック塀等の改修促進、
第7 津波災害予防対策、第8 液状化災害予防対策、
第9 土砂災害等予防対策、第10 ライフライン等の予防対策、
第11 道路及び交通施設の安全化、第12 文化財の震災予防対策

2 災害予防対策の分担業務

【課別の事務分掌】

課名	活動内容	該当箇所	頁
全職員・ 全課・関 係各課	・組織の充実（関係各課）	第2節 1	震-13
	・職員の役割の周知徹底及び危機管理意識の醸成（全職員）	第4節第1 1	震-20
	・配備基準ごとの動員職員の割当（関係各課）	第4節第1 2	震-20
	・執務環境の整備（関係各課）	第4節第1 3	震-20
	・防災研修等の実施（全課）	第4節第5 1	震-28
	・職員の家庭における安全確保対策の徹底（全職員）	第4節第5 2	震-28
	・各部における防災担当の配置（各部）	第4節第5 5	震-34
	・業務継続計画の整備（全課）	第4節第6	震-34
	・公共施設の安全確保（各公共施設）	第4節第7	震-35
	・広報体制の整備（関係各課）	第5節第2 5	震-37
	・緊急通行車両の確認（関係各課）	第5節第10 2	震-51
	・一斉帰宅の抑制（帰宅困難者対策）	第5節第11 1	震-52
	・液状化対策の推進（関係各課）	第6節第8 1	震-66
	・ライフライン施設、公共施設の液状化対策（関係各課）	第6節第8 2	震-66
	・液状化被害における生活支援（関係各課）	第6節第8 4	震-67
防災対策 課	・市防災会議の充実	第2節 2	震-13
	・市民・事業者の自主防災力の向上	第3節 1	震-14
	・地域の自主防災力の向上	第3節 2	震-15
	・過去の災害教訓の伝承	第3節 4	震-17
	・防災広報の充実	第3節 5	震-17
	・外国人の自主防災力の向上	第3節 6	震-18
	・職員の役割の周知徹底及び危機管理意識の醸成（全職員）	第4節第1 1	震-20
	・配備基準ごとの動員職員の割当（関係各課）	第4節第1 2	震-20
	・執務環境の整備（関係各課）	第4節第1 3	震-20
	・災害時受援計画の整備	第4節第2 1	震-22
	・自治体や民間事業者等との（相互）応援協定の充実	第4節第2 2 3	震-22
	・千葉県大規模災害時応援受援計画	第4節第3 1	震-23
	・長生郡市広域災害対応計画に係る検証・体制整備	第4節第3 2	震-25
	・広域避難者の受け入れ体制の整備	第4節第3 3	震-25
	・市防災行政無線の充実・強化	第4節第4 1	震-26
	・各種通信設備の使用マニュアルの作成	第4節第4 2	震-26
	・災害時優先電話の配備の推進	第4節第4 3	震-26
	・その他情報通信手段の整備	第4節第4 4	震-26
	・防災研修等の実施（全課）	第4節第5 1	震-28
	・職員の家庭における安全確保対策の徹底（全職員）	第4節第5 2	震-28
	・各部における防災担当の配置（各部）	第4節第5 5	震-34

課名	活動内容	該当箇所	頁
防災対策課	・職員の初動活動マニュアル・各専門活動マニュアルの作成（全課）	第4節第5 3	震-28
	・被害情報等の収集・伝達マニュアルの作成	第4節第5 3 第5節第1 1	震-28 震-36
	・指定避難所開設・運営マニュアルの作成	第4節第5 3 第5節第5 3	震-28 震-42
	・広報マニュアルの作成	第4節第5 3	震-28
	・情報収集・伝達に関する個別訓練	第5節第1 2	震-36
	・ヘリサイン表示の推進	第5節第1 3	震-36
	・防災行政無線の使用の習熟	第5節第2 1	震-37
	・広報案文の作成	第5節第2 2	震-37
	・避難所等の指定及び施設整備	第5節第5 1	震-41
	・避難所等の周知	第5節第5 2	震-42
	・指定避難所開設・運営委員会の準備・訓練	第5節第5 4	震-42
	・給水用資機材・設備等の整備	第5節第7 1	震-47
	・震災対策用貯水施設の整備	第5節第7 2	震-47
	・民間流通業者との協定締結	第5節第8 1	震-48
	・災害時の物流体制の整備	第5節第8 2	震-48
	・備蓄の推進	第5節第8 3	震-48
	・重要道路の指定・追加	第5節第9 1	震-49
	・民間業者との協定締結（緊急輸送体制の整備）	第5節第10 1	震-51
	・ヘリコプター離発着体制の整備	第5節第10 3	震-51
	・一斉帰宅の抑制（帰宅困難者対策）	第5節第11 1	震-52
	・帰宅困難者等の安全確保対策	第5節第11 2	震-53
	・帰宅支援対策	第5節第11 3	震-53
	・民間事業者との協定締結（遺体の処理、埋・火葬の体制整備）	第5節第12 1	震-54
	・遺体安置所の選定	第5節第12 2	震-54
	・防災訓練の実施	第5節第17 1	震-60
	・災害対策本部設置・運営訓練の実施	第5節第17 2	震-60
・訓練結果の地域防災計画等への反映	第5節第17 3	震-60	
・家具転倒防止対策の普及促進	第6節第5 2	震-64	
・津波災害予防対策	第6節第7	震-65	
・液状化対策の広報・周知	第6節第8 3	震-67	
・土砂災害の防止	第6節第9 1	震-68	
管財課	・自家用発電設備の充実	第4節第1 4	震-21
	・庁舎点検マニュアル・来庁者安全確保マニュアルの作成	第4節第5 3 第4節第7 2	震-29 震-35

課名	活動内容	該当箇所	頁
会計課	・義援金の受け入れ・配分マニュアルの作成	第4節第5 3	震-29
秘書広報課	・災害時広報紙の発行体制	第5節第2 3	震-37
	・報道機関による広報の準備	第5節第2 4	震-37
職員課	・防災研修等の実施（全課）	第4節第5 1	震-28
市民税課	・罹災証明書交付マニュアルの作成	第4節第5 3	震-29
生活課	・遺体処理マニュアルの作成・習熟	第4節第5 3	震-29
		第5節第12 3	震-54
市民課	・食料の調達・配分マニュアルの作成	第4節第5 3	震-29
国保年金課	・食料の調達・配分マニュアルの作成	第4節第5 3	震-29
健康管理課	・医療救護活動マニュアルの作成	第4節第5 3	震-28
		第5節第4 3	震-39
	・水の調達・配分マニュアルの作成	第4節第5 3	震-29
	・保健衛生マニュアルの作成	第4節第5 3	震-29
	・長生保健所（長生健康福祉センター）との連携強化	第5節第4 1	震-39
	・広域医療救護所の整備	第5節第4 2	震-39
	・庁内各課の情報共有、連携強化（医療救護体制の整備）	第5節第4 4	震-40
	・給水用資機材・設備等の整備	第5節第7 1	震-47
	第5節第14	震-56	
社会福祉課	・災害ボランティア活動の活性化のための環境整備	第3節 7	震-19
	・避難行動要支援者避難支援マニュアルの作成	第4節第5 3	震-28
	・災害救助法の習熟	第4節第5 4	震-34
	・避難行動要支援者の対応・要配慮者全般への対応	第5節第6 3・4	震-44
障害福祉課	・福祉避難所開設・運営マニュアルの作成	第4節第5 3	震-28
	・避難行動要支援者避難支援マニュアルの作成	第4節第5 3	震-28
	・社会福祉施設等の支援対応マニュアルの作成	第4節第5 3	震-28
	・社会福祉施設等の自主防災力の向上	第5節第6 1	震-43
	・避難行動要支援者の対応・要配慮者全般への対応	第5節第6 3・4	震-44
高齢者支援課	・指定避難所開設・運営マニュアルの作成	第4節第5 3	震-28
		第5節第5 3	震-42
	・指定避難所開設・運営委員会の準備・訓練	第5節第5 4	震-42
	・福祉避難所開設・運営マニュアルの作成	第4節第5 3	震-28
	・避難行動要支援者避難支援マニュアルの作成	第4節第5 3	震-28
	・社会福祉施設等の支援対応マニュアルの作成	第4節第5 3	震-28
	・社会福祉施設等の自主防災力の向上	第5節第6 1	震-43
	・避難行動要支援者の対応	第5節第6 3	震-44
・要配慮者全般への対応	第5節第6 4	震-45	

課名	活動内容	該当箇所	頁
子育て支援課	・指定避難所開設・運営マニュアルの作成	第4節第5 3	震-28
		第5節第5 3	震-42
	・指定避難所開設・運営委員会の準備・訓練	第5節第5 4	震-42
	・社会福祉施設等の支援対応マニュアルの作成	第4節第5 3	震-28
	・社会福祉施設等の自主防災力の向上	第5節第6 1	震-43
	・災害時の園児の安全対策に係る事前準備	第5節第6 2 第5節第16 2	震-43 震-58
	・避難行動要支援者の対応・要配慮者全般への対応	第5節第6 3・4	震-44
保育課	・指定避難所開設・運営マニュアルの作成	第4節第5 3	震-28
		第5節第5 3	震-42
	・指定避難所開設・運営委員会の準備・訓練	第5節第5 4	震-42
	・社会福祉施設等の支援対応マニュアルの作成	第4節第5 3	震-28
	・社会福祉施設等の自主防災力の向上	第5節第6 1	震-43
	・災害時の園児の安全対策に係る事前準備	第5節第6 2 第5節第16 2	震-43 震-58
	・避難行動要支援者の対応・要配慮者全般への対応	第5節第6 3・4	震-44
農政課	・大雨時水害（農林業関連施設被害・農林業被害）対応マニュアルの作成	第4節第5 3	震-29
	・大雨時水害（農業用ため池・用排水路）対応マニュアルの作成	第4節第5 3	震-29
	・農業集落排水マニュアルの作成	第4節第5 3	震-29
	・ため池災害対策	第6節第9 2	震-69
	・下水道等排水施設の安全確保整備	第6節第10 2	震-72
商工観光課	・生活必需品の調達・配分マニュアルの作成	第4節第5 3	震-29
	・義援物資の受入・配分マニュアルの作成	第4節第5 3	震-29
環境保全課	・し尿処理マニュアルの作成	第4節第5 3	震-29
	・災害廃棄物処理マニュアルの作成	第4節第5 3	震-29
	・防疫・保健衛生マニュアルの作成	第4節第5 3	震-29
	・災害廃棄物処理計画	第5節第13 1	震-55
	・災害廃棄物の仮置場の選定	第5節第13 2	震-55
	・仮設トイレの整備	第5節第13 3	震-56
	・防疫・保健衛生体制の整備	第5節第14	震-56
土木建設課	・重要道路の緊急啓開・復旧体制の充実	第5節第9 2	震-50
	・都市計画道路の整備	第6節第3 2	震-63
土木管理課	・緊急道路確保マニュアルの作成	第4節第5 3	震-29
	・水門操作マニュアルの作成	第4節第5 3	震-29
	・重要道路の緊急啓開・復旧体制の充実	第5節第9 2	震-50
	・茂原市建設業組合との連携強化	第5節第9 4	震-50
	・土砂災害の防止	第6節第9 1	震-68
	・道路橋梁防災計画	第6節第11 1	震-75

課名	活動内容	該当箇所	頁
都市計画課	・被災宅地危険度判定実施マニュアルの作成	第4節第5 3	震-29
	・被災宅地危険度判定における実施体制の整備	第5節第15 1	震-57
	・建築物不燃化の促進	第6節第2	震-63
	・大規模盛土造成地における宅地耐震化の推進について	第6節第9 3	震-70
建築課	・茂原市震前判定計画(応急危険度判定マニュアル)の作成	第4節第5 3	震-29
	・応急住宅確保マニュアルの作成	第4節第5 3	震-29
	・重要道路沿いの建築物に対する耐震化の促進	第5節第9 3	震-50
	・被災建築物応急危険度判定における実施体制の整備	第5節第15 1	震-57
	・応急仮設住宅建設予定地の選定	第5節第15 2	震-57
	・公営住宅等のあっせんを打診する住宅のリスト作成	第5節第15 3	震-57
	・建築物不燃化の促進	第6節第2	震-63
	・既存建築物の耐震診断・改修の促進	第6節第5 1	震-64
	・ブロック塀等の改修促進	第6節第6	震-65
	・液状化対策の広報・周知	第6節第8 3	震-66
都市整備課	・都市公園の整備	第6節第3 1	震-63
	・市街地の整備	第6節第4	震-63
下水道課	・下水道施設対応マニュアルの作成	第4節第5 3	震-29
	・下水道等排水施設の安全確保整備	第6節第10 2	震-72
教育総務課	・災害時の児童・生徒・園児の安全対策に係る事前準備	第5節第16 2	震-58
	・文教施設・設備の予防対策	第5節第16 4	震-59
学校教育課	・防災教育の推進	第3節 3	震-16
	・防災教育・訓練の充実・強化	第5節第16 1	震-58
	・児童・生徒の引き渡し対応マニュアルの作成	第4節第5 3	震-28
	・応急教育マニュアルの作成	第4節第5 3	震-29
		第5節第16 3	震-58
	・災害時の児童・生徒・園児の安全対策に係る事前準備	第5節第16 2	震-58
生涯学習課	・文教施設・設備の予防対策	第5節第16 4	震-59
	・文化財の震災予防対策	第6節第12	震-75
体育課	・文教施設・設備の予防対策	第5節第16 4	震-59

第2節 災害予防対策を推進するための体制整備

1 組織の充実

災害時には情報の集約及び共有化を行い、限られた人員や様々な資源等を効果的に投入するため、関係機関との総合調整を迅速に行い、的確な対応を図ることが必要となる。そのためには、各部署において、災害発生前から防災体制に関して様々な視点から必要な措置を講じておくことが求められる。

近い将来発生し得る大規模な災害に備え、本市の防災・危機管理体制における各部署の業務に応じた、組織の見直しや職員の増員を含めた一層の体制整備、強化を図るものとする。

2 市防災会議の充実

◎【防災対策課】

本市に係る災害予防対策を推進するため、防災会議を必要に応じて開催し、地域防災計画の見直しを図るものとする。

なお、防災会議を組織する委員については、茂原市防災会議条例に基づき任命するが、防災対策に係る女性目線の必要性や「茂原市男女共同参画計画」の推進を図る上でも、できる限り女性の参画拡大に努めるものとする。

第3節 市民等の自主防災力の向上

1 市民・事業者の自主防災力の向上

◎【防災対策課／市民／事業者】

(1) 市の対応

災害から自らの生命、身体及び財産を守る基本は、各家庭や事業所での自主防災力の向上である。市は、各家庭や事業所での自主防災力の向上を図るため、啓発や防災訓練に関し効果的な手法を検討し、対策を実施していく。

(2) 市民の対応

市民は、「自分の身の安全は自分で守る」という自助の意識を持ち、平常時から災害に備えるための以下の手段を講じておく必要がある。

- ・地震ハザードマップ等により地域の特性を把握する。
- ・家屋の耐震状況を把握し、必要に応じて耐震化対策を講じる。
- ・家屋の不燃化対策を講じる。
- ・家屋内の家具転倒防止対策を講じる。
- ・最低3日分、推奨1週間分程度の水・食料品等を備蓄する。

災害時に利用できるものを普段から用いて、使った分を買い足す「ローリングストック法」を活用する。

- ・最寄りの避難所や避難場所を確認しておく。
- ・災害時の家族との連絡手段を決めておく。
- ・自分の家が安全であれば、避難所に避難せず、自宅にとどまる。

【家庭に求められる自主防災力向上対策】

- ① 家庭での危険防止対策の実施
 - a 家具の固定
 - b 落下物の防止
 - c 住宅用火災警報器の設置
 - d 家屋の耐震化（耐震診断、補強等）・不燃化
 - e 家屋周辺の危険性の把握
- ② 家庭備蓄の実施（最低3日分、推奨1週間分程度）
 - a 消火器、バケツ等の消火用具
 - b のこぎり、バール等の救出用具
 - c 救急医療セット等の医療用品
 - d 食料、水、燃料
 - e 衣服、毛布等の生活用品
 - f 懐中電灯等の照明用品
 - g 緊急用呼び笛
 - h ラジオ等の情報収集用品
 - i 非常用トイレ、風呂の残り湯等断水対策用品
 - j 感染症対策用品(マスク、体温計、消毒用アルコール等)
 - k その他各家庭の実情に応じた品目（ミルク、めがね、常備薬、介護用品等）
- ③ 防災知識及び対処方法の理解と習得
 - a 防災学習（災害の知識、自助・共助・公助など）
 - b 災害発生時の対処方法（初期消火、救出、救護等）
 - c NTT災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板（各携帯電話会社）等の利用方法
 - d 非常時の家族の避難場所や連絡方法の確認

(3) 事業者の対応

① 従業員

事業者は、従業員の防火、防災知識の普及と防災行動力の向上に努める。また、自衛消防隊員、危険物取扱者などの講習会の受講や新入社員に対する防災研修などを実施し、従業員や施設利用者の安全を確保するための予防策を講じる。

② 防火・防災管理体制

複数の用途が存在し、管理権限が分かれている高層ビル、地下施設等の各管理権限者は、消防署の指導のもと、火災の際の混乱と惨事を防ぐため建物全体の消防訓練、災害時の通報、連絡、避難誘導、消火活動等の相互協力体制をあらかじめ協議し、一体的な防火管理ができるよう、共同防火管理体制を確立する。

消防法第8条及び大規模地震等に対応した自衛消防力の確保を目的とする消防法第36条に基づく防災管理制度の規定により「消防計画」を作成すべき学校、病院、事業所、その他多数の人が出入りする施設、共同防火管理を必要とする雑居ビル等は、利用者、従業員の安全を確保するとともに、被害が拡大することのないよう、的確な防災活動を行うものとする。

そのために自衛消防組織を編成し、施設内における安全確保はもちろん、周辺地域の自主防災組織とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めるものとする。さらに、市が実施する防災事業に積極的に協力するものとする。

③ 主な事業所内対策

- 施設・設備の安全対策（施設の耐震化、ロッカー等の転倒防止策など）
- 避難場所の確認
- 防災訓練の実施・参加
- 3日分程度の食料・水の備蓄
- 業務継続計画（BCP）の策定
- ライフライン寸断時の備え

2 地域の自主防災力の向上

◎【防災対策課／自主防災組織】

【社会福祉課】

(1) 市の対応

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

そのため、各自治会を母体とした自主防災組織の整備及び活性化を図ることとする。具体的には、自主防災組織の実態把握に努め、活動に対する必要な指導・助言を行い、育成を図る。また、組織設立を促進するため、職員出前講座の実施や茂原市自治会長連合会との協力体制の強化などを行う。さらに、各自主防災組織の活動能力の向上を促進するため、リーダーの養成、活動マニュアル、防災訓練等に関し他自治体の事例も参考にして効果的な手法を検討し対策を講ずるとともに、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な

避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。)の救出救護体制の整備として、地域住民と協力して個別支援プラン（個別避難計画）の策定を進めることとする。

(2) 自主防災組織の対応

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、県と市は協力してこれを促進する。さらに、市としては、自主防災組織相互の情報交換の場を提供し、活動の促進を図るとともに、地域における防災訓練が推進されるよう市が備蓄している食料等の有効活用による協力など検討していく。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

【自主防災組織の活動形態】

平 常 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理、個別支援プラン(個別避難計画)の作成など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業・ボランティア団体などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
災 害 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被災状況・要救助者情報、安否情報、津波予報及び警報、ライフラインの状況、避難指示等、避難所以外の住民への情報伝達など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の開設・運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配布、炊き出しなど）

【参考】資料 1-12：茂原市自主防災組織設置助成要綱

3 防災教育の推進

◎【学校教育課、各小中学校】

【防災対策課】

地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の基に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の高揚を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

4 過去の災害教訓の伝承

◎【防災対策課】

市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の高揚を図る。

5 防災広報の充実

◎【防災対策課】

平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、あらゆる広報媒体や専門家の知見を活用し防災広報の充実に努める。

なお、防災知識の普及に当たっては、市民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らしめるものとする。

(1) 広報すべき内容

① 自らの身を守るための知識

- ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- ウ 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- エ 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。)に特に必要な物資の備蓄
- オ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
- カ 緊急地震速報の活用方法
- キ 警報等や避難指示等の意味と内容の説明
- ク 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ケ 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- コ 津波フラッグによる、津波警報等の視覚的な伝達
- サ 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- シ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- ス 自動車等へのこまめな満タン給油
- セ 地域の地盤状況や災害危険箇所
- ソ 防災学習(自助・共助・公助についての考え方を含む)

- タ 帰宅困難者の心得
- チ 地震保険の制度
- ツ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- テ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

② 地域防災力を向上させるための知識

- ア 救出・救護の方法
- イ 自主防災活動の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 企業の事業継続計画（BCP）

③ その他一般的な知識

- ア 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- イ 各防災機関の震災対策
- ウ 地域防災計画の概要

（２）実施方法

① 防災パンフレット

地震防災マップなど防災情報を有するパンフレットや冊子の作成により、災害危険地域などの認識を高めるなど防災に対する意識高揚を図る

② 広報紙

防災に関する知識を深めるため、広報紙に防災知識に関する事項を掲載する。

③ 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

台風、洪水、土砂災害等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時市民及び市職員その他関係者を対象として実施する。

④ 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の高揚を図るため、教材となる資料を提供する。学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた児童生徒への防災教育の充実を図る。

⑤ インターネットの活用

ウェブサイト等に防災意識高揚のための動画を掲載するなど、防災知識の普及啓発を図る。

6 外国人の自主防災力の向上

◎【防災対策課】

言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人に対して、災害時に迅速かつ確かな対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

- ① 多言語による広報の充実
- ② 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

- ③ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

7 災害ボランティア活動の活性化のための環境整備

◎【社会福祉課／社会福祉協議会】

災害ボランティア活動は、被災者の支援等に大きな効果が期待でき、本市においてもその活性化が期待される。そこで、以下の観点から、災害ボランティア活動の活性化に向けた環境整備を他自治体等の取り組みも参考にしながら進めていくものとする。

- ① 災害ボランティア活動に関する普及啓発
- ② 災害ボランティアコーディネーターの養成とともにコーディネート技術向上のための研修
- ③ 被災者ニーズに即した専門ボランティア活動が効果的に行える体制づくり

第4節 市の活動体制の強化

第1 災害対策本部体制の充実

1 職員の役割の周知徹底及び危機管理意識の醸成

◎【防災対策課／全職員】

市職員は通常時の業務の他に、大規模な災害が発生した場合は、災害対応に関する業務にあたることとなる。よって、災害時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り、職員一人ひとりが災害時における対応を迅速かつ的確に遂行できるよう努めるものとする。

また、災害時の役割を周知徹底するため、防災対策課は、動員基準、伝達系統及び各課の分掌事務を職員へ配付するとともに、危機管理意識の醸成に努める。

2 配備基準ごとの動員職員の割当

◎【防災対策課／関係各課】

配備基準ごとの所属動員の割当については、毎年4月に分掌事務を考慮し各課が決めて、防災対策課に報告する。

また、各部長及び支所長は、それぞれ各班の動員系統、連絡の方法等を、あらかじめ実情に即した方法により具体的に定めておき、同様に防災対策課に報告する。

3 執務環境の整備

◎【防災対策課／関係各課】

(1) 庁舎の機能確保

大規模災害時においては、災害対策本部が設置される本庁舎が防災体制の拠点施設となるため、平常時より停電時における予備電源の整備や耐震化など施設の安全性並びに、機能保持を図るものとする。

(2) 災害対策本部の代替施設の整備

庁舎が被害を受け執務ができなくなった場合、市民室を第一代替施設とするが、更なる代替施設についても検討する。なお、代替施設については、電話回線や非常用電源等の備えを充実させるものとする。また、新たに公共施設を建替える際には、防災拠点施設として災害対策本部の代替施設となるよう検討を加え、整備に努める。

(3) 本部事務局室の整備

情報の集約の場となる本部事務局室（501・502 会議室）に、ボード、地図、電話回線等の必要品を備えておく。また、防災関係機関・団体との連絡調整を図るため、応援調整室を指定するとともに、関係機関・団体等にも周知する。

(4) 代替機能の確保

災害時における庁舎の停電、断水等に備え、非常電源、簡易トイレ等の代替手段を充実させる。

(5) 災害対策要員（職員）用食料、水、備品の備え

災害時において、職員が迅速に執務を執行できるよう、食料、水、備品（必要な生活物資）を最低3日分程度備えておく。なお、職員は各自においても備えておくように努める。

(6) 執務場所の耐震化

庁内各課の執務場所におけるキャビネットやパソコン等の耐震対策を進める。

4 自家用発電設備の充実

◎【管財課】

災害時に停電や電話不通による情報収集に支障をきたさないよう、庁舎における自家用発電設備の充実を図るとともに、自家用発電設備からの電気系統についても、平常時より確認作業を行い、災害時においても電力供給に支障のない状態を保つものとする。この際、協定等により発電設備の燃料確保に努める。

第2 受援体制の整備・充実

1 災害時受援計画の整備

◎【防災対策課】

大規模災害時に外部からの人的又は物的な応援や支援を受ける（以下、受援という。）体制を確立することは、必要不可欠な課題である。そこで、他自治体・関係機関等への応援要請を迅速に行い、これらの部隊の支援を得て、災害発生時から長期間にわたり実施する人命救助、避難所運営、医療対策、要配慮者対策、物資供給対策、復旧・復興対策等を適切に行うために、「茂原市大規模災害時受援計画」（令和4年3月策定）を引き続き整備する。

2 自治体との相互応援協定の充実

◎【防災対策課】

他市町村との相互応援協定を結び、災害時の救援活動体制の充実を図る。ただし、大規模な災害が発生した際には、近隣市町村でも同様に救援活動が困難な状況になることが考えられるため、遠方の市町村との協定も進める。

3 民間事業者・団体との応援協定の充実

◎【防災対策課】

各種災害応急活動を円滑に遂行するためには民間事業者・団体との連携が不可欠であることから、以下の民間事業者・団体との協定等の締結を推進する。

- ① 宅配便等運送事業者（車両の確保、物資の集積・管理・輸送等）
- ② ガソリンスタンド（燃料の確保等）
- ③ 建設事業者（重機の確保、施設の応急復旧等）
- ④ 上下水道工事関係事業者（重機・発電機等の確保、施設の応急復旧等）
- ⑤ 大規模小売店舗（食料、生活関連物資の確保等）
- ⑥ 葬祭関係事業者（棺、ドライアイス、遺体搬送車両の確保等）
- ⑦ 防疫関係事業者（防疫薬剤、資機材の確保等）
- ⑧ 建築士会（応急危険度判定、災害市民相談）
- ⑨ トラック協会、バス会社
- ⑩ 福祉避難所として使用予定の施設

第3 支援体制の整備・充実

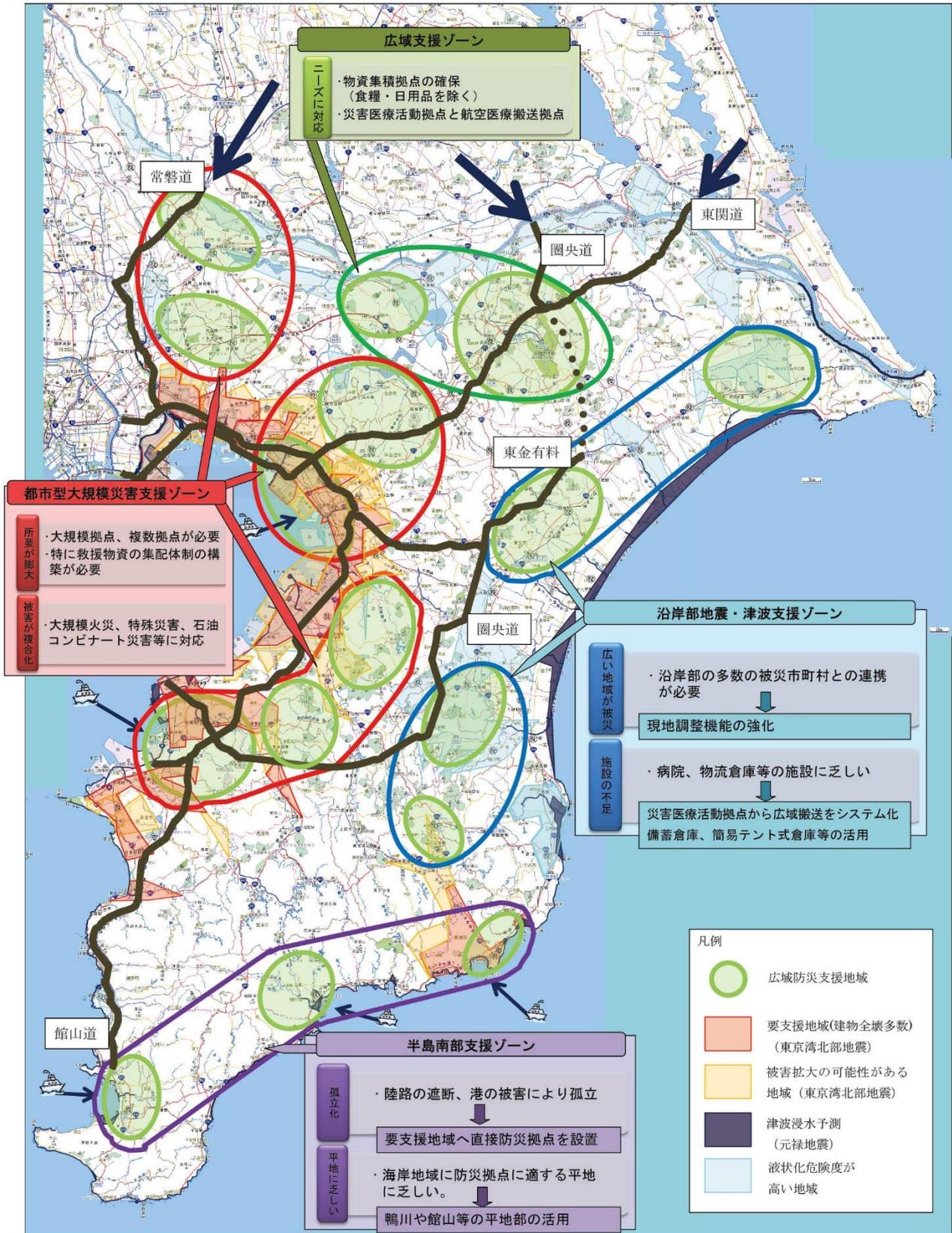
1 千葉県大規模災害時応援受援計画

◎【防災対策課】

県では、首都直下型地震等による大規模災害が発生した場合は、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動組織、救援物資、ボランティアが全国から被災地に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点をおおらかじめ確保し、災害時に速やかに運用できる体制を整えておくため、「千葉県大規模災害時応援受援計画」を策定した。

広域防災拠点とは、救援部隊等が実施する応急活動の展開拠点、あるいは救援物資の中継拠点等の災害救援機能を果たすため、県がおおらかじめ指定した施設をいい、長生・夷隅ゾーンにおける救援部隊の広域防災拠点については、「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」に基づき、「県立長生の森公園」（茂原市）、「いすみ市文化とスポーツの森」（いすみ市）、「大多喜町B&G海洋センター」（大多喜町）、「睦沢町総合運動公園」（睦沢町）、「長南町陸上競技場」（長南町）の五か所に計画されている。

防災支援ネットワークの各支援ゾーンの特徴



2 長生郡市広域災害対応計画に係る検証・体制整備

◎【防災対策課】

東日本大震災のような大規模な災害に対しては、各市町村独自の対応に限界があることから、近隣町村との間で連携を図り、広域的な防災体制をあらかじめ整備しておくことが重要である。そのためにも、東日本大震災等の教訓を背景に、今後大規模な災害が発生した際に、長生郡市の各市町村が協力して住民、観光客等を迅速かつ安全に避難させるとともに、被災者を受け入れるために必要な対応を図るため、「長生郡市広域災害対応計画」を策定した。

今後は、各市町村協力のもと広域的な防災訓練を実施し、地域住民の防災意識の高揚を図るとともに本計画の検証を行いながら、広域災害対応における体制の整備、強化に努めるものとする。

【参考】資料 7－10：長生郡市広域災害対応計画（抜粋）

3 広域避難者の受け入れ体制の整備

◎【防災対策課】

東日本大震災では福島第一原子力発電所の事故に伴い、大量の放射性物質が拡散した影響から被災地の住民は全国各地に避難した。本市においても避難者を受け入れた経験をもとに、広域避難者に対して応急仮設住宅の提供等支援体制の整備、拡充に努める。

なお、長生郡市の地域において広域的な大規模災害が発生した場合は、「長生郡市広域災害対応計画」に基づき、長生郡内の町村住民並びに来遊者等の避難者を受け入れ、必要に応じて次の支援を行う。

- ① 情報の提供
- ② 備蓄食料の提供
- ③ 医療救護
- ④ 要配慮者の支援
- ⑤ 応急仮設住宅用地の提供

【参考】資料 7－10：長生郡市広域災害対応計画（抜粋）

第4 情報通信手段の充実

1 市防災行政無線の充実・強化

◎【防災対策課】

災害時、情報の収集・伝達を市役所に設置した固定系親局と各地に設置した屋外子局(屋外受信機)、戸別受信機及びMCA無線等を活用することとなるが、平常時から以下の点について充実・強化を図る。

- ① 防災行政無線について更なる機能の向上に努める。
- ② 防災行政無線による聴取困難を解消するため、親局の機能向上等を図る。
- ③ 自主防災組織の新規設立促進に努めるとともに、地域での防災活動における情報の共有並びに有効利用を図るため、緊急時の情報伝達手段として、新規設立団体への戸別受信機の設置を推進する。
- ④ 防災行政無線による聴取困難を補完するため、防災テレホンサービスの充実やホームページ等を活用した伝達手段の多様化に努める。
- ⑤ 防災行政無線の整備と併せ、携帯電話やパソコンなどへ緊急時の防災行政無線の放送内容を配信する「もばら安全安心メール」の登録を促進するなど市民への積極的な周知に努める。
- ⑥ MCA無線等を活用した情報収集と連絡体制の強化のため、必要な整備の拡充に努める。

2 各種通信設備の使用マニュアルの作成

◎【防災対策課】

災害時において、各種通信設備(市及び県防災行政無線、県総合防災システム)を迅速・的確に使用するため、平常時から使用マニュアルを作成し、防災対策課及び総務課内職員全員が使用できるよう習熟を図る。

3 災害時優先電話の配備の推進

◎【防災対策課】

災害時に迅速かつ正確な情報の収集・伝達を図るため、災害時優先電話の指定について東日本電信電話(株)と協議し、緊急連絡体制の整備・充実を図る。

4 その他情報通信手段の整備

◎【防災対策課】

(1) アマチュア無線局の活用

有線通信施設が被害を受け使用不能となった場合、アマチュア無線による通信は代替手段として有効であることから、市内在住のアマチュア無線局等で構成されるアマチュア無線関係団体と協定を結ぶなど協力・連携体制の整備に努める。

(2) 新たな情報通信技術の活用

情報技術の進歩により、登録制防災メール、エリアメール、緊急速報メール、ツイッター等様々な情報伝達手段が出てきた。そこで、これらの活用について継続及び新たな検討を行

い、必要な環境を整備していく。

(3) 重要施設における情報通信機器の整備

学校や病院等の重要施設との連絡体制の確保を目的とした情報通信機器の整備を進める。
なお、単に整備するだけでなく、使用方法の習熟を念頭に置いた研修の実施も検討する。

(4) その他

東日本大震災においては、防災行政無線が耐震化されていなかったり、予備のバッテリーが十分でなかったりしたために、機能を果たすことができなかった事例もあったことから、日頃からそれらの整備を進める。

第5 職員の災害対応能力の強化

1 防災研修等の実施

◎【防災対策課／職員課／全課】

災害時における適切な判断力を養成し、自発的に責任を持って行動し得るよう職員に対して以下のとおり実施する。

(1) 防災業務の確認

各課においては、少なくとも年1回、以下の項目について確認する。なお、災害時の担当職務が平常時の担当職務と著しく異なるとき、定期的に実技修得演習を実施する。

- ① 各課の災害予防事務及び災害応急対策事務の確認
- ② 各課の初動時における活動要領の確認

(2) 研修・講習会の実施等

防災対策課もしくは職員課は、必要に応じ、研修、講習会を実施するとともに、県又は防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会を職員に受講させる。

2 職員の家庭における安全確保対策の徹底

◎【防災対策課／全職員】

家庭における安全確保対策が不十分であると、職員自身の負傷、家族の負傷等職員自身が災害によって甚大な被害を被る可能性が高くなる。そこで、市職員の家庭における家屋の保守点検、非常持ち出し品の用意等の安全確保対策が徹底されるよう、定期的に職員に対策の実施を促す。

3 職員の初動活動マニュアル・各専門活動マニュアルの作成

◎【防災対策課／全課】

防災対策課は、災害時において職員が迅速に初動活動を実施できるよう、あらかじめ動員配備基準や職員の参集方法を記した初動活動マニュアルを作成するとともに、職員の異動等に伴い、随時修正を行う。

また、関係各課は各種応急対策活動について有事の際に迅速に対応できるよう、主に次の活動マニュアルを作成し、必要に応じて更新する。

- (1) 被害情報等の収集・伝達マニュアル【防災対策課】 →第5節 第1 1
- (2) 広報マニュアル【防災対策課】
- (3) 医療救護活動マニュアル【健康管理課】 →第5節 第4 2
- (4) 指定避難所開設・運営マニュアル【防災対策課、高齢者支援課、子育て支援課】 →第5節 第5 3
- (5) 福祉避難所開設・運営マニュアル【障害福祉課、高齢者支援課】
- (6) 避難行動要支援者避難支援マニュアル【社会福祉課、障害福祉課、高齢者支援課、保育課】
- (7) 社会福祉施設等の支援対応マニュアル【障害福祉課、高齢者支援課、子育て支援課、保育課】
- (8) 児童・生徒引き渡し対応マニュアル【学校教育課、各学校】

- (9) 緊急道路確保マニュアル【土木管理課】
- (10) 水の調達・配分マニュアル【健康管理課】
- (11) 食料の調達・配分マニュアル【市民課、国保年金課】
- (12) 生活必需品の調達・配分マニュアル【商工観光課】
- (13) 遺体処理マニュアル【生活課】 →第5節 第123
- (14) し尿処理マニュアル【環境保全課】
- (15) 災害廃棄物処理マニュアル【環境保全課】
- (16) 保健衛生マニュアル【健康管理課】
- (17) 防疫・保健衛生マニュアル（風水害等編）【環境保全課】
- (18) 茂原市震前判定計画(応急危険度判定マニュアル)【建築課】
- (19) 被災宅地危険度判定実施マニュアル【都市計画課】
- (20) 応急住宅確保マニュアル【建築課】
- (21) 応急教育マニュアル【学校教育課、各学校】 →第5節 第163
- (22) 義援物資の受け入れ・配分マニュアル【商工観光課】
- (22-1) 義援金の受け入れ・配分マニュアル【会計課】
- (23) 罹災証明書交付マニュアル【市民税課】
- (24) 水門操作マニュアル【土木管理課】
- (25) 下水道施設対応マニュアル【下水道課】
- (26) 都市建設対策部[現場班]設置対応マニュアル【都市建設対策部庶務班】
- (27) 大雨時水害（農林業関連施設被害・農林業被害）対応マニュアル【農政課】
- (28) 大雨時水害（農業用ため池・用排水路）対応マニュアル【農政課】
- (29) 農業集落排水マニュアル【農政課】
- (30) 庁舎点検マニュアル（風水害編）【管財課】

【参考】各専門活動マニュアルに記載すべき災害時実施項目及び準備項目一覧

マニュアル名	災害時実施項目	準備項目
被害情報等の収集・伝達マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集伝達手段の被害状況把握 ○被害情報の収集 ○被害情報の整理 ○被害報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集・伝達体制の確立 ○被害報告様式・地図等の準備
広報マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○広報手段の被害状況把握 ○発災初期の広報内容・手段・方法 ○生活支援に係る広報内容・手段・方法 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報伝達手段の確保 ○情報伝達手段の操作習熟 ○広報案文の作成
医療救護活動マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の情報把握 ○医療機関、医薬品、医療資器材等の被害把握 ○救護班の編成、救護所の設置等初期医療活動の実施 ○後方医療活動の応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療関係機関の連携体制の確立 ○広域的な後方支援体制の確立 ○医療資器材の確保と調達体制の確立
指定避難所開設・運営マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所施設の安全確認 ○指定避難所の開設 ○避難者受入れ ○指定避難所運営、生活環境維持 ○指定避難所の閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所の適正配置、必要収容数の確保 ○指定避難所機能の環境整備 ○指定避難所管理者との連絡体制構築 ○迅速な指定避難所開設に向けた体制作り・訓練
福祉避難所開設・運営マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所施設の安全確認 ○福祉避難所の開設 ○避難者受入れ ○福祉避難所運営 ○福祉避難所の閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所及び必要物資の整備 ○要配慮者に対応した運営体制の整備・訓練
避難行動要支援者避難支援マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○安否確認、救出、避難誘導 ○避難所における要配慮者支援 ○要配慮者の実態調査（健康状態、ニーズ把握） ○福祉避難所への移送 	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者の所在確認、所在情報の管理 ○災害時の安否確認・避難誘導體制の整備
社会福祉施設等の支援対応マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設入所者の安否確認、避難誘導 ○要配慮者の実態調査（健康状態、ニーズ把握） ○福祉避難所への移送 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設管理者との連絡体制構築 ○災害時の安否確認・避難誘導體制の整備

マニュアル名	災害時実施項目	準備項目
児童・生徒引き渡し対応マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の安否確認 ○保護者への引き渡し方法 ○一時保護の考え方（帰宅困難児童生徒への対応） 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との緊急連絡体制の確立 ○食料、水等の備蓄 ○待機及び宿泊場所等の確保
緊急道路確保マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○道路被害状況の把握 ○交通規制 ○道路交通の確保 ○応急補修工事の施工 ○道路交通傷害物件の除去 ○応援の要請・受入 	<ul style="list-style-type: none"> ○本市以外の道路管理者及び警察との連絡体制の整備 ○緊急輸送道路の応急復旧優先順位の決定 ○建設業者等との応急復旧体制の調整 ○緊急通行車両の確認
水の調達・配分マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○給水施設の被害状況把握 ○避難者情報等の把握、必要水量の算定 ○給水計画の策定 ○応急給水資機材の確保 ○応急給水の実施 ○応援の要請・受入 	<ul style="list-style-type: none"> ○水の備蓄 ○給水拠点・給水エリア・給水ルート等の検討
食料の調達・配分マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者情報等の把握、必要物資量の算定 ○物資調達・配分計画の策定 ○物資の受入れ・配分 ○物資の配布、記録簿の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料の備蓄 ○物資集積所・物資調達及び配分ルート等の検討 ○物資調達・流通等に係る協定締結
生活必需品の調達・配分マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者情報等の把握、必要物資量の算定 ○物資調達・配分計画の策定 ○物資の受入れ・配分 ○物資の配布、記録簿の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活必需品の備蓄 ○物資集積所・物資調達及び配分ルート等の検討 ○物資調達・流通等に係る協定締結
遺体処理マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○死者発生状況の把握 ○遺体の検案 ○資機材の調達 ○遺体の身元確認、安置 ○遺体の記録・対処 ○遺体の搬送 ○遺体の火葬、埋葬 ○他都市への協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体安置所の確保 ○遺体の搬送体制の整備 ○棺・ドライアイス等の調達先の確保 ○遺体の火葬対応先の確保

マニュアル名	災害時実施項目	準備項目
し尿処理マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者数の把握と仮設トイレ調達 ○仮設トイレの設置 ○し尿収集処理体制 	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設トイレの備蓄 ○緊急トイレ対策の策定 ○避難者数の把握方法 ○関係業者との協力体制構築
災害廃棄物処理マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○処理施設の被害状況把握 ○災害廃棄物処理量の推計 ○解体作業の実施 ○仮置場の確保・搬入、収集運搬車両の確保 ○処理の実施 ○他都市への協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係業者との協力体制構築 ○広域応援体制の整備
防疫・保健衛生マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等の既設トイレ、仮設トイレ設置場所の状況把握 ○薬剤、資機材等の調達 ○避難所に対する消毒実施、避難者等への防疫指導 ○他都市への協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○消毒剤、機材の備蓄
茂原市震前判定計画(応急危険度判定マニュアル)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災建築物応急危険度判定の実施判断 ○判定実施計画の作成 ○判定作業の準備(調査員の確保・班編成、地区割、他都市への応援要請等) ○市民への広報 ○判定の実施 ○判定結果の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○土地家屋現況図、住宅地図、判定調査シート、判定実施マニュアル等の準備 ○建築士会等協力体制の構築 ○判定資器材の備蓄
被災宅地危険度判定実施マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地危険度判定の実施判断 ○判定実施計画の作成 ○判定作業の準備(調査員の確保・班編成、地区割、他都市への応援要請等) ○市民への広報 ○判定の実施 ○判定結果の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○土地家屋現況図、住宅地図、判定調査シート、判定実施マニュアル等の準備 ○判定資器材の備蓄
応急住宅確保マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設住宅の入居者の公募、入居手続き ○民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の確保 ○応急仮設住宅の入居者の公募、入居手続き ○市営住宅の確保 ○市営住宅の入居者の公募、入居手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設住宅用地候補の確保

マニュアル名	災害時実施項目	準備項目
応急教育マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○校舎・通学路等の安全確認、授業スペースの確保 ○指導体制の整備、応急教育計画の作成 ○学用品等の供与 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所スペースと応急教育スペースの棲み分けの検討・協議
義援金の受け入・配分マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握（義援金募集必要性の把握） ○義援金募集 ○義援金受け入れ・配分 	<ul style="list-style-type: none"> ○義援金配分委員会設置要領の策定 ○義援金の配分基準・手続き・方法等要領の策定
義援物資の受け入・配分マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握（不足物資の予測） ○義援物資の募集 ○義援物資の受け入れ・配分 	<ul style="list-style-type: none"> ○義援物資の配分基準・手続き・方法等要領の策定
罹災証明書交付マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○住家被害認定調査の実施 ○被害調査票の作成 ○罹災証明書発行準備（窓口開設等） ○罹災証明書発行受付・再調査申請受付・発行 	<ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明書発行方法の確認 ○住家被害認定調査に係る研修
水門操作マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○水位を防災情報 HP で確認 ○現場の水位確認 ○操作（閉・開）して記録 	<ul style="list-style-type: none"> ○水防配備表の分担確認 ○自動開閉の水門確認
下水道施設対応マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○機能不全施設等の被害状況の確認 ○施設等の清掃・消毒 ○優先順位を定めた応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ○配備体制の確立 ○機材の確認
都市建設対策部[現場班]設置対応マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○巡回及び被害現場への対応 ○被害受理票による対応指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○人員や必要機材等の配備 ○被災情報整理
大雨時水害（農林業関連施設被害・農林業被害）対応マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報の収集 ○巡視及び施設や農畜産物の被害状況収集 ○安全措置及び被害対応策の確行 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関連絡先及び関連団体代表者名簿の整理
大雨時水害（農業用ため池・用排水路）対応マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○水位調整対象ため池の落水確認 ○重点監視対象ため池の巡回 ○水位調整対象ため池の止栓確認 ○異常時の応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○水位調整対象ため池の管理者の把握
農業集落排水マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集及び調査活動 ○通行規制や農業集落排水処理施設使用中止等緊急処置及び応急復旧工事 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急対応実施担当者の明確化 ○関係機関との連絡体制の整備
庁舎点検マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○関係機関への被害状況の報告 ○被害・危険箇所の復旧作業の検討及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎不具合箇所の点検 ○非常電源への切替操作方法等確認

4 災害救助法の習熟

◎【社会福祉課】

【防災対策課】

社会福祉課は、第3章 第1節 第9「災害救助法の適用」に示された災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領の習熟を図り、それに対応した体制を整備する。

5 各部等における防災担当の配置

◎【防災対策課／各部】

職員の防災意識の高揚と各部等(部に属さない組織を含む。以下同じ。)における災害対応力の向上を目的に、次のとおり防災担当を各部等に配置する。各部長等は、年度当初に次の担当を指名し総務部長(防災対策課)に報告する。

また、防災対策課は、指名された職員が職場における防災推進者としての役割を担えるよう必要な防災の教育・訓練の実施などに努める。また、各部長等は、防災推進者が活躍できるような環境の整備を図るものとする。

防災統括リーダー	<ul style="list-style-type: none">・各部に1名の統括リーダーを配置する。・災害時には、本部連絡員となる。・平常時は、部内における防災対策の調整及び処理を行い、防災対策課との連絡調整、各種マニュアルの作成及び周知等に努める。
防災主任	<ul style="list-style-type: none">・各所属に1名の防災主任を配置する。・災害時は、所属において応急活動を迅速かつ適正に行うためのリーダーとなる。・平常時、防災統括リーダーを補佐し、所属内における防災意識・対策の向上に努める。

第6 業務継続計画の整備

◎【全課】

大地震等が発生した場合においても、市民の生命・身体及び財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持する必要がある。そのため、災害時に優先して継続すべき業務や中断しても早期に回復する必要がある業務を災害時優先業務として実施する態勢を確保し、共通資源(ヒト、モノ、情報)の準備や対応方針を定めた「茂原市業務継続計画」(平成29年9月)を策定した。

なお、業務継続計画の整備は、防災対策課が中心となり、関係各課からなる検討委員会等を設置して行う。業務継続計画に掲載した重要な項目は以下のとおり。

【業務継続計画の特に重要な項目】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制<ol style="list-style-type: none">ア 首長不在時の代行順位イ 休日・夜間等における災害応急対策の遂行に必要な職員の確保② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特定③ 電気、水、食料等の確保<ol style="list-style-type: none">ア 災害対策本部用に必要な非常用発電機の台数 |
|---|

- イ 非常用発電機に必要な燃料の備蓄量（最低限72時間稼働可能）
- ウ 職員のために必要な水・食料等の備蓄量
- ④ 必要な種類の通信機器を定めた多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データの特定及びバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理
- ア 大規模災害発生時に優先して実施すべき業務の特定
- イ 非常時優先業務ごとの遂行体制
- ウ 他の地方公共団体からの応援職員受け入れに関する規定

第7 公共施設の安全確保

1 各公共施設の安全性確保

◎【各公共施設】

各公共施設の管理者は、万一の災害に備え、防災訓練の実施や施設の安全対策を図るなど、利用者等への万全な施策を講じるものとする。

なお、学校給食センターについては、大規模災害時における炊き出し施設等として、機能保持に努める。

2 庁舎点検マニュアル・来庁者安全確保マニュアルの作成

◎【管財課】

発災直後に庁舎が通常どおり使用できるかを迅速に判断できるよう、管財課は庁舎点検マニュアルを作成しておく。また、勤務時間内における災害では、来庁者がいることが想定される。そこで、来庁者の安全確保を迅速・的確に行うため、マニュアルを作成しておく。

この際、地震発生時の災害対応を効率的に実施するため、千葉県地震災害予測システムの活用に留意する。

第5節 応急対策活動のための準備

第1 災害情報の収集・伝達体制の整備

1 被害情報等の収集・伝達マニュアルの作成

◎【防災対策課】

防災対策課は、災害時に迅速かつ的確に人的被害・住家被害（住家被害調査（罹災世帯調査）も含む。）の情報収集活動が行えるよう、平常時から被害情報等の収集・伝達マニュアルを作成しておく。

2 情報収集・伝達に関する個別訓練

◎【防災対策課】

防災対策課に属する職員並びに災害情報を取りまとめる関係課職員は、「被害情報等の収集・伝達マニュアル」をもとに、災害情報の収集・伝達訓練を実施し収集・伝達に習熟する。なお、訓練において問題点・課題を見いだした場合はマニュアル等を改善し防災対策の充実に結びつける。

3 ヘリサイン表示の推進

◎【防災対策課】

市では、「九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申合せ」に基づき、災害時のヘリコプターからの被害状況の把握や、緊急輸送活動等の迅速化に資するためヘリサインの表示を推進している。市内小中学校の内、13校(閉校2校を含む)の屋内運動場の屋根等にヘリサイン表示を設置済みであるが、今後も小中学校を中心に表示対象施設を検討していくものとする。

また、市内には、長生地域振興事務所と長生高等学校の二ヶ所の県有施設にもヘリサイン表示が設置されている。

【参考】資料6-5：ヘリサイン整備施設一覧表

第2 広報活動体制の整備

1 防災行政無線の使用の習熟

◎【防災対策課】

防災対策課及び総務課職員は、平常時から防災行政無線を迅速かつ的確に利用できるよう、個別訓練等により習熟しておく。

2 広報案文の作成

◎【防災対策課】

災害時には、様々な情報を防災行政無線等により広報することが想定される。そのため、防災行政無線等による広報が迅速に行えるよう、あらかじめ広報案文を作成しておく。

3 災害時広報紙の発行体制

◎【秘書広報課】

災害時には、広報紙による広報が大きな手段で、特に、生活維持活動を行う上では欠かすことのできない広報媒体である。そこで、災害時に広報紙による広報を速やかに行うために、平常時から緊急的に広報紙を発行できる体制を整備しておく。

4 報道機関による広報の準備

◎【秘書広報課】

大規模な災害が発生した場合、多数の報道機関が取材に殺到し庁舎内が混乱する可能性がある。一方、報道機関を通じて市内の災害の様子が報道されることは、外部からの救援を円滑にする効果がある。そこで、報道機関からの取材を円滑化するため、1階行政資料室を報道機関に提供し、報道発表及び取材対応を行うものとする。また、平常時から報道機関との協力方法について検討しておく。

5 広報体制の整備

◎【関係各課】

災害時における被害の状況や支援体制等については、市民などに広く速やかに周知する必要がある。よって、市のホームページなどによる情報伝達を速やかにかつ円滑に行えるよう、機能の充実と従事職員の配置など体制整備に努める。

第3 消防体制の充実

1 消防施設、消防水利等の強化と保全

◎【長生郡市広域市町村圏組合消防本部】

「消防力の整備指針」を目標とした「消防施設整備計画」や「消防水利の基準」などに基づき、消防施設、消防水利等の充実に努める。現有動力消防ポンプ、防火水槽等の整備及び性能点検を実施し、常にその性能の維持向上を図り、災害時にこれらが適切に機能するよう努める。消防水利については、防火水槽、消火栓が使用不能となった場合の代替水利（プール、河川等の自然水利）を確保しておく。また、応援体制についても、千葉県消防広域応援隊や緊急消防援助隊の施設・設備の強化を図るものとする。

2 消防団員の確保、消防団活性化対策の推進

◎【長生郡市広域市町村圏組合消防本部・消防団】

【防災対策課】

消防団は、通常の火災だけでなく、災害時においても消火、救出、救助等において欠くことのできない存在である。今後とも、消防団の施設・設備の強化を図り、団員の確保及び団の活性化が図られるよう次の対策を講じていく。

(1) 消防団活動のPR

広報紙への活動状況の掲載、行事への参加等を通じて消防団活動をPRしていく。

(2) 団員の健康状態の把握

災害時の消防団活動は、通常に増して肉体的・精神的な負担を強いる。そこで、日頃から消防団員の健康状態の把握に努める。また、東日本大震災の被害を踏まえると、中長期的な惨事ストレス対策の実施が必要不可欠であるため、惨事ストレス対策の実施に努める。

第4 医療救護体制の整備

1 長生保健所(長生健康福祉センター)との連携強化

◎【健康管理課】

長生保健所(長生健康福祉センター)では、平常時より、医療救護活動全般に対する助言、医療機関等との調整を図る災害医療コーディネーターの選任や、地域における災害医療対策について協議する地域災害医療対策会議を開催し、合同救護本部の運営にかかる重要事項を決定して、活動マニュアルの策定や訓練の実施などにより、災害医療体制の強化を図ることとなる。

そこで、本市(健康管理課)においても、平常時から長生保健所(長生健康福祉センター)と連携・共有し、災害医療体制強化を推進する。

2 広域医療救護所の整備

◎【健康管理課】

本市における災害時の医療救護活動の拠点となる広域医療救護所の整備並びに合同訓練等の実施により、災害時に長生郡市及び近隣市町村の医療供給を上回る状況になった場合の、迅速かつ効果的な医療の提供体制を整備しておく。

3 医療救護活動マニュアルの作成

◎【健康管理課】

災害時に迅速・的確に医療救護活動が行えるよう、平常時から災害時の種別により発生し得る健康問題の把握とその対策を示した医療救護活動マニュアルを作成しておく。なお、内容については、以下の項目を盛り込む。

- ① 長生保健所(長生健康福祉センター)との連携
- ② 医療に関する情報の収集・提供
- ③ 救護班の派遣
- ④ 広域医療救護所の設置・運営
- ⑤ 医薬品・医療資器材の確保
- ⑥ 後方医療機関への搬送
- ⑦ 応援の受入

また、避難生活に伴う二次的健康被害※の発生を最小にするため、臨機応変な対応と予測される予防保健活動を継続する必要がある。これについて、県が定める「千葉県健康福祉部災害対策マニュアル」および「千葉県災害時保健活動ガイドライン」との整合性、関連性をもつ「災害時保健活動マニュアル」を作成し、同時に要配慮者(高齢者・障害者・乳幼児等)ごとの災害対策ガイドライン等についても平常時より整備に努めるものとする。

※深部静脈血栓症／肺塞栓症(エコノミークラス症候群)、感染症や食中毒及び慢性疾患の悪化等

4 庁内各課の情報共有、連携強化

◎【健康管理課】

大規模な災害が発生し、本市において甚大な被害が生じた場合、被災者への救護活動等を実施するにあたり、各課に所属する保健師、看護師、歯科衛生士等を中心とした救護班を編成し、必要組織の配置、指揮系統など体制の整備に努める。そして災害時における救護、健康管理全般および保健活動が迅速に行えるよう準備しておく。

また、要配慮者や医療機器、機材等の使用者への支援対策を速やかに行うため、第2章-第5節-第6 要配慮者の安全確保のための体制整備-3 避難行動要支援者への対応、および-4 要配慮者全般への対応について、関係各課とともに情報共有を図り、リストの作成等により平常時から対象者を掌握しておく。

第5 避難活動体制の整備

1 避難所等の指定及び施設整備

◎【防災対策課】

【障害福祉課／高齢者支援課／子育て支援課／保育課】

(1) 避難所等の指定

市は、次の避難所等について事前に指定しておく。なお、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定または取り消したときは県に通知するとともに、公示する。

名 称	内 容
指定緊急 避難場所 *	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市長が指定する。
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設を市長が指定する。
広域避難所	指定緊急避難場所及び指定避難所が周囲の状況等により危険となり、より安全な場所への避難が必要となった場合、避難者を収容する比較的広い敷地を持つ公共施設から指定する。
福祉避難所	高齢者、障害者等一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために特別な配慮がなされた避難所。茂原市避難行動要支援者避難支援プラン【全体計画】に基づき、福祉施設など既存の施設を活用することとし、民間施設とは協定締結を実施していく。また、福祉避難所として指定する場合、施設確保のほか、介護等を行う人材の確保についても併せて検討しておく。

* 指定緊急避難場所に指定されていない場所においても、住民等が、浸水や土砂災害等の危険性がなく、安全性が確保されている広場、公園、空地などを避難場所として選定できる。

(2) 指定避難所の指定・整備等

次の点に留意するものとする。

- ① 施設の選定にあたっては、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配慮する。
- ② 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。この際、再生可能エネルギーの活用を含む、エネルギーの多様化に努める。
- ③ 避難所における救護所の施設整備に努めるとともに、公衆無線LAN等の整備に努める。
- ④ 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保及びバリアフリー化について考慮するものとする。
- ⑤ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む。）、水、非常用電源、炊き出し用具、毛

布、簡易ベッド、仮設トイレ及び感染防止対策用品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。この際、要配慮者、女性、子供(特に乳幼児)の避難生活に配慮するとともに、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

- ⑥ 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、特別な配慮がなされた福祉避難所の確保に努め、要配慮者に対応したポータブルトイレ等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に一人）等の配置に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- ⑦ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- ⑧ 教育活動の場である学校を避難所とする場合、応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- ⑨ 指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

2 避難所等の周知

◎【防災対策課】

防災対策課は、避難所等に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難所看板の設置等、適切な措置を講じておく。

3 指定避難所開設・運営マニュアルの作成

◎【防災対策課／障害福祉課／高齢者支援課／子育て支援課】

防災対策課は高齢者支援課、子育て支援課と連携して、災害時における指定避難所の設置・運営を迅速に行うために、平常時から指定避難所の設置・運営方法を十分理解した上で、指定避難所開設・運営マニュアルを作成し、関係各課及び施設管理者に運営方法の習熟を図る。

また、日頃から住民が主体となって、避難所運営体制特に組織、レイアウト及び業務等について検討し、準備することが重要である。

4 指定避難所開設・運営委員会の準備・訓練

◎【防災対策課／障害福祉課／高齢者支援課／子育て支援課／保育課】

大規模災害時において、直近動員の職員や指定避難所の施設職員及び自治会長、自主防災組織会長等が協力して、避難所運営委員会を組織し、当該避難所の円滑な運営を行うこととなっている。しかし、日頃から顔の知らない関係では、災害時に効率的な避難所運営は期待できない。そこで、避難者、地域住民、市職員等の役割分担を明確にし、自治会や自主防災組織を中心に、平常時より避難所運営委員会の組織化に努める。また、市の指導のもと、日頃から指定避難所開設・運営訓練を十分実施する。この際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

なお、指定避難所として使用できる施設の範囲については、教育委員会及び施設管理者と協議の上、事前に決めておくものとする。

第6 要配慮者の安全確保のための体制整備

1 社会福祉施設等の自主防災力の向上

◎【障害福祉課／高齢者支援課／子育て支援課／保育課】

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や入所者の酸素療法等の治療等に必要の非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、市へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

2 災害時の園児の安全対策に係る事前準備

◎【保育課／各保育所】

保育課及び各保育所は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

- ① 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。
- ② 園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
- ③ 警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
- ④ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

3 避難行動要支援者への対応

◎【社会福祉課／障害福祉課／高齢者支援課／子育て支援課／保育課／健康管理課】 【防災対策課】

災対法の規定により、国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行う。

(1) 全体計画の策定

茂原市地域防災計画の下位計画として、「茂原市避難行動要支援者避難支援プラン【全体計画】」を位置づけ、細目的な内容を定める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

① 要配慮者の把握

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者の把握に努め、災害時に迅速な対応がとれるようにする。

ア 日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している茂原市社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

イ 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。

ウ 所在把握には、自治会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

② 避難行動要支援者名簿の作成

把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 避難行動要支援者としての対象者

本市では、居宅で生活する次の者を対象とする。

- ・ 高齢者（75歳以上のひとり暮らしの者及び75歳以上の者のみの世帯）
- ・ 介護保険法の要介護3以上の者
- ・ 身体障害者（身体障害者手帳1・2級）
- ・ 知的障害者（療育手帳④・A）
- ・ 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級）
- ・ その他、災害時において支援が必要と認められる者

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

- ・ 氏名 ・ 生年月日 ・ 性別 ・ 住所または居所
- ・ 電話番号その他連絡先 ・ 避難支援等を必要とする事由
- ・ その他市長が必要と認める事項

③ 避難支援等関係者への事前の名簿情報等の提供及び安全確保の措置

茂原市個人情報保護法等施行条例(令和4年12月22日茂原市条例第17号)第6条及び茂原市個人情報保護法施行細則(令和5年3月29日茂原市規則第16号)第5条の規定に基づき、避難行動要支援者の同意を得ることを必要とすることなく、避難支援等関係者（消防機関、警

察署、民生委員、茂原市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会)に平常時から名簿情報及び後述の個別避難計画を提供し共有する。

また、名簿情報を提供された避難支援等関係者に対し、名簿情報の漏えい防止について必要な措置を講じるとともに、避難支援を行う際の安全確保に留意する。

④ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

ア 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報は最新の状態に保つ。

イ 避難行動要支援者の名簿情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居等により 避難行動要支援者名簿から削除された場合、その旨を避難支援等関係者に周知する。

⑤ 避難行動要支援者名簿の管理

庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障がないように、名簿情報適切な管理に努める。

(3) 個別避難計画の策定

全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から個別避難計画の策定を進めることが必要である。その際、名簿情報に基づき、避難行動要支援者及び避難支援等関係者と具体的な打合せを行いながら、令和7年度末までに優先度の高い避難行動要支援者について個別避難計画を策定する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、災害時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意事項、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載する。

4 要配慮者全般への対応

◎【社会福祉課／障害福祉課／高齢者支援課／子育て支援課／健康管理課】
【防災対策課】

(1) 支援体制の整備

災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）や「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（千葉県）を参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れる。

(2) 避難指示等の情報伝達及び避難等の配慮

高齢者や障害者等の要配慮者について、避難支援等関係者は、その状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

また、要配慮者が避難のための立ち退きの指示等を受けた場合に、円滑に避難のための立

ち退きを行うことができるように特に配慮しなければならない。

(3) 防災設備等の整備

ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災警報器等の設置の推進に努める。

(4) 避難施設等の整備及び周知

① 避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために、福祉施設等の特別な配慮がなされた福祉避難所の確保に努める。この際、平常時から要配慮者及びその支援者に対し、積極的な周知に努める。

また、福祉避難所等で受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した老人福祉施設や介護施設等の利用者の受入れのための拠点整備について、他市町村との調整に努める。

② 要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。

③ 県の手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の充実

要配慮者やその家族並びに福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(6) 在宅避難者等への支援

在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや長生保健所(長生健康福祉センター)、社会福祉協議会等福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(7) 広域避難者への対応

広域的に避難した避難者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるように配慮する。

第7 給水体制の整備

災害時における飲料水及び最低限の生活用水は、発災初期3日間を目途に給水量を確保する。そこで、飲料水等を十分確保し、水道施設を早期に復旧できるよう、以下の活動を実施する。

1 給水用資機材・設備等の整備

◎【防災対策課／健康管理課】

飲料水の供給については、防災備蓄倉庫に備蓄している飲料水を活用する。また、長生郡市管工事協同組合との協定により、市の要請に基づき、飲料水兼用耐震性貯水槽に汲み上げ用手押しポンプを設置し、飲料水を配給可能な状態にすることや、非常時における給水確保を目的に、水源からの飲料水の運搬を実施する。

よって、長生郡市管工事協同組合による円滑な給水活動が行えるよう、運搬した飲料水の貯蔵施設並びに、給水所における設備の整備を推進していく。また、給水タンク、給水容器類（飲料水配水袋、給水ポリ容器）等についての整備・充実も図る。

さらに、飲料水の供給に係る担当職員の配備についても平常時より決定し、速やかな応急給水活動が実施できる体制を整備する。

2 震災対策用貯水施設の整備

◎【防災対策課】

長生郡市広域市町村圏組合水道部の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難所等に飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を行う。

第8 食料・生活関連物資供給体制の整備

災害時において必要とされる物資は、必要食料数及び必要生活必需品数を十分確保できるよう、以下の活動を実施する。

1 民間流通業者との協定締結

◎【防災対策課】

【商工観光課】

災害時において食料（弁当等が中心）及び生活関連物資の供給が的確に対応できるよう、防災対策課は、平常時より民間の流通業者（大手スーパー、コンビニエンスストア等）や生協等との間で協定の締結を進める。なお、供給物資の配送についても業者に協力してもらうとともに、商工観光課は配送先（避難所等）を検討しておく。

2 災害時の物流体制の整備

◎【防災対策課】

【商工観光課】

市では、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等について、地域特性に応じて、民間流通業者と連携し、体制を整備する。

また、災害時に救援物資を求める場合の方法は、「茂原市大規模災害時受援計画」による。

3 備蓄の推進

◎【防災対策課】

民間流通業者との協定による食料・生活必需品の供給量を考慮しつつ、必要な物品を平常時から備蓄するとともに、市民に対しても備蓄を推進していく。この他、救助用資機材など防災用資機材や医薬品の備蓄についても計画的に実施するとともに、災害時において業者からの早急な供給が難しい要配慮者向けの食品については優先的に備蓄を行う。なお、東日本大震災では、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等の枯渇がみられ、流通物資の入手が困難となったことから、市として備蓄しておくべき物資の品目や数量等については、女性や子供（特に乳幼児）、地域住民の視点及び感染症対策も踏まえ検討する。

また、備蓄食料については、県が定めた「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」の備蓄目標に準じて、大規模災害の混乱時であること等を考慮し、1日2食・3日間分の備蓄を目標とする。

備蓄方法については、市全体が大きな被害を受けることを想定して、あらかじめ分散して必要な物資を備蓄することとし、基本的に避難所に備蓄倉庫を整備して備蓄する他、避難所となる市立小・中学校等の余裕教室等、既存施設の利用を検討する。

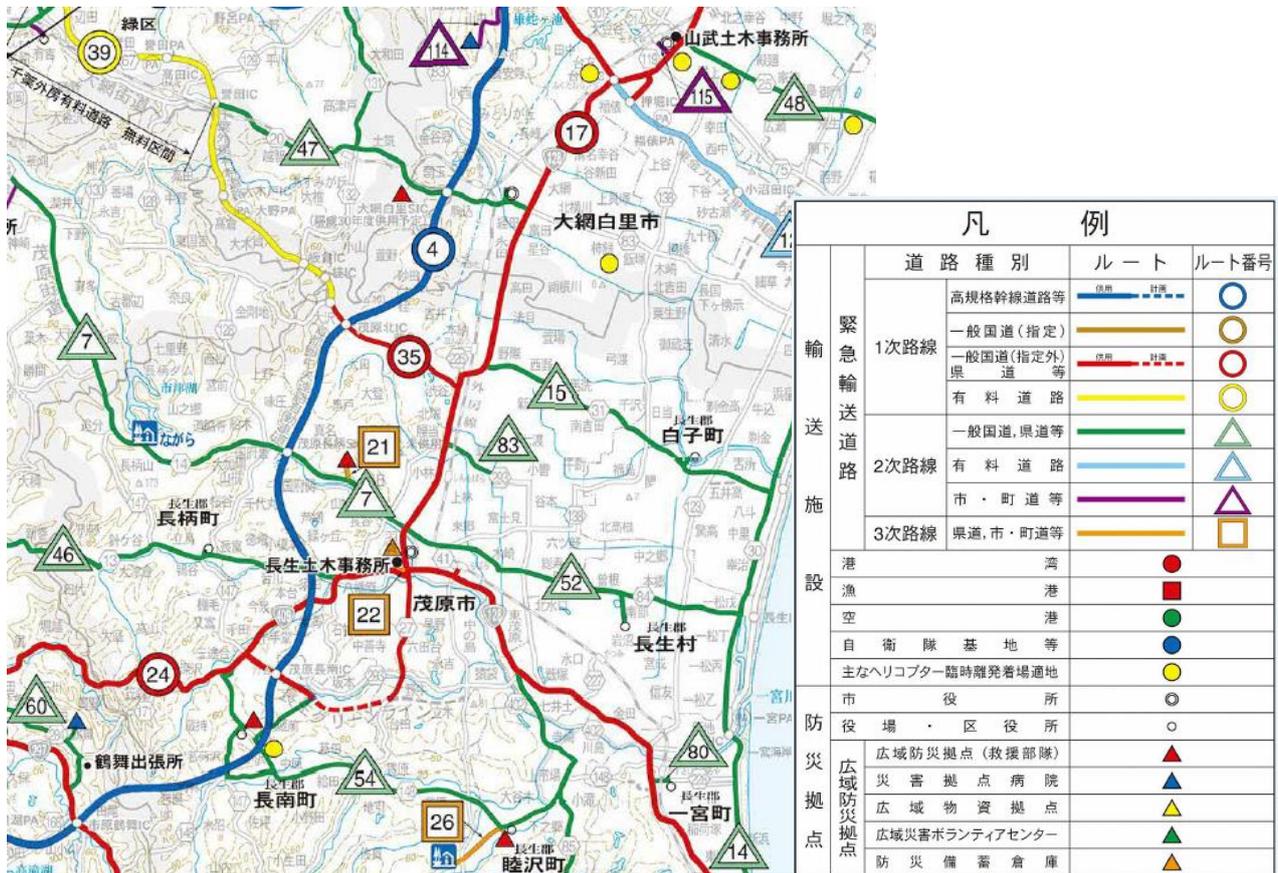
第9 重要道路の確保体制の整備

1 重要道路の指定・追加

◎【防災対策課】

(1) 県指定

県指定の緊急輸送道路は以下の図のとおり。



<市内を通過する緊急輸送道路>

【1次路線】

首都圏中央連絡自動車道(圏央道)[4]、国道128号[17]、国道409号[24]、主要地方道五井本納線[35]、生実本納線[39]

【2次路線】

主要地方道千葉茂原線[7]、茂原白子線[15]、市原茂原線[46]、茂原長生線[52]

【3次路線】

市道3級4023号線[21]、3級7560号線[22]

※[]は上記図のルート番号

(2) 市指定

発災初期には、救急・救助要員や被災者の搬送、救援物資の輸送等において陸上輸送が主力となる。そのため、発災時の緊急啓開を迅速に行うことができるように、平常時から重要道路を以下の基準により、指定・追加する。

- ① 消火活動、救出活動上重要な道路
- ② 緊急医療上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリポートに通じる道路）
- ③ 緊急救援物資の輸送上重要な道路
- ④ 広域応援受け入れ上必要な道路

2 重要道路の緊急啓開・復旧体制の充実

◎【土木建設課／土木管理課】

建設資機材等を有する茂原市建設業組合との間で締結している地震・風水害・その他災害応急対策に関する業務基本協定に基づき、災害時の重要道路の緊急啓開・復旧体制の確立に努める。

3 重要道路沿いの建築物に対する耐震化の促進

◎【建築課】

「茂原市耐震改修促進計画」に基づき、倒壊によって重要道路の通行を阻害する可能性の高い沿道建築物に対し、耐震化の促進に努める。

また、沿道建築物の耐震化を図ることが必要な道路として緊急輸送道路を位置付け、その一次路線のうち高規格幹線道路等を沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路に指定する。

4 茂原市建設業組合との連携強化

◎【土木管理課】

大規模災害時には茂原市建設業組合の保有する重機や車両等の協力が必要な場合も出てくる。万一の際に円滑に連携できるよう、防災連絡会議や防災訓練等を通じて防災体制の強化促進を図る。

第10 緊急輸送体制の整備

1 民間業者との協定締結

◎【防災対策課】

関係各課は、応急対策を実施する上で、土木建設業者、トラック協会、旅客輸送機関(バス会社など)等民間の所有する車両が必要になる活動について検討し、車両計画を作成する。防災対策課は、その計画を取りまとめ、配車計画を作成するとともに、民間業者との間で車両調達協力協定の締結を進める。また、この協定の締結と同時に、民間業者に対し、緊急通行車両の確認について指導する。同時に、それに伴う燃料についても、ガソリンスタンド等民間業者との間で協力協定の締結を進める。

2 緊急通行車両の確認

◎【関係各課】

大規模災害が発生し緊急の必要があるとき、県公安委員会は道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができるとされている(災対法第76条第1項)。通行が必要な場合は標章及び証明書が必要であるが、交付手続きを簡素化するため、災害発生前からの確認の制度が定められている。そこで、関係する課は、市有車についてあらかじめ確認手続をし、交通規制がなされた場合でも円滑に通行できるようにしておく。

【参考】資料8-21：緊急通行車両確認申出書

3 ヘリコプター離発着体制の整備

◎【防災対策課】

緊急時のヘリコプター離発着場を平常時から確保しておくとともに、市民への周知、障害物の除去等に努める。

※臨時ヘリポート：富士見公園（野球場含む。）
旧西陵中学校グラウンド

第11 帰宅困難者対策

1 一斉帰宅の抑制

◎【防災対策課／関係各課】

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷したりするおそれがある。また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、広報紙、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(各携帯電話会社)、災害用伝言板(web 171)、IP電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平常時からの体験・活用を通じて、災害時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、エリアメールや緊急速報メール、ホームページなどを活用して主体的に提供していく。

また、ツイッター・フェイスブック等のSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージ(※)などを活用した情報提供についても検討・実施していく。

※ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)：インターネット上で社会的ネットワークを構築するサービス。代表的なサービスは、「フェイスブック」や「ツイッター」など。サイト上で会員同士がメッセージを交換したり、日記を投稿したりできることなどが大きな特徴。

※ デジタルサイネージ：屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。

(4) 企業、学校などの関係機関における施設内待機のための対策

企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒等を安全に待機させるための耐震診断・改修、備品の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校などの関係機関については、家庭や地域と連携協力して備蓄に努めることとする。

2 帰宅困難者等の安全確保対策

◎【防災対策課】

(1) 一時滞在施設の確保と周知

所管する施設から耐震性などの安全性を考慮した上で、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。民間施設については、当該事業者と協議を行い、検討するものとする。

また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

あらかじめ大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業、学校などの関係機関における訓練実施の要請

企業、学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒等の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

3 帰宅支援対策

◎【防災対策課】

大地震等により公共交通機関が不通となった場合、徒歩による帰宅支援として、九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーションや石油商業組合加盟のガソリンスタンドにおいて、水道水の提供やトイレの使用、道路情報の提供など可能な範囲で協力を得られることとなっている。よって、災害時帰宅支援ステーション等の認知度向上のため、事業者と連携してホームページや広報紙などを活用した広報を実施する。なお、災害時帰宅支援ステーションについては、資料4-5のとおりである。

【参考】資料4-5：災害時帰宅支援ステーション

第12 遺体の処理、埋・火葬の体制整備

1 民間事業者との協定締結

◎【防災対策課】

棺、ドライアイス等遺体の処理、埋葬に必要なものが迅速に確保できるよう、防災対策課はあらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。

2 遺体安置所の選定

◎【防災対策課】

大規模災害時には多くの身元不明の遺体が発生することが予想される。そこで、防災対策課は、平常時から遺体安置所（寺院・公共施設等）を確保・選定しておく。

3 遺体処理マニュアルの習熟

◎【生活課】

生活課は、災害時における遺体処理を迅速に行うために、平常時から遺体取り扱いの流れを十分理解した上で、遺体処理マニュアルの習熟を図る。

第13 し尿及び廃棄物等の収集・処理体制の整備

1 災害廃棄物処理計画

◎【長生郡市広域市町村圏組合環境衛生課／環境保全課】

長生郡市広域市町村圏組合は、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」（以下「策定指針」という。）に基づき、「災害廃棄物処理計画」を策定し、県及び市と連携して、迅速かつ適正な処置体制の確立を図る。なお、災害廃棄物の処理方針は次のとおりとする。

（１）がれきに関する処理方針

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち、長生郡市広域市町村圏組合の最終処分場で適正に処分することとする。

（２）片付けごみに関する処理方針

住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみが多量に発生することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

（３）生活ごみに関する処理方針

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

（４）適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、分別や収集、仮置場の利用方法等について、住民やNPO・ボランティア等に対して、効果的な広報手段により周知するとともに、相談窓口を設置するものとする。

（５）し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、県が関係団体と締結した「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求めるため県への要請を行うものとする。

2 災害廃棄物の仮置場の選定

◎【環境保全課】

短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合が想定される。そこで、環境保全課は、発災時の災害廃棄物の発生量を策定指針等に基づき推計し、以下の点に留意して、一時保管するための仮置場の候補地をあらかじめ確保しておく。

- ① 他の応急対策活動に支障がないこと
- ② 環境衛生に支障がないこと
- ③ 搬入に便利なこと

- ④ 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと

3 仮設トイレの整備

◎【環境保全課】

仮設トイレ等し尿処理に必要なものが迅速に確保できるよう、環境保全課は、災害用トイレに関する協定を締結している業者と平常時より物資の把握等の連携を図り、体制の整備に努める。

第14 防疫・保健衛生体制の整備

◎【環境保全課／健康管理課】

消毒剤、防疫用薬剤、消毒散布用器械（噴霧器等）等防疫・保健衛生活動に必要な物資が迅速に確保できるよう、環境保全課及び健康管理課はあらかじめ調達業者を把握しておくなど体制の強化に努める。

また、健康管理課は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合を想定し、長生郡市広域市町村圏組合水道部と連携して、平常時より安全な水道水の確保に向けた対策の整備、市民に対する迅速かつ的確な広報及び指導等が行われるよう、体制の強化を図るものとする。

さらに、健康管理課は、県と連携して早期に健康相談等保健活動が実施できるよう平常時より体制の整備に努めるものとする。なお、健康相談では被災者の健康管理と併せて、避難所の環境整備、感染症予防、エコノミークラス症候群等に対する積極的な予防活動が行われるよう検討しておくものとする。

第15 住宅対策の体制整備

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定における実施体制の整備

◎【建築課／都市計画課】

大地震等により建築物や宅地が被災した場合、余震等による倒壊、部材の落下、擁壁、法面の崩壊などによる二次災害を防止し、使用者、利用者等の安全を確保するため、被災建築物応急危険度判定並びに被災宅地危険度判定を実施する必要がある。よって、建築課並びに都市計画課は、必要な技術を習得するための講習会への参加による判定士及び判定コーディネーター（応急危険度判定のみ）の養成や県への要請に基づく民間団体からの支援体制の整備など、平常時より迅速かつ円滑な判定活動が行われるための体制づくりに努めるものとする。

2 応急仮設住宅建設予定地の選定

◎【建築課】

建築課は、以下の点に可能な限り留意して、応急仮設住宅建設予定地の候補地をあらかじめ選定しておく。

- ① 空き地・公園等の公有地（公有地については、各所管課の協力を得る。）
- ② 空き地・公園等の私有地（ただし、私有地の借り上げ使用料は災害救助法が適用された場合であっても救助費の対象とならない。）
- ③ ガス、水道、電気等供給施設の敷設可能な場所
- ④ 保健衛生上問題のない場所
- ⑤ 交通機関、教育機関等社会施設の便利な場所

3 公営住宅等のあっせんを打診する住宅のリスト作成

◎【建築課】

大規模災害時には、住宅の確保を目的として、必要に応じて公営住宅等のあっせんを行う必要がある。そこで、建築課は平常時から公営住宅等のあっせんを打診する住宅についてリストを作成しておき、災害時に迅速に対応できるよう努める。

第16 文教対策の体制整備

1 防災教育・訓練の充実・強化

◎【学校教育課／各学校】

学校教育課及び各学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努め、防災教育の一層の充実を図るものとする。

具体的には、学校における児童生徒等に対する防災上必要な安全教育やボランティア精神を培うための教育を行うとともに、教職員に対しては防災対応能力の向上に関する指導を行う。

また、防災上必要な訓練についても、充実を図る。

2 災害時の児童・生徒・園児の安全対策に係る事前準備

◎【教育総務課／学校教育課／各学校／各幼稚園】

◎【子育て支援課／各保育所】

関係各課、各学校、各幼稚園及び各保育所は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

- ① 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。
- ② 児童・生徒・園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
- ③ 警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
- ④ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知しておく。

3 応急教育マニュアルの作成

◎【学校教育課／各学校】

発災後、児童・生徒が早急に授業を受けられるよう、学校教育課及び各学校は、県が作成した「学校における地震防災マニュアル」を参考に、応急教育マニュアルを事前に作成しておく。なお、マニュアルには以下の点を盛り込むこととする。

- ① 児童・生徒の安否確認
- ② 避難所となっている学校等の被災者への対応（体育館への移動等）
- ③ 転校手続き（他市町村並びに県外へ避難した児童・生徒に対する処置）
- ④ 授業の方法（臨時校舎での授業、近隣校への合併・分散による授業、昼間二部授業、短縮授業、家庭学習等）

4 文教施設・設備の予防対策

◎【教育総務課／学校教育課／生涯学習課】

教育総務課、学校教育課及び生涯学習課は、文教施設・設備に関して、平常時から以下の整備を行うものとする。

- ① 文教施設整備の際の耐震性の確保、不燃化及び堅牢化の促進並びに非構造部材についての安全点検等に関すること
- ② 災害時の迅速かつ適切な消防、避難及び救助のための施設・設備等の整備の促進並びに防災上必要な物資の備蓄に関すること
- ③ 災害時の設備、備品の転倒・破損等の防止対策や薬品等危険物の管理に関すること
- ④ 校地の選定、造成等をする場合の適切な災害予防措置に関すること

第17 防災訓練の推進

東日本大震災の教訓等を踏まえ、地域防災計画や各種マニュアルの見直しに反映できるよう、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

1 防災訓練の実施

◎【防災対策課】

防災に関する技術等を向上し防災関係機関との連携を強化するため、また、地域防災計画の実効性の検証等防災上の課題を把握するため、防災訓練を実施する。訓練には、市民及び防災関係機関相互との協力体制の確立に重点を置く地域防災訓練をはじめ、災害時に担当する事務の所管課が実施する各個別訓練を実施するものとする。

- | | | |
|-------------|-------------------------|---------------------|
| ① 消火訓練 | ② 水防訓練 | ③ 避難誘導訓練 |
| ④ 情報収集・伝達訓練 | ⑤ 災害対策本部、地区活動拠点の設置、運営訓練 | |
| ⑥ 非常参集訓練 | ⑦ 医療救護班派遣訓練 | ⑧ 初期消火訓練 |
| ⑨ 応急救護訓練 | ⑩ 避難訓練（要配慮者含む。） | ⑪ 避難所運営訓練（感染症対策を含む） |

2 災害対策本部設置・運営訓練の実施

◎【防災対策課】

災害が起きた際に災害対策本部が迅速に設置・運営できるよう、災害対策本部設置・運営訓練を実施する。内容としては、職員の非常参集、事務局の設置、被害情報の収集・伝達、防災関係機関への連絡などとする。

3 訓練結果の地域防災計画等への反映

◎【防災対策課】

防災訓練及び災害対策本部設置・運営訓練の実施後アンケート調査等を行い、問題点・課題を把握し防災対策の充実に結びつけるよう努める。

第6節 被害の発生防止・拡大防止対策の推進

第1 地震火災の予防

1 出火の防止

◎【長生郡市広域市町村圏組合消防本部】
【防災対策課】

(1) 一般家庭に対する指導

市及び長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、自主防災組織等を通じて一般家庭に対し、消火器具等の普及と取り扱い方について指導を行うとともに、防災訓練時においても同様の啓発指導を行い、地震時における火災の防止と消火の徹底を図る。

【一般家庭に対する指導内容（例）】

- | |
|---|
| <p>① 地震発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none">ア 自分の身の安全を守る。イ 揺れが収まったら<ul style="list-style-type: none">(ア) 使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。(イ) ガスの元栓を締める。(ウ) 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。 <p>② 平常時の対策</p> <ul style="list-style-type: none">ア 消火器、消火バケツ等の消火用器材の設置イ 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器設置ウ 可燃物（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検 |
|---|

(2) 防火対象物の防火管理体制の確立

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と災害時の応急対策が効果的に行える行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図るものとする。

(3) 予防査察の強化指導

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、消防法第4条の規定による立ち入り検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な査察等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期す。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教

育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立ち入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行なうものとする。

(5) 化学薬品等の出火防止

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、化学薬品を取扱う学校、病院、薬局等の立ち入り検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。

(6) 消防同意制度の活用

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時に防火の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する消防同意制度の効果的な運用を図るものとする。

2 初期消火

◎【長生郡市広域市町村圏組合消防本部】

【防災対策課】

- ① 市及び長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励するものとする。
- ② 市及び長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、地域住民や自主防災組織に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 延焼拡大の防止

◎【長生郡市広域市町村圏組合消防本部・消防団】

【防災対策課】

(1) 常備消防の強化

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、災害態様の変化に応じた適正な消防力の増強を図るものとする。

(2) 消防団の強化

消防団は、震災時に長生郡市広域市町村圏組合消防本部を補完し、消火活動を行うとともに、平常時は住民等に対して出火防止の指導を行っていく。また、震災時の活動に対応できるように可搬ポンプ等を整備し、活動体制の強化を図るものとする。

なお、消防団員が減少していることから、団員確保のため、以下の点について留意する。

- ① 消防団に関する住民意識の高揚
- ② 処遇の改善
- ③ 消防団の施設・装備の改善
- ④ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- ⑤ 機能別団員・分団の採用の推進

第2 建築物不燃化の促進

◎【建築課／都市計画課】

災害に強いまちづくりを進めるためには、建物を不燃化することが重要であるため、不燃化に対する意識の高揚や指導に努め、耐火建築物の建設を促進する。

また、市街地における火災被害の拡大を防止するため、都市基盤整備の進展や土地利用の動向を見ながら、防火地域及び準防火地域の指定の検討を行い、都市防災の向上に努める。

第3 防災空間の整備

1 都市公園の整備

◎【都市整備課】

都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能の他に、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。このため計画的な公園整備を進めるとともに、現在、施工中の長生広域公園に県との連携を密にして防災空間の整備を図る。

2 都市計画道路の整備

◎【土木建設課】

道路は、震災時において火災の延焼防止、避難及び緊急物資の輸送ルートとしての機能を有している。このため都市の構造、交通及び防災等を総合的に考慮して、緊急性の高い都市計画道路の整備を推進する。

第4 市街地の整備

◎【都市整備課】

本市の既成市街地の中には、道路・公園等の都市基盤の整備が不足し、かつ、老朽建築物の多い木造密集市街地があり、地震による建築物倒壊等の集中的被害が発生するおそれがある。そこで、面的な都市基盤施設の整備と併せて建物の更新等が図れる土地区画整理事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。また、新たな市街地形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を基本として、都市基盤の整備を促進する。

第5 建築物の耐震対策

1 既存建築物の耐震診断・改修の促進

◎【建築課】

建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

そこで、国の住宅・建築物耐震改修等事業等の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修等促進のための施策を推進する。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)及び同法に基づく「千葉県耐震改修促進計画」(令和3年3月)に沿い策定した「茂原市耐震改修促進計画」に基づき、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努めるとともに、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためのデータベースを整備し、耐震改修等の進捗管理に努める。

さらに、同法に基づき耐震診断を行いその結果を報告することが義務付けられている大規模な建築物等の所有者に対しては、その着実な実施のために必要な支援を行う。

なお、緊急性の高い施設とは、以下の既存建築物とする。

- ① 被災時にその機能確保が求められる建築物
例：避難施設、救護・救援施設、災害復旧拠点施設、ライフライン管理施設等
- ② 高齢者、障害者等要配慮者が利用する建築物
例：社会福祉施設、老人保健施設等
- ③ 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
例：大型スーパー等

2 家具転倒防止対策の普及促進

◎【防災対策課】

家具等の転倒による被害を軽減するため、建物所有者や建物居住者向けに家具の固定方法等についての知識の普及を図る。具体的には、広報紙やパンフレット、ウェブページ等により、家具の固定方法等の内容を周知するとともに、必要に応じて、家具の固定方法等に関する講習会等を開催する。

第6 ブロック塀等の改修促進

◎【建築課／事業者】

平成30年6月に発生した大阪北部地震では、倒壊したブロック塀の下敷きになり、命を落とす被害が発生しており、道路沿道ブロック塀等の安全対策による人的被害の防止と、避難路や消防車等の緊急車両の通行の確保が急務となっている。

地震によるブロック塀、石塀の倒壊を防止するため、関係法規・基準に基づいた適正な維持管理がなされるよう意識啓発を行うとともに、倒壊の危険があるブロック塀の除去や改善にかかる費用の補助を行い、被害の防止を図る。

第7 津波災害予防対策

◎【防災対策課】

千葉県による津波浸水想定が平成25年3月に修正され、九十九里浜沿岸に津波高10mの津波が発生した場合、市内清水の一部が浸水する想定となった。このことから、行政と市民などが迅速かつ的確に行動することができるように、「茂原市津波避難計画」（平成29年11月）を策定した。計画については、津波避難訓練等を通じて、より実践的な計画にするよう適宜見直しを行うものとする。

また、県の津波浸水予測図等を活用し、地震防災対策特別措置法第14条第2項に基づく津波ハザードマップなどの啓発資料を作成し、市民などの避難に有効に活用されるよう、デジタル技術の活用と相まって効果的な周知に努める。

【参考】資料7-10：長生郡市広域災害対応計画（抜粋）

第8 液状化災害予防対策

1 液状化対策の推進

◎【関係各課】

上下水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、市民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、市民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策

◎【関係各課】

(1) 上水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

(2) 下水道等排水施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

(3) 工業用水道

地盤改良等による防止対策については、管路施設のほとんどが道路等の占用により布設されていることから、道路等の管理者及び隣接する占用事業者と協議の上、推進する。

(4) 道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、落橋や倒壊を防ぐため、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じる。

(5) 河川

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いですが、そのような地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあるため、堤防や護岸等の整備に当たっては液状化対策など耐震対策を考慮して推進する。

このため、国土交通省で作成した堤防等の各種施設の耐震点検マニュアルに基づき点検を行い、危険度の高い箇所より順次液状化対策等を推進する。

3 液状化対策の広報・周知

◎【防災対策課／建築課】

(1) 液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの広報・周知

県が実施している液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化危険度マップ」や「揺れやすさマップ」（図2-1）を用いて、市民にわかりやすく広報・周知するとともに、今後もその時点における最新の学術的な知見を踏まえ、必要に応じて対応を検討するものとする。

また、市民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を公表などし、市民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。

(2) 住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、市民個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。

市民には、「液状化危険度マップ」（図2-2）を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発する。

既存住宅においては、液状化対策工法はかなり限られるが、国や大学等の研究機関が住宅建築後の液状化対策工法について研究を進めていることから、これらの研究結果や施工例の情報を収集して市民に広報する。

4 液状化被害における生活支援

◎【関係各課】

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

第9 土砂災害等予防対策

1 土砂災害の防止

◎【防災対策課／土木管理課】

(1) 土砂災害危険箇所の周知

県がホームページで公表している土砂災害危険箇所について広く周知するとともに、インターネットを活用できない高齢者等にも周知するため、県が作成する土砂災害危険箇所マップを公民館等に配付する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定と要配慮者利用施設における避難等

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。市は県と協力し、指定された区域における避難体制を整備するとともに、土砂災害特別警戒区域における建築物の構造、開発規制若しくは移転等の対策を進める。

また、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等は、主体的に避難確保計画を作成し、避難訓練を実施する。

(注) 要配慮者利用施設： 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

【参考】資料4-3-2： 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表

(3) 地震後の土砂災害危険箇所の緊急点検

震度5強以上の地震が発生した場合、「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領（案）」（平成19年12月国土交通省策定）に基づき、県、国土交通省は土砂災害危険箇所等緊急点検を実施し、市はこれに協力する。

また、市は県と協議を行い、緊急点検の実施にあたり住民などに不安を与えないように、実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、住民・関係機関等に対して事前に周知する。

(4) 国土保全事業の推進

① 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

市と県で協議の上、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

現在、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域は、資料7-2のとおりであるが、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

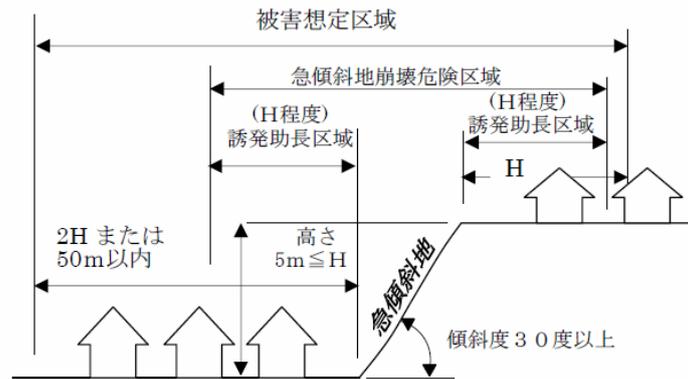
<急傾斜地崩壊危険区域指定基準>

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

(ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ

(イ) 急傾斜地の高さが5m以上のがけ

(ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。



イ 急傾斜地崩壊防止工事

崩壊防止工事については、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、かつ地域住民の協力が得られるものから順次実施していく。

なお、実施については、原則として国・県の補助事業の認定を受け行うものとする。

② 土石流対策

土石流危険渓流箇所は、資料7-2のとおりである。危険性の高い渓流には、砂防ダム、流路工事等の対策整備を県に要請する。

③ 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出による災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県は、「山地災害危険地区調査要領」により、山腹崩壊危険地区等の調査を実施している。本市の山腹崩壊危険地区は、資料7-2のとおりである。

これらの危険地区については、降雨等により崩壊の可能性が高く、早急な復旧、予防対策を必要とする箇所から県と協議し治山事業に努める。

(5) 急傾斜地等のパトロール及び市民への危険周知

災害が予想される場合は、急傾斜地崩壊危険区域及び危険度の高い住宅地周辺のパトロールを強化し、危険な箇所に居住する市民等に対し崩落の危険性を周知徹底する。

【参考】資料7-2：茂原市土砂災害警戒区域等

2 ため池災害対策

◎【農政課】

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、県の実施する緊急連絡体制の整備やハザードマップの作成と周知について協力する。

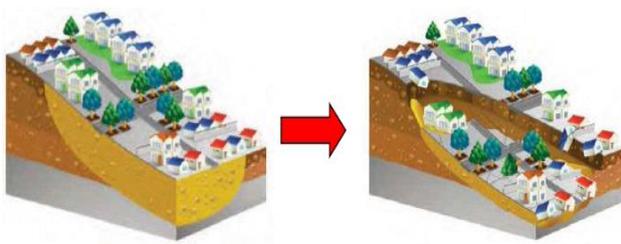
3 大規模盛土造成地における宅地耐震化の推進

◎【都市計画課】

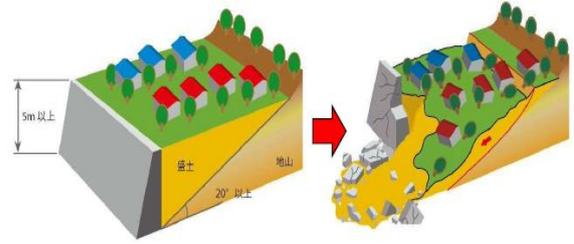
(1) 大規模盛土造成地とは

- ① 盛土の面積が3,000平方メートル以上（以下「谷埋め型大規模盛土造成地」という）
- ② 盛土をする前の地盤面（以下「原地盤面」という）の水平面に対する角度が20度以上でかつ、盛土の高さが5メートル以上（以下「腹付け型大規模盛土造成地」という）

① 谷埋め型



② 腹付け型



(2) 本市における第一次スクリーニング結果と公表

令和元年度の国直轄事業により大規模盛土造成地マップが作成され、本市の大規模盛土造成地は、谷埋め型64箇所、腹付け型3箇所の計67箇所と判明した。

大規模盛土造成地の存在を周知し、地域防災に対する意識の高揚と災害の防止や被害の軽減を図るために、「大規模盛土造成地マップ 茂原市」を都市計画課のウェブページで公表する。

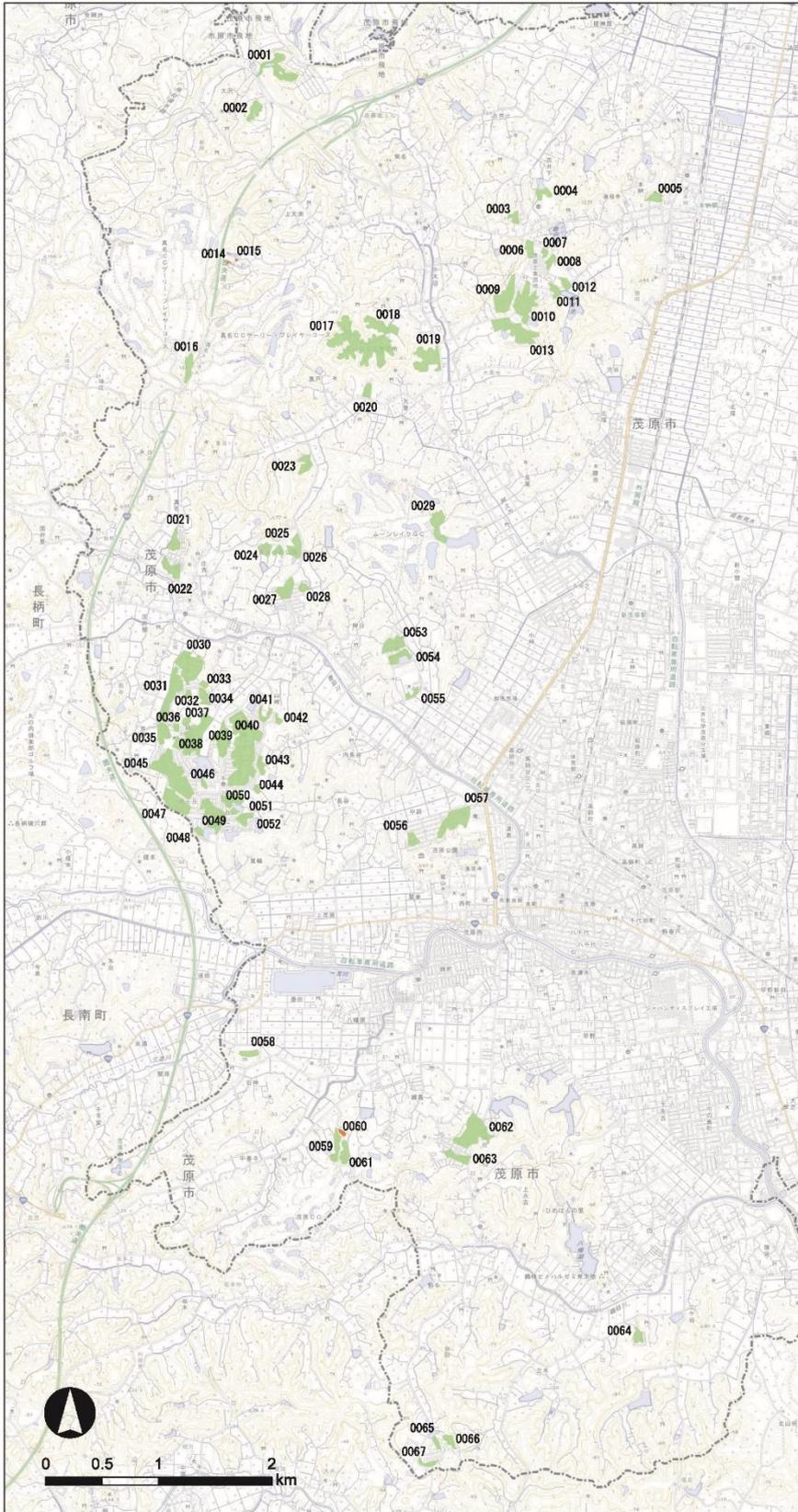
(3) 第二次スクリーニング

第二次スクリーニングとは、地盤調査及び安定計算により滑動崩落のおそれのある大規模盛土造成地を抽出するまでを示すが、多数存在する大規模盛土造成地の造成年代調査や第二次スクリーニングの優先順位付けを行う計画（優先度評価）の策定までを行う。

(4) 宅地耐震化の推進

第二次スクリーニングにより、滑動崩落造成地が明確になり、耐震対策を実施する必要性が判断でき、対策の必要な土地所有者等に対して耐震対策工事を実施するよう宅地耐震化を推進していく。

大規模盛土造成地マップ 茂原市



(2019年度作成)



- ・このマップは大規模盛土造成地のおおよその位置と規模を示したもので、盛土の危険度を表すものではありません。
- ・このマップに掲載されていない区域には、大規模盛土造成地は存在しません。

凡例

: 谷埋め型大規模盛土造成地
 : 腹付け型大規模盛土造成地

◇大規模盛土造成地

- ・谷埋め型
谷を埋め立てた宅地で盛土の面積が3,000㎡以上の盛土造成地
- ・腹付け型
傾斜地盤上に盛土した宅地で、盛土する前の地盤面の角度が20°以上かつ、盛土の高さが5m以上の盛土造成地

----- : 行政界

このマップの背景図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものです。
 (測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 1JHf 1105/ 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない)

第10 ライフライン等の予防対策

1 上水道施設の安全確保整備

◎【長生郡市広域市町村圏組合水道部】

上水道施設が災害に耐えられるよう、老朽施設の整備、改良を進めるとともに、施設の常時監視点検を強化して、その保全に努める。

(1) 耐震化の指標作成

長生郡市広域市町村圏組合水道部は、水道施設の耐震化について、目標年度を定め、耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画策定に努める。

(2) 緊急を要する対策

耐震性の観点から石綿セメント管や老朽施設等について、緊急に補強又は更新に努める。

(3) 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、自家用発電設備など施設の整備補強、及び複数系統化などの水道システムとしての耐震性の向上を図る。

(4) 広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できる体制を整える。

2 下水道等排水施設の安全確保整備

◎【下水道課／農政課】

ポンプ場及び処理場内既存の重要施設については、新たに耐震対策を順次行い、施設の多系統化・複数化、予備の確保等で災害に強く補修の容易な構造とし、復旧対策に重点をおいた整備を図るとともに、地震時においても最小限排水機能が確保されるよう整備を図る。また、地震による停電や電機系トラブルに対応するための予備電源設備の確保や職員体制の整備など、緊急時の速やかな対応を図ることのできる体制を構築する。なお、施設の維持・管理については、日常点検などによる危険箇所の早期発見と改善を行い、施設の機能維持に努める。

3 電気施設

(1) 災害予防計画目標

建物については、建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む。）については、ダム設計基準、港湾工事設計要覧、道路橋示方などの基準水平震度とする。

(2) 防災施設の現況

通信設備として、水平加速度 0.5G に耐え得るような機器を有している。

(3) 保守・点検

東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社は、地震時における電力供給確保の観点から電力施設の耐震性の確保及び代替電力の確保を図る。

また事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(4) 計画停電等に伴う住民周知

東日本大震災では、原子力発電施設が被災した影響から電力供給不足が生じ、計画停電が実施されたが、市民周知の課題に関して、電力会社による速やかな情報伝達体制の強化、情報システムの開発、人員確保など、計画停電等不測の事態が発生した場合における組織の整備拡充に努め、市と連携して市民に対する迅速的確な広報活動が実施できる体制づくりを構築する。

4 ガス施設

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいている。各施設の安全化のための対策は、次のとおりである。

(1) 製造施設

- ① 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。
- ② 緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。

(2) 供給施設

- ① 新設設備は、ガス事業法「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強等を行っている。
 - ア ガスホルダーやガス導管の設計は、地震力を考慮して設計しているほか、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置している。
 - イ ガス導管材料は高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手・構造等を採用し、耐震性の向上に努めている。特に低圧導管においては、地盤変位を吸収し、地震による損傷を最小限に食い止めるポリエチレン管（PE管）を採用している。
- ② 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化（震災時に被災地区への供給確保及び早期復旧を進めるため、供給区域をブロック化）、放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。
- ③ 放散塔の設置
地震時のガスによる二次災害を防止するため、中圧導管の管内ガスを安全に空中放散する必要があることから、工場、整圧所、幹線ステーション等に放散塔を設置している。

(3) 通信施設

ループ化された固定無線回線の整備及び可搬型無線回線の整備を行っている。なお、固定局のアンテナ類は耐震設計がなされている。

(4) その他の安全施設

① 地震計の設置

地震発生時には地震動が把握できるよう工場、整圧所、幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナにはS Iセンサーの設置を行っている。

② 安全装置付ガスメーター設置

二次災害を防止するため、200 ガル以上の地震時にガスを遮断する安全システム（マイコンメータ）の普及促進に努めている。

5 電話施設

(1) 建物設備

建築基準法による耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6（弱・強）に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

(2) 局外設備

① 土木設備

ア マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。

イ 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。

ウ 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

② 線路設備

ア 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。

イ 幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

(3) 局内設備

① 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。

② 通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

(4) その他

地震が発生した場合、必要の都度、設備点検を実施する。

第11 道路及び交通施設の安全化

道路、鉄道等は、生活を営む上での基盤として、非常に大きな地位を占めている。また、災害時においても、罹災者の救援救護活動、緊急物資の輸送等重要な役割を担っているため、耐震対策を実施し、安全確保に努める。

1 道路橋梁防災計画

◎【土木管理課】

市道の地震発生による被害は、路面の亀裂、陥没、沈下、土砂崩落及び落石等の発生が予想されるため、特に危険性のある防災効果の高い箇所から安全対策を推進する。また、橋梁については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防的な修繕及び計画的な橋梁の架け替えを国・県の補助金等を活用しながら実施し、老朽化する橋梁の、十分な安全性の確保に努めるものとする。なお、緊急輸送道路、防災上重要な道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁の耐震対策や法面などの施設の安全対策を優先的に実施していく。

2 鉄道施設

市内をJR（東日本旅客鉄道株式会社）外房線が走り、本納駅、新茂原駅、茂原駅を有しているが、その鉄道施設の耐震対策は次のとおりである。

(1) 耐震列車防護装置の整備

地震時に運転中の列車を速やかに停止させるための、耐震列車防護装置整備の改良を行う。

(2) 構造物の耐震化

防災工事に耐震性を考慮した線区防災強化を推進する。

第12 文化財の震災予防対策

◎【生涯学習課】

文化財の震災としては、地震及び地震に伴う火災がある。中でも火災による災害の防止が重要であり、一度火災にあった場合は、これらの現状復旧は至難である。したがって、文化財の震災予防対策として特に火災予防対策に重点をおき、次のような対策を講じる。

- ① 火災原因の除去に万全を期す。
- ② 出火に際し早期発見できる態勢を確立しておく。
- ③ 初期消火を効果的に行う態勢を確立しておく。
- ④ 防火管理体制を確立し、環境の整理整頓を図るとともに火気の使用を制限する。
- ⑤ 消火用具、屋内外消火栓等を設置する。
- ⑥ 指定文化財の周囲での喫煙、たき火等の行為の禁止。
- ⑦ 常に消防機関との連絡を密にし、その受け入れ態勢計画を確立しておく。

第3章 震災応急対策計画

第1節 活動体制

第1 災害対策本部の設置

活動項目	担当対策部・班
1 意思決定	市長・副市長・教育長・総務部長・企画財政部長
2 応急対策本部の設置	—
3 災害対策本部の設置・廃止の基準	—
4 災害対策本部の設置・運営	全職員
5 災害対策本部の組織編成及び事務分掌	—

1 意思決定（職務の代理）

災害応急対策に係る意思決定は、災対法等に基づき市長（災害対策本部長）が行う。不在等の場合で意思決定を行えない場合は、副市長、教育長、総務部長、企画財政部長の順にその職務を代理する。

2 応急対策本部の設置

総務部長は、第2配備基準に相当する災害が起き（市内震度が5弱を記録したとき等）、市長が必要と認めたときは応急対策本部を設置する。会議の召集及び長は総務部長とし、本部員の構成並びに協議事項は以下のとおりとする。なお、応急対策本部の設置場所及び運営等は4に準じて行う。また、総務部長は、災害対策本部が設置されたとき、又は継続の必要がないと市長が認めたときは、応急対策本部を廃止する。

構 成	協議事項
■総務部長 ■市民部長 ■経済環境部長 ■教育部長 ■防災対策課長 ■企画財政部長 ■福祉部長 ■都市建設部長 ■総務課長	その都度災害の状況に応じて、総務部長若しくは他の部長の提議によるが、概ね次のとおりとする。 ■被害情報の収集 ■県又は防災関係機関からの情報収集 ■今後の対応策の決定と配備体制の検討 ■市長への報告及び市長からの特命事項への対応 ■その他

（注）本市は大規模な災害に見舞われていないが、他市町村において大規模な被害が生じ、本市からの支援が必要な場合、市長が必要と認めたときは「応急対策本部」を設置する。

3 災害対策本部の設置・廃止の基準

(1) 災害対策本部設置基準

市長は、次の場合に災害対策本部（以下「本部」）を設置する。

- ア 本市において震度5強以上の地震が発生したとき
- イ 市内に大地震に起因する火災、爆発、その他重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で総合的応急対策を必要とするとき

(2) 廃止基準

- ① 本部長は、次の基準の全てを満たした場合、本部会議結果を踏まえ本部を廃止する。
 - ア 災害発生のおそれが解消したと認められるとき
 - イ 災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき
 - ウ 総務対策部災害対策班において、当該災害に係る報告書が調製され本部会議で了承されたとき
- ② 上の①により廃止する場合において、当該災害関連事務事業の継続性確保を必要とするとき、関係部長は本部設置の体制に準じ事務を継続し対処するものとする。
- ③ 本部を廃止した場合の通知は、本部設置時に準じて処理する。

4 災害対策本部の設置・運営

(1) 災害対策本部の設置場所

市役所本庁舎をもって災害対策本部設置場所とする。

災害対策本部を設置したときは関係者に分かるよう1階総合案内前及び3階庁議室前に「茂原市災害対策本部」、501会議室前に「茂原市災害対策本部事務局」の表示をする。

(2) スペースの確保等

災害対策本部を設置する場合、以下のスペースを確保する。所定の場所に設置できない場合、市民室又は被災を免れた最寄りの公共施設等に設置する。

また、非常電源及び無線機能の確認を行う。電源、通信機能に障害がある場合、直ちに電力会社及び東日本電信電話(株)に対応を要請する。

必要なスペース	確保場所	活動内容
災害対策本部室	3階庁議室	※災害対策本部会議開催のためのスペース
災害対策本部事務局室	501・502会議室	※情報の集約及び活動の全体調整のためのスペース ※電話、FAX、コピー機、パソコン（庁内情報システム、県防災情報システム等）、プリンター、県防災行政無線（4F設置）等通信設備を配置及び確保
応援調整室	301会議室・505会議室	※自衛隊の活動調整・事務を行うためのスペース ※その他応援機関の活動調整・事務を行うためのスペース
災害対策調整会議室	503会議室	※災害対策調整会議開催のためのスペース

プレスルーム	1階行政資料室	※記者発表を行うためのスペース ※報道機関が待機等を行うためのスペース
--------	---------	--

(3) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、次により通知するものとする。

通知先	通知方法	連絡先
市本部・各対策部	庁内放送・庁内情報システム・防災行政無線・電話・口頭	※詳細は、 防災行動マ ニュアル参 照
千葉県、県内市町村	県防災情報システム・FAX・電話（県防災電話）	
長生地域振興事務所 長生土木事務所 長生保健所（長生健康福祉センター）	県防災情報システム・FAX・防災行政無線・電話（県防災電話）	
長生郡市広域市町村圏組合消防本部	電話（県防災電話）・メール・FAX・県防災情報システム	
防災関係機関	電話・メール・FAX	
茂原警察署	電話・FAX	
報道機関	電話・メール・FAX	
市民、自治会、自主防災組織	防災行政無線・戸別受信機・広報車・ホームページ・メール	

(注) 国（消防庁）へは、県に連絡ができない場合通知する。

電話番号：03-5253-5111

【参考】資料3—1：災害時連絡先一覧表

(4) 災害対策本部会議及び各部との調整

① 災害対策本部会議

災害対策本部会議は必要の都度開催し、重要かつ緊急な防災措置に関する協議を行う。場所は、3階庁議室にて行う。

ア 災害対策本部の報告事項・・・・・・防災対策課長及び各部長が行う。

- ・被害状況及び今後の予測
- ・参集状況
- ・各対策部の対応

イ 協議事項

- ・災害応急対策の基本方針に関すること
- ・動員配備体制への対応に関すること
- ・避難指示等に関すること
- ・各対策部班間の調整事項の指示に関すること
- ・応援要請に関すること

- ・国、県及び関係機関との連絡調整に関すること
- ・避難所の開設その他避難者対応に関すること
- ・災害復旧及び市民の復興に関すること
- ・災害救助法適用に関すること
- ・災害対策経費の処理に関すること
- ・その他災害対策の重要事項に関すること

② 本部連絡員

ア 本部連絡員は、防災統括リーダーや各部長が指名する者をもって充てる。

イ 本部連絡員は、本部長の命を受けて各部相互間及び各部内の連絡調整並びに各種の情報収集・伝達事務を担当する。

③ 災害対策本部と各部及び各班の連絡方法

ア 本部長の命令及び本部会議で決定した事項は、本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡するものとする。

イ 各部及び各班で収集した情報又は実施した対策のうち、本部長あるいは他の各部及び各班が承知しておくべき事項は、本部連絡員を通じて本部に報告するものとする。

(5) 防災関係機関等との調整

① 県現地災害対策本部への協力

県が本市に現地災害対策本部を設置する場合、庁舎内スペースの提供、合同会議の開催等情報の共有及び活動の調整のための必要な協力を行う。

② 災害対策調整会議

本部を設置した場合、防災関係機関及び民間団体との間の連絡調整を図るため、災害対策調整会議を原則として毎朝夕開催する。

(内容)

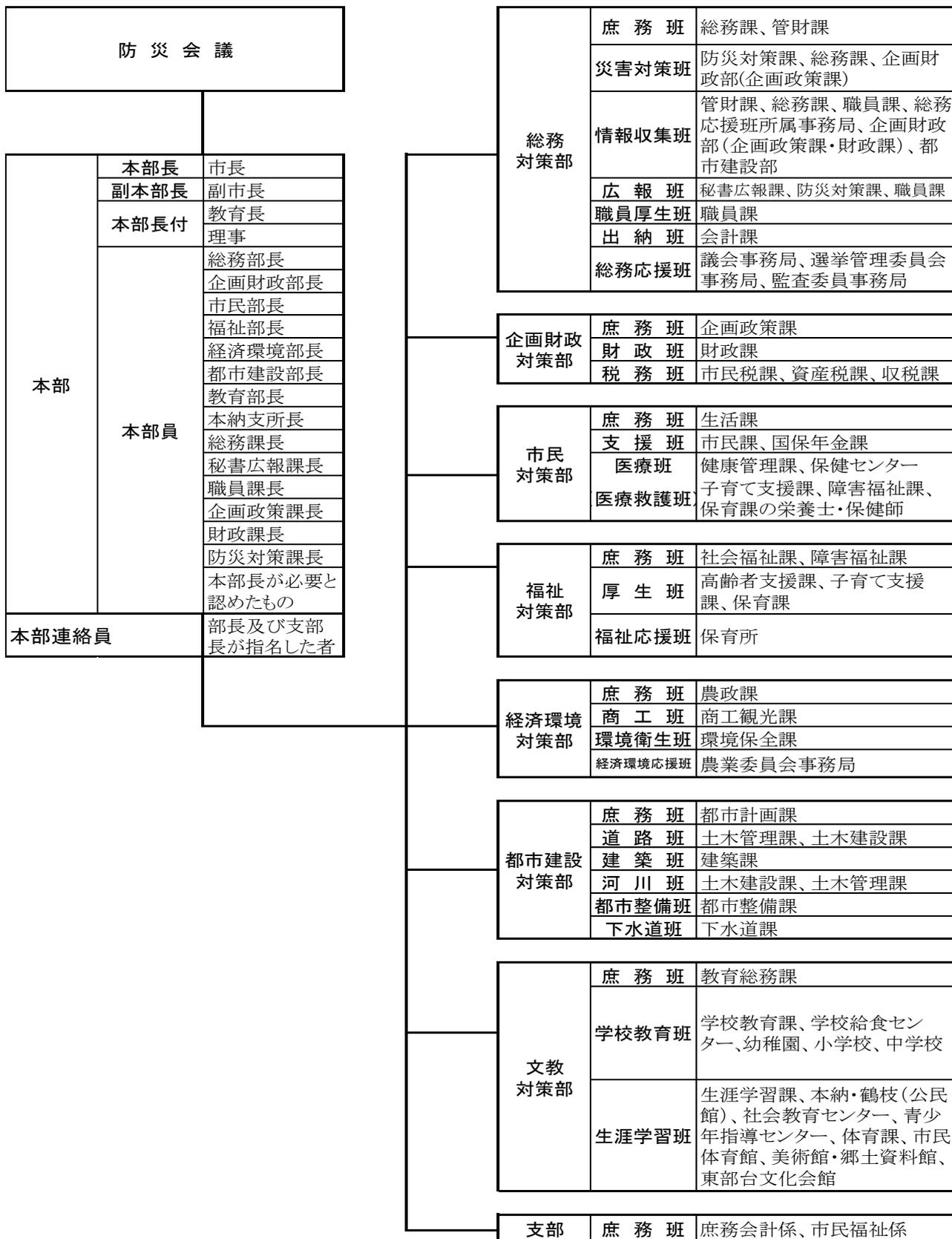
- ・被害状況報告
- ・各機関の活動状況報告
- ・各機関の活動内容の調整
- ・各機関の活動地域の調整

【参考】資料 1－3：茂原市災害対策本部条例

資料 1－4：茂原市災害対策本部運営規程

5 災害対策本部の組織編成及び事務分掌

(1) 災害対策本部の組織図



(2) 災害対策本部各部の事務分掌

【時間経過別総括表】

活動業務	担当班	30分以内	24時間以内	24時間以降	3日目を以降
第1節 活動体制					
第1 災害対策本部の設置	全職員	○	○	○	○
第2 動員配備	全職員、総務対策部厚生班	○	○	○	○
第3 情報通信手段の確保	総務対策部広報班	○	○	○	○
第4 公共的団体等との連携等	総務対策部庶務班・職員厚生班	○	○	○	○
第5 応援要請・受入	総務対策部災害対策班・職員厚生班	○	○	○	○
第6 他地域への支援	(防災対策課、職員課)		○	○	○
第7 自衛隊の災害派遣要請	総務対策部災害対策班	○	○	○	○
第8 ボランティアとの連携	福祉対策部庶務班		○	○	○
第9 災害救助法の適用	福祉対策部庶務班		○	○	○
第2節 応急対策活動					
第1 地震・津波に関する情報の収集・伝達	総務対策部庶務班・広報班	○	○	○	○
第2 被害情報等の収集・伝達	総務対策部庶務班・情報収集班・広報班	○	○	○	○
第3 広報	総務対策部広報班		○	○	○
第4 災害の拡大防止と二次災害の防止	総務対策部災害対策班・広報班、都市建設対策部庶務班・道路班・建築班・河川班		○	○	○
第5 消防活動		○	○	○	○
第6 救助・救急・捜索	総務対策部情報収集班	○	○	○	○
第7 医療救護	総務対策部災害対策班、市民対策部医療班		○	○	○
第8 避難	総務対策部庶務班・災害対策班・広報班、福祉対策部庶務班	○	○	○	○
第9 避難所の開設・運営	福祉対策部厚生班	○	○	○	○
第10 要配慮者の安全確保	福祉対策部各班、都市建設対策部建築班、文教対策部学校教育班	○	○	○	○
第11 重要道路の確保	総務対策部庶務班、都市建設対策部道路班、経済環境対策部環境衛生班		○	○	○

活動業務	担当班	30分以内	24時間以内	24時間以降	3日目以降
第2節 応急対策活動					
第12 輸送手段の確保	総務対策部庶務班・災害対策班		○	○	○
第13 給水	市民対策部医療班、福祉対策部庶務班		○	○	○
第14 食料の供給	市民対策部支援班		○	○	○
第15 生活必需品等の供給・貸与	経済環境対策部商工班		○	○	○
第16 帰宅困難者対策	総務対策部庶務班・広報班、福祉対策部厚生班		○	○	○
第17 遺体の処理、埋・火葬	市民対策部各班、福祉対策部庶務班		○	○	○
第18 し尿及び廃棄物の収集処理	経済環境対策部環境衛生班		○	○	○
第19 防疫・保健衛生	市民対策部医療班、経済環境対策部環境衛生班			○	○
第20 住宅対策	企画財政対策部税務班、都市建設対策部建築班			○	○
第21 文教対策	文教対策部学校教育班・庶務班			○	○
第22 義援金・義援物資の受付・配分	総務対策部出納班、経済環境対策部商工班			○	○
第23 生活関連施設等の応急対策	総務対策部庶務班		○	○	○
第3節 被災者の生活再建					
第1 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付	市民対策部庶務班 総務対策部広報班				○
第2 罹災証明書の発行	企画財政対策部税務班			○	○
第3 被災者の心のケア対策	市民対策部医療班				○
第4 被災者生活再建支援金等の支給・貸与	福祉対策部庶務班 都市建設対策部建築班				○
第5 市税の減免等	企画財政対策部税務班、市民対策部支援班、福祉対策部庶務班・厚生班				○
第6 被災農業者、中小企業への対策	経済環境対策部庶務班・商工班				○

(※) 上記の○は、活動業務の実施時期を示す。

【班別の事務分掌】

部名	班名（班長）	所属	活動内容	該当箇所	頁
総務対策部 部長： 総務部長 副部長： 総務部次長	庶務班 （総務課長）	総務課、管財課	1 各部、各班との連絡調整		
			2 各部所管施設の情報収集等	第2節第2	震-132
			3 車両の確保	第2節第12	震-166
			4 公共的団体等との連携	第1節第4	震-101
			5 交通規制等の実施	第2節第11	震-164
			6 生活関連施設等の応急対策	第2節第23	震-190
			7 部内各班の取りまとめ		
			8 災害対策本部会議の設置	第1節第1	震-76
			9 災害対策本部会議の運営	第1節第1	震-77
	災害対策班 （防災対策課長）	防災対策課、総務課、企画財政部(企画政策課)	1 気象、地震等の情報収集	第2節第1	震-129
			2 災害対策方針等の決定	第1節第1	震-76
			3 指定公共機関等との連絡調整	第1節第1	震-79
			4 応援要請・受入（自衛隊の災害派遣要請を含む。）	第1節第5 第1節第7	震-103 震-111
			5 長生郡市広域市町村圏組合消防本部、消防団、水道部との連絡	第2節第5 第2節第13	震-143 震-167
			6 ヘリコプターの確保	第2節第12	震-166
			7 他地域への支援	第1節第6	震-107
	情報収集班 （管財課長）	管財課、総務課、職員課、総務応援班所属事務局、企画財政部（企画政策課、財政課）、都市建設部	1 被害情報の収集及び集計	第2節第2	震-129
			2 被害情報等の取りまとめ	第2節第2	震-134
			3 市民等からの被害情報の収集、庶務班への報告	第2節第2	震-130
			4 行方不明者に関する相談窓口の設置	第2節第6	震-146
	広報班 （秘書広報課長）	秘書広報課、防災対策課、職員課	1 情報通信手段の確保	第1節第3	震-98
			2 気象、地震、災害情報の伝達	第2節第1	震-129
			3 市防災行政無線の運用	第1節第3	震-99
			4 防災情報のメール配信	第1節第3	震-99
			5 避難誘導に係る広報	第2節第8	震-151
			6 県防災情報システムによる報告	第2節第2	震-135
			7 広報全般に関すること	第2節第3	震-138
			8 報道機関への対応	第2節第3	震-139
			9 被害状況等の記録	第2節第3	震-139

部名	班名(班長)	所属	活動内容	該当箇所	頁	
総務対策部	職員厚生班 (職員課長)	職員課	1 職員の動員・配備・調整	第1節第2	震-89	
			2 食料、寝具等職員の厚生に関する こと	第1節第2	震-97	
			3 人的公用負担、労働者の雇用	第1節第4	震-102	
			4 職員の派遣要請・あつせん要請	第1節第5	震-106	
			5 公務災害補償に関する こと			
			6 他地域への支援	第1節第6	震-107	
	出納班 (会計課長)	会計課	義援金の募集・受付・保管・配分	第2節第22	震-188	
総務応援班 (◎議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局) ※◎は主班長以下同じ	議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局	部内他班の応援				
企画財政対策部 部長：企画財政部長 副部長：企画財政部次長	庶務班 (企画政策課長)	企画政策課	1 部内各班の取りまとめ			
			2 総務対策部及び部内他班への 応援			
	財政班 (財政課長)	財政課	1 災害対策予算及び資金の調整、 災害復旧・復興予算の編成			
			2 総務対策部及び部内他班への 応援			
	税務班 (◎市民税課長、資産税課長、 収税課長)	市民税課、 資産税課、 収税課	1 家屋・土地等の被害調査	第2節第2	震-132	
			2 罹災証明書及び被災証明書の 発行	第2節第20	震-184	
			3 市税の減免等	第3節第2	震-200	
			4 総務対策部及び部内他班への 応援	第3節第5	震-207	
	市民対策部 部長：市民部長 副部長：市民部次長	庶務班 (生活課長)	生活課	1 遺体の処理、埋・火葬	第2節第17	震-176
				2 生活再建支援のための情報提 供・相談・巡回受付	第3節第1	震-199
3 部内各班の取りまとめ						
4 部内他班の応援						

部名	班名(班長)	所属	活動内容	該当箇所	頁	
市民対策部	支援班 (◎市民課長、国保年金課長)	市民課、国保年金課	1 食料の供給	第2節第14	震-169	
			2 埋火葬許可書の発行	第2節第17	震-177	
			3 国民健康保険税の減免等	第3節第5	震-207	
			4 部内他班の応援			
	医療班 (医療救護班) (◎健康管理課長、保健センター長)	健康管理課、保健センター、子育て支援課、障害福祉課、保育課 ※栄養士、保健師	1 医療機関の被害状況把握	第2節第2	震-132	
			2 災害時の医療救護	第2節第7	震-147	
			3 給水	第2節第13	震-167	
			4 遺体の処理・検案	第2節第17	震-176	
			5 防疫・保健衛生	第2節第19	震-182	
			6 被災者の心のケア対策	第3節第3	震-202	
			7 部内他班の応援			
	福祉対策部 部長：福祉部長 副部長：福祉部次長	庶務班 (◎社会福祉課長、障害福祉課長)	社会福祉課、障害福祉課	1 社会福祉施設等の被害状況把握	第2節第2	震-132
				2 要配慮者の安全確保	第2節第10	震-161
				3 災害ボランティアセンターの運営支援	第1節第8	震-116
4 災害救助法の適用				第1節第9	震-119	
5 遺骨・遺留品の保管、引き取り				第2節第17	震-177	
6 被災者生活再建支援金等の支給				第3節第4	震-203	
7 特別障害者手当等の所得制限の一時解除				第3節第5	震-208	
8 部内各班の取りまとめ						
9 部内他班の応援						
厚生班 (◎高齢者支援課長、子育て支援課長)		高齢者支援課、子育て支援課、保育課	1 避難所の開設	第2節第9	震-155	
			2 避難者の収容状況の把握	第2節第9	震-156	
			3 指定避難所の管理・運営、避難者への情報提供、環境への配慮等	第2節第9	震-157	
			4 保育所・学童クラブにおける園児・児童の保護	第2節第10	震-163	
			5 介護保険料等の減免	第3節第5	震-207	
	6 部内他班の応援					
福祉応援班 (市内保育所長)	市内保育所	1 保育園児の安全確保	第2節第10	震-163		
		2 保育施設の被害状況把握	第2節第2	震-132		
		3 部内他班の応援				

部名	班名(班長)	所属	活動内容	該当箇所	頁
経済環境 対策部 部長： 経済環境 部長 副部長： 経済環境 部次長	庶務班 (農政課長)	農政課	1 農業用施設の被害状況把握	第2節第2	震-132
			2 被災農業関係者への融資	第3節第6	震-209
			3 部内各班の取りまとめ		
			4 部内他班の応援		
	商工班 (◎商工観光 課長)	商工観光 課	1 商工関係施設の被害状況把握	第2節第2	震-132
			2 生活必需品、その他日常応急物資の調達及びあっせんに関する こと	第2節第15	震-172
			3 義援物資の募集・受付・保管・ 配分	第2節第22 第2節第15	震-188 震-172
			4 大規模集客施設の被害調査、情 報提供及び支援に関する こと	第2節第2	震-132
			5 被害商工業者への融資	第3節第6	震-209
			6 部内他班の応援		
	環境衛生班 (環境保全課 長)	環境保全 課	1 災害廃棄物の収集及び処理に 関すること	第2節第18	震-180
			2 し尿・ごみの収集及び処理に 関すること	第2節第18	震-179
			3 仮設トイレの確保	第2節第18	震-179
			4 死亡動物の処理に関する こと		
			5 防疫活動	第2節第19	震-182
			6 放浪動物、ペットへの対応	第2節第19	震-183
			7 長生郡市広域市町村圏組合環 境衛生課との調整に関する こと		
			8 放射線対策に関する こと		
			9 部内他班の応援		
	経済環境応援 班 (◎農業委員 会事務局長)	農業委員 会事務局	部内他班の応援		

部名	班名（班長）	所属	活動内容	該当箇所	頁
都市建設 対策部	庶務班 （都市計画課 長）	都市計画 課	1 被災宅地危険度判定	第2節第4	震-141
			2 部内各班の取りまとめ		
			3 部内他班の応援		
部長： 都市建設 部長	道路班 （土木管理課 長）	土木管理 課、土木建 設課	1 道路及び橋梁等の被害状況把握	第2節第2	震-132
			2 構造物の二次災害防止	第2節第4	震-140
			3 重要道路の確保	第2節第11	震-164
			4 部内他班の応援		
副部長 都市建設 部次長	建築班 （建築課長）	建築課	1 市有建築物の被害状況把握	第2節第2	震-132
			2 建築物の二次災害防止	第2節第4	震-140
			3 被災建築物応急危険度判定	第2節第4	震-140
			4 住宅のニーズ把握及び相談	第2節第20	震-184
			5 住宅の応急修理	第2節第20	震-184
			6 応急仮設住宅の募集、建設（要 配慮者への対応も含む。）	第2節第20 第2節第10	震-184 震-162
			7 部内他班の応援		
	河川班 （土木建設課 長）	土木建設 課、土木管 理課	1 河川、排水路等公共土木施設の 被害状況把握	第2節第2	震-132
			2 水害・土砂災害の防止	第2節第4	震-141
			3 崖崩れの応急対策		
			4 部内他班の応援		
	都市整備班 （都市整備課 長）	都市整備 課	1 公園施設の被害状況把握	第2節第2	震-132
			2 区画整理、市街地再開発等		
			3 部内他班の応援		
	下水道班 （下水道課 長）	下水道課	1 下水道施設の被害状況把握	第2節第2	震-132
			2 下水道施設の応急復旧	第2節第23	震-191
			3 部内他班の応援		

部名	班名（班長）	所属	活動内容	該当箇所	頁	
文教対策部 部長： 教育部長 副部長： 教育部次長	庶務班 （教育総務課長）	教育総務課	1 部内各班の取りまとめ			
			2 応急教育の実施	第2節第21	震-185	
			3 部内他班の応援			
	学校教育班 （◎学校教育課長、学校給食センター長、各幼稚園長、各小中学校長）	学校教育課、学校給食センター、各幼稚園、各小中学校	1 学校施設の被害状況把握	第2節第2	震-132	
			2 学校教育関連施設における避難所の開設及び収容	第2節第21	震-185	
			3 小中学校・幼稚園における児童・生徒・園児の保護	第2節第10	震-163	
			4 応急教育の実施、学用品の供与	第2節第21	震-186	
			5 部内他班の応援			
	生涯学習班 （◎生涯学習課長、体育課長、各館長（本納公民館は管理事業係長）、各センター長）	生涯学習課、体育課、各館、各センター	1 社会教育関連施設の被害状況把握	第2節第2	震-132	
			2 社会教育関連施設における避難所の開設及び収容	第2節第21	震-185	
			3 部内他班の応援			
	支部 部長：本納支所長	庶務班 （庶務会計係長、市民福祉係長）	庶務会計係、市民福祉係	1 所管区域内の被害状況把握	第2節第2	震-132
				2 本部との連絡調整		

（注） 災害対策においては、災害の規模、様相、時間の経過等に応じて、災害対策の全般が能率的に行われるよう組織及び事務分掌を柔軟に見直すことができる。

特に、災害対策は進歩の速度が速く、本計画に記述されない対策が行われる場合、その主管は、以下の手順で決定する。

- 1 まず防災対策課長が、当該対策の特性を踏まえ、関係課長と協議する。
- 2 上記協議が整わない場合、総務部長が、当該対策の特性を踏まえ、関係部長と協議する。
- 3 上記協議が整わない場合、副市長が、当該対策の特性を踏まえ、関係部長に指示する。
- 4 上記のいずれかの段階において、関係部課が広範にわたる場合は、関係する課の代表者からなるプロジェクトチームを設置することができる。

第2 動員配備

活動項目	担当対策部・班
1 動員配備基準	全職員
2 動員配備体制と役割	
3 動員に関する職員への伝達	
4 職員の服務	
5 要員配備の調整	総務対策部職員厚生班
6 職員の健康管理	

1 動員配備基準

災害時の動員配備基準は原則として以下のとおりである。なお、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

(1) 災害対策本部設置前の配備基準

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第1 配備	1 市内震度が4を記録したとき (自動配備) 2 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に大津波警報を発表したとき (自動配備)	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	防災対策課 総務課 土木建設課 土木管理課 下水道課 本納支所
第2 配備	1 市内震度が5弱を記録したとき (自動配備) 2 津波により局地災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき	第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	第1配備に加え 【総務部】 秘書広報課、職員課、管財課 【企画財政部】 企画政策課、財政課、市民税課、資産税課、収税課 【市民部】 生活課、市民課、国保年金課、健康管理課(保健センター) 【福祉部】 社会福祉課、障害福祉課、高齢者支援課、子育て支援課、保育課 【経済環境部】 農政課、商工観光課、環境保全課 【都市建設部】 都市計画課、建築課、都市整備課 【教育部】 教育総務課、学校教育課、生涯学習課、体育課、各公民館、各小中学校、各幼稚園、美術館・郷土資料館、学校給食センター 【その他】 会計課

(2) 災害対策本部設置後の配備基準

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第3配備	1 市内震度が5強を記録したとき (自動配備) 2 地震等により局地災害が発生した場合等で、本部長が必要と認めたとき 3 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき	情報、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。	第2配備に加え、選挙管理委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、保育所、東部台文化会館、青少年指導センター、社会教育センター
第4配備	1 市内震度が6弱を記録したとき (自動配備) 2 地震等により大規模な災害が発生した場合等で、本部長が必要と認めたとき	第3配備体制を強化し対処する体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。	本部及び支部を構成する全ての市の機関
第5配備	1 市内震度が6強以上を記録したとき (自動配備) 2 市内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。	全ての所属職員

(3) 配備の特例

- ① 災害対策本部設置後、災害の規模が縮小したときは、又は災害応急対策を講じる上で支障がないと認められるときは、市長(本部長)は、必要に応じて配備体制を縮小することができる。
- ② 市長(本部長)は、災害の状況その他必要があると認めたときは、特定の部又は課等に種別の異なる配備体制を指令することができる。

2 動員配備体制と役割

(1) 第1配備

第1配備の基準に達したときは、自動的に第1配備体制となる。

【所属動員】

- ① 総務課長は、動員された防災対策課及び総務課の職員により、次の編成により第1配備体制を確立する。必要に応じて総務部職員の動員ができるものとする。

区分	業務内容	摘要（班員）
庶務担当	1 総括的対応 2 第2配備への準備 3 車両担当・記録担当出動準備要請 4 各種報告・記録様式の準備 5 無線機器作動確認	防災対策課 総務課
情報収集担当	1 被害情報の収集整理 2 市民情報の収集整理	
職員伝達担当	1 第1配備動員者の把握 2 第2配備体制連絡準備	
広報担当	1 第1広報担当（防災行政無線・メール等）による情報伝達 2 庁内放送（配備体制及び状況等伝達）	

- ② 都市建設部（土木建設課長・土木管理課長・下水道課長）は、動員された職員について業務分担を定め、第1配備体制を確立する。
- ③ 支所長は、動員された支所職員により、第1配備体制を確立する。

【直近動員】

自主避難等の対応のために、総務部長からの指示に基づき、防災対策課が参集する。

(2) 第2配備

第2配備の基準に達したときは、第2配備体制をとる。ただし、市内で震度5弱を記録したときは、自動的に第2配備体制となる。また、市長が必要と認めたときは応急対策本部を設置する。

【所属動員】

- ① 総務部：総務部長は動員された総務部職員を次表の各班に割振り、第2配備体制を確立する。業務内容及び配置職員規模は、災害の程度及び災害対策本部設置可能性等を考慮し対応する。なお、必要な場合は、企画財政部に応援を求める。

班区分	業務内容
庶務班 (班長：総務課長)	1 庁舎の被害状況把握、管理 2 車両の確保、管理 3 その他必要事項
災害対策班 (班長：防災対策課長)	1 気象等の情報収集 2 災害対策方針の立案及び総合調整 3 防災関係機関等へ情報伝達・協力要請 4 その他必要事項
情報収集班 (班長：管財課長)	1 被害情報の収集・整理 2 統合型GISへの入力 3 各記録様式準備
広報班 (班長：秘書広報課長)	第1 広報担当 1 通信機器（無線）作動確認 2 防災行政無線・メール等による伝達 3 庁内放送（第2 配備開始・現況） 4 自治会又は自主防災組織伝達
	第2 広報担当 1 班編成確認及び配車 2 広報文準備 3 ハンドマイク準備
	第3 広報担当 1 報道対応 2 写真、記録
職員厚生班 (班長：職員課長)	1 第2 配備体制連絡 2 配備人員確認 3 第3 配備体制連絡準備

② 都市建設部長、企画財政部長、市民部長、福祉部長、経済環境部長、教育部長、支所長は、動員された職員を各班に割振り、第2 配備体制を確立する。

【直近動員】

自主避難等の対応のために、総務部長からの指示に基づき、防災対策課が参集する。

(3) 第3 配備以降

災害対策本部設置と同時に、地域防災計画の定めるところにより第3 配備体制をとる。

また、災害の程度を見極め、順次第4 配備、第5 配備体制に移行する。震度5 強以上を記録したときは、配備指令が伝達される前に参集する。（自動配備）

班編成と役割は以下のとおりで、各部の業務内容は事務分掌のとおりとする。

【所属動員】

① 総務対策部：総務対策部長は動員された総務対策部職員を次表の各班に割振り、災害対策本部事務局の体制を確立する。なお、必要な場合は、総務応援班に応援を求める。

班区分	業務内容
庶務班 (班長：総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎の被害状況把握、管理 2 車両の確保、管理 3 災害対策本部の運営 4 その他必要事項
災害対策班 (班長：防災対策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象等の情報収集 2 災害対策方針の立案及び総合調整 3 応援要請・受入（自衛隊への災害派遣要請含む。） 4 防災関係機関等へ情報伝達・協力要請 5 防災会議に関すること 6 その他必要事項
情報収集班 (班長：管財課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報の収集・整理 2 統合型GISへの入力 3 市民情報収集体制の強化（問合せ窓口設置） 4 各記録様式準備
広報班 (班長：秘書広報課長)	<p>第1 広報担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県防災情報システムの操作 2 防災行政無線・メールによる伝達 3 庁内放送（第3 配備開始・現況） 4 自治会又は自主防災組織伝達
	<p>第2 広報担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広報車による広報 2 ハンドマイクによる広報
	<p>第3 広報担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報道対応 2 写真、記録
職員厚生班 (班長：職員課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第3 配備体制連絡 2 職員の動員及び配備計画の総合調整 3 食料、寝具等職員の厚生に関すること

② その他の部長・支所長は、動員された職員を各班に割振り、第3 配備体制等確立する。

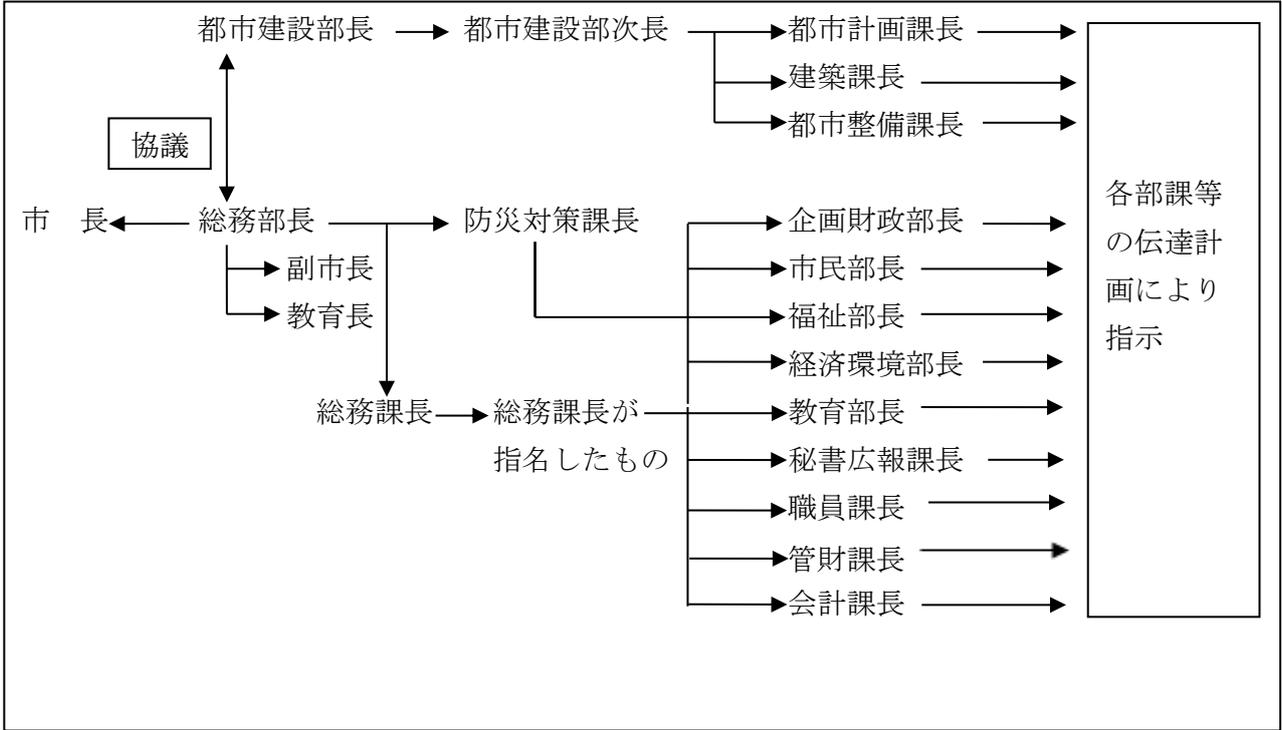
【直近動員】

あらかじめ指定した場所に参加し、指定避難所において活動する。

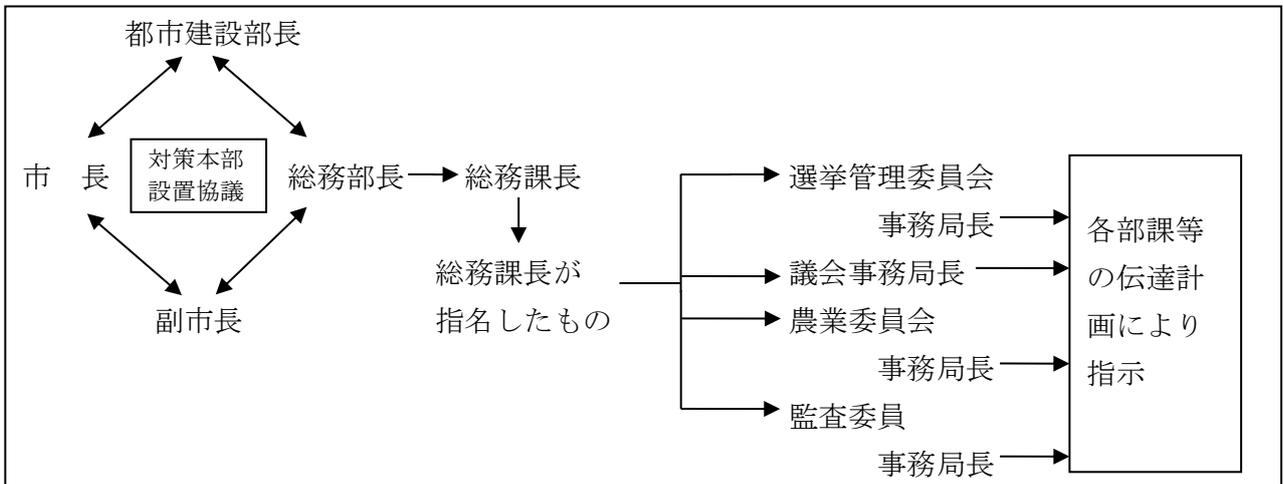
3 動員に関する職員への伝達（自動配備以外の場合）

（１）伝達等の流れ

【第2 配備体制】



【第3 配備体制】



(2) 職員への伝達

- ① 部長及び支所長は、それぞれ各班の動員系統、連絡の方法等を、あらかじめ定めた方法により職員に伝達する。
- ② 動員の区分
 - ア 所属動員
本部員、副部長、班長、班員で自らの勤務場所に参集する直近動員以外の職員
 - イ 直近動員
指定避難所に参集することをあらかじめ指定された職員

(3) 職員の参集場所

【第1配備・第2配備】

いつ	誰の指示により	誰が	どこへ
勤務時間内	所属班長より指示 (庁内放送等)	所属動員	自らの勤務場所へ参集
		直近動員	指定避難所に参集
勤務時間外	自動配備により	所属動員	自らの勤務場所へ参集
	防災対策課により指示	直近動員	指定避難所に参集

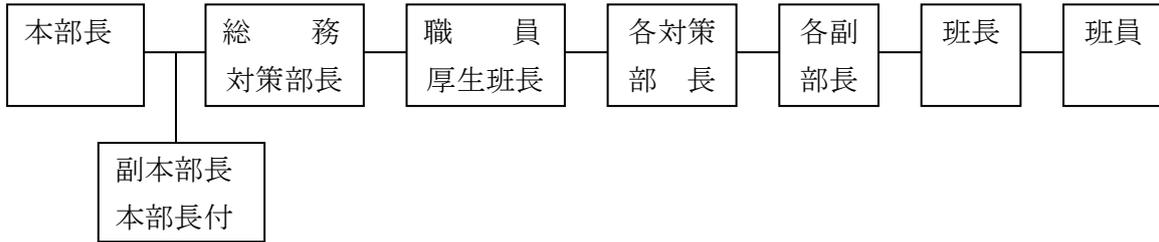
【第3配備以降】

いつ	誰の指示により	誰が	どこへ
勤務時間内	所属班長より指示 (庁内放送等)	所属動員	501・502会議室へ参集
			自らの勤務場所へ参集
	福祉対策部厚生班長・支部庶務班長より指示 (職員伝達系統表)	直近動員	指定避難所に参集
勤務時間外	自動配備により	所属動員	501・502会議室へ参集
			自らの勤務場所へ参集
	自動配備により	直近動員	指定避難所に参集

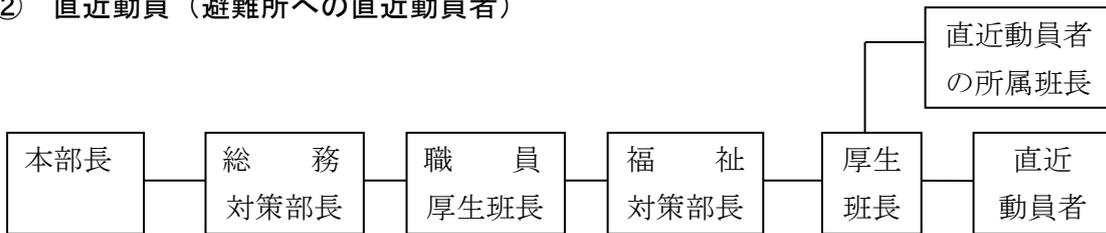
(4) 動員の系統

職員の動員は、本部長（市長）の決定に基づき次の系統で伝達する。

① 所属動員



② 直近動員（避難所への直近動員者）



【参考】資料 8-1 : 配備体制別職員動員表（総括表）

資料 8-2 : 配備体制分掌事務

資料 8-3 : 夜間休日等の勤務時間外の動員指令の伝達方法

資料 8-4 : 参集記録簿

4 職員の服務

全ての職員は、勤務時間の内外を問わず、災害が発生したときは所属の対策部・班との連絡をとり、迅速かつ的確な災害応急活動を実施する。また、災害対策本部が設置されたときは次の事項を遵守することとする。

- (1) 常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。
- (2) 自らの言動によって、住民の不安や誤解を招いたり、本部活動に支障をきたしたりすることのないよう厳重に注意すること。
- (3) 配備体制が指令されたときは、万難を排して参集すること。
- (4) 常に所在を明確にしておき、正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまでは退庁しないこと。
- (5) 勤務時間外に参集する場合、職員は以下の点に留意する。

① 参集途上での被害状況の観察

被害状況（火災、土砂災害の発生、河川の増水、道路や橋梁の被害等）を観察しながら参集し、被害を目撃した場合、あるいは危険と判断した場合は、登庁後直ちに総務対策部庶務班に報告する。

また、参集途上で生き埋め現場等を発見し救援活動に携わる場合、周囲の人に総務対策部庶務班への連絡を依頼する。

② 服装等

活動に適した服装とし、手拭い、水筒、食料、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携帯するものとする。

③ その他

家族の負傷等で参集が困難な場合は、可能な限り所属長に連絡する。

5 要員配備の調整

各部長は、対策部内の活動状況により、要員の応援が必要と判断したときは、本部会議に諮り応援要請を行う。本部会議の結果を受け、総務対策部職員厚生班は、職員の参集・活動状況等を考慮し要員の調整を行う。また、各部長は、時間的余裕が無いときは、直接、本部長（市長）に応援を求める専決を受け、総務対策部職員厚生班に調整を要請する。なお、総務対策部職員厚生班は、応援員に応援を要請した対策部の指示に従い行動するよう通知する。

6 職員の健康管理

災害応急対策が長期間に及んだり、家族の被災というストレス下で活動に従事したりするなど職員の心身両面の負担が大きい場合、総務対策部職員厚生班は、市民対策部医療班と連携し、健康診断の実施や職員用救護所を設置するなどして職員の健康管理（精神保健対策（心のケア）を含む。）に努める。

第3 情報通信手段の確保

活動項目	担当対策部・班
1 現場職員との通信手段	総務対策部広報班（第1広報担当）
2 県及び県内防災関係機関との通信手段	
3 市民への情報伝達手段	
4 通信系統	

1 現場職員との通信手段

災害現場等に出勤している職員との連絡は、MCA無線等により行う。

地震の発生時には、各種通信の混乱が予想されるため、総務対策部広報班（第1広報担当）は、MCA無線などの通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

【通信統制の原則】

- ・救助、避難指示等重要性の高い通信を優先する。
- ・通信に対しては、統制者の許可を得る。
- ・子局間で通信の必要があるときは、統制者の許可を得る。
- ・簡潔通話を実施する。
- ・専任通信担当者を設置する。

2 県及び県内防災関係機関との通信手段

(1) 県防災行政無線

県との無線通信手段としては、県防災行政無線があり、各班は総務対策部広報班（第1広報担当）を通じてこれを適切に活用して情報伝達を図る。

(2) 災害時優先電話

本市では、現在、一部の電話回線を災害時優先電話として準備している。東日本電信電話(株)に登録しているこれらの電話は、回線輻輳時等においても通話が優先される措置が講じられている。各班は、他の手段で情報伝達が困難な場合は、総務対策部広報班（第1広報担当）に申し出てこの電話を活用し適切な情報伝達を行う。

なお、効果的な利用を図るため、この電話は発信専用とし、電話番号は非公開とする。

(3) 衛星携帯電話及び非常無線通信

地震の発生により通信施設が被災し不通になり、かつ市の防災行政無線による通信が困難な場合は、衛星携帯電話を利用したり、あるいは電波法第52条の規定により、次に掲げる機関の無線局を利用し通信の確保を図る。

- ① 消防業務、警察業務、鉄道事業、電気事業を行う機関の保有する無線
- ② 放送局の保有する無線
- ③ 非常通信協議会の構成員の保有する無線
- ④ アマチュア無線及びその他の無線

【参考：災害時優先電話の使用手順】

- ① 各班は、一般電話等での通信が困難な場合、総務対策部広報班（第1広報担当）に災害時優先電話の使用を申し出る。
- ② 総務対策部広報班（第1広報担当）は、申し出のあった各班に対して、使用方法等に関する必要な指示を行う。

3 市民への情報伝達手段

（1）市防災行政無線（同報系）

市から一般市民への情報伝達手段としては市防災行政無線（同報系）があり、各班は必要な場合、総務対策部広報班（第1広報担当）を通じてこれを用いた市民への情報伝達を行う。

（2）もばら安全安心メール、エリアメール、緊急速報メール、X（旧ツイッター）を通じての情報伝達

上記の手段と平行して、情報を速やかに伝達するために、もばら安全安心メール、エリアメール、緊急速報メールなどの通信手段による情報伝達を行う。

なお、情報発信手段の多様化に伴い、今後、X（旧ツイッター）など様々な伝達手段を検討し、情報伝達体制の強化を図るものとする。

（3）テレビ、ラジオを通じての情報伝達

上記のいかなる手段においても、情報を速やかに伝達できないような場合には、県を通じて、災害に関する通知、要請等の放送をNHK等に要請する。

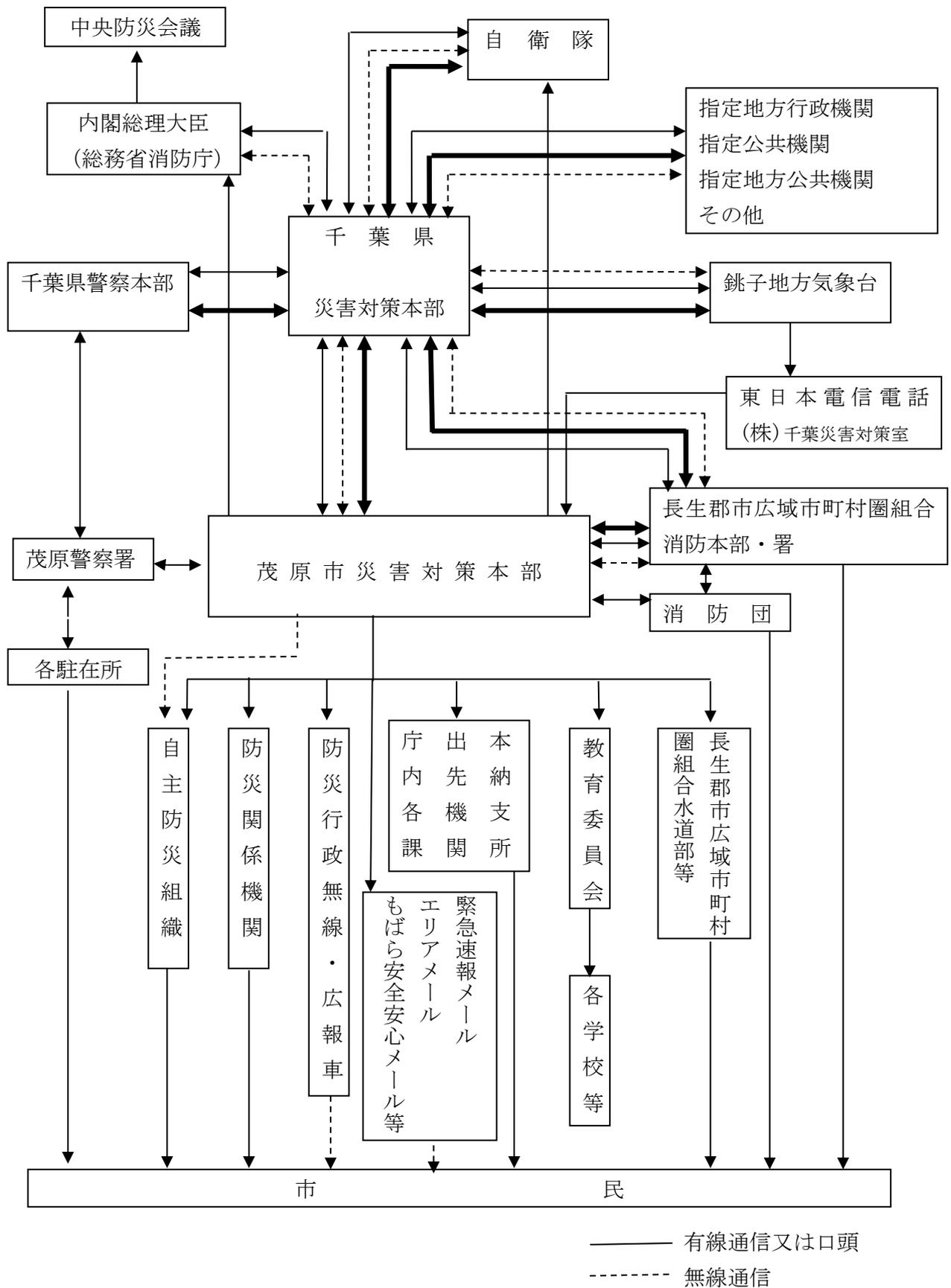
【参考】資料1-5：茂原市防災行政無線局管理運用規程

資料1-6：茂原市防災行政無線局（固定系）運用細目

資料1-7：茂原市防災行政無線局（指令局・移動局）運用細目

4 通信系統

災害時の情報連絡の流れは、次のとおりである。



第4 公共的団体等との連携等

活動項目	担当対策部・班
1 公共的団体等との連携体制	関係班
2 公共的団体等への協力依頼	総務対策部庶務班、関係班
3 人的公用負担	総務対策部職員厚生班
4 労働者の雇用	総務対策部職員厚生班

1 公共的団体等との連携体制

災害発生時には、一丸となった対応が不可欠であることから、公共的団体等に対して市が開催する「災害対策調整会議」（第2章第1節第1「災害対策本部の設置」震-81頁参照。）への参加、協力を呼びかけ、この場で市からの要請事項の伝達や各団体からの要望事項の把握を行うなどして連携を図る。

【公共的団体等と関係班】

公共的団体等	関係班
茂原商工会議所	経済環境対策部 商工班
茂原市社会福祉協議会	福祉対策部 庶務班
茂原市民生委員児童委員協議会	
茂原市赤十字奉仕団	
茂原市長生郡医師会	市民対策部 医療班
茂原市建設業組合	都市建設対策部 道路班
NPO・ボランティア	市民対策部 庶務班
その他公共的団体	関係各班

2 公共的団体等への協力依頼

各班は、災害応急対策活動を実施する上で必要な場合は、公共的団体等に対して協力依頼を積極的に行い、迅速・的確な災害応急対策活動を実施する。

【依頼事項（例）】

- ・炊き出し、給水支援（給水拠点の補助、要配慮者への運搬等）
- ・食料、物資の仕分・運搬・配布
- ・安否の確認
- ・避難所運営の支援
- ・広報紙、ビラの配布・貼付
- ・市民に対する救護活動
- ・道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- ・応急仮設住宅の建設等の業務 等

協力依頼は、「災害対策調整会議」の場で行うほか、必要な場合、各班が各々関係する公共的

団体等に対して行うこととし、依頼を行った班はその旨を逐次、総務対策部庶務班に報告する。

【協力依頼の流れ】

① 公共的団体等への協力依頼を行う場合、次の事項を示した上で依頼する。

- | | |
|-------------|-------------|
| ・協力を必要とする理由 | ・災害の状況 |
| ・作業内容 | ・従事場所 |
| ・要員 | ・従事時間 |
| ・集合場所 | ・その他参考となる事項 |

② 各班は、①の依頼を行った場合、総務対策部庶務班にその旨を報告する。

【参考】資料 8－15：公共的団体等への協力依頼文書

3 人的公用負担（災対法第65条）

市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長が認めるときは、市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる（災対法第65条）。手続き関係は総務対策部職員厚生班が処理するものとし、各班は必要な場合、総務対策部職員厚生班にその旨を申し出る。

4 労働者の雇用

労働者の雇用については、災害救助法の規定に基づき実施するものとし、総務対策部職員厚生班が一般人の中から公募する。人夫賃の支給等については災害救助法に基づくものとする。

【人夫雇い上げの範囲】

- | |
|------------------|
| ・被災者の避難 |
| ・医療及び助産における人夫 |
| ・被災者の救出 |
| ・飲料水の供給 |
| ・救済用物資の整理、輸送及び配分 |
| ・遺体の捜索 |
| ・遺体の処理（埋葬を除く。） |

第5 応援要請・受入

活動項目	担当対策部・班
1 他市町村への応援要請	総務対策部災害対策班
2 消防活動に係る応援要請	長生郡市広域市町村圏組合消防本部
3 県への応援要請	総務対策部災害対策班
4 応援の受入	
5 職員の派遣要請・あっせん要求	総務対策部職員厚生班
6 広域避難に関する支援要請	総務対策部災害対策班

1 他市町村への応援要請

本部長（市長）は、本市が災害による被害を受け、応急措置を実施するため必要と認めたときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」や県外の自治体などと締結した災害時における相互応援に関する協定に基づき、他の市町村長に対し、次の事項を示し応援要請する。なお、本項の事務は、総務対策部災害対策班が処理することとし、応援が必要と判断した各班は総務対策部災害対策班にその旨を申し出る。

上記枠組みでは対応が困難な場合は、茂原市大規模災害時受援計画第3編を発動し、全国一元的に運用される「応急対策職員派遣制度」等により応援を受ける。

- ・被害の状況
- ・応援の種類
- ・応援の具体的な内容及び必要量
- ・応援を希望する期間
- ・応援場所及び応援場所への経路
- ・その他応援に関し必要な事項

2 消防活動に係る応援要請

（1）県内消防機関相互の応援

長生郡市広域市町村圏組合消防本部(消防長)は、当該消防本部の消防力では十分な体制をとることができないと判断した場合、本部長（市長）へ報告の上、「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、迅速な消防相互応援を要請する。

（2）緊急消防援助隊の応援

本部長（市長）は、災害の状況から緊急消防援助隊の応援が必要であると判断した場合は、速やかに「千葉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき県知事に対して応援要請する。知事と連絡が取ることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請するものとする。

3 県への応援要請

(1) 災対法第68条の規定による応援の要求

本部長（市長）は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、次の事項を示して応援要請する。なお、本項の事務は、総務対策部災害対策班が処理することとし、応援が必要と判断した各班は総務対策部災害対策班にその旨を申し出る。

- ・ 災害の状況
- ・ 応援を要請する理由
- ・ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ・ 応援を必要とする場所
- ・ 応援を必要とする活動内容
- ・ その他必要な事項

【参考】資料 8-16：県への応援要請文書

(2) 自衛隊への災害派遣要請依頼

「第 7 自衛隊の災害派遣要請依頼」参照。

(3) 消防防災ヘリコプターの応援要請

本部長（市長）は、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合、県に消防防災ヘリコプターの応援を要請する。なお、本項の事務は、総務対策部災害対策班が処理することとし、応援が必要と判断した各班は総務対策部災害対策班にその旨を申し出る。

- 災害応急対策活動
 - ・ 被害状況等の調査及び情報収集活動
 - ・ 災害に関する情報、警報等の伝達及び広報活動
 - ・ 救援物資、人員等の搬送
- 救助活動
 - ・ 捜索又は救助活動
 - ・ 高層建築物火災における救助活動
 - ・ 陸上から接近できない被災者の救助活動
- 救急活動
 - ・ 遠距離の救急患者搬送
 - ・ 傷病者発生場所への医師等の搬送、医薬品等の輸送
- 火災防ぎょ活動
 - ・ 被害状況等の調査及び情報収集活動
 - ・ 林野火災等における空中からの消火活動
 - ・ 消防職員、消防資機材等の搬送

4 応援の受入

(1) 連絡体制の確保

応援を受け入れる場合、所管する班は連絡責任者を指定し、総務対策部災害対策班との連絡体制を確保する。

(2) 応援部隊の活動計画

総務対策部災害対策班は、要請した応援部隊に対して、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等、応援部隊の活動計画について、所管する班の連絡責任者と協議しながら作成する。

(3) 応援活動の記録

応援を要請した所管の班は、応援活動に関する以下の内容について記録する。

- ① 要請先、要請期間、要請内容
- ② 回答内容、回答日時
- ③ 応援部隊の到着日時、人員、責任者の氏名・連絡先
- ④ 活動（滞在）期間、自立度（食料、飲料水、宿所）
- ⑤ 搬入物資内容・量、返却義務の有無
- ⑥ 応援活動実績記録（事故等の記録を含む。）
- ⑦ 撤収日時

(4) 食料・飲料水・宿所等の準備

応援部隊の自己完結が原則となるが、それが不可能な場合、必要最低限のものについて、要請した担当部において準備する。

(5) 活動の調整

応援活動の調整は、総務対策部災害対策班と各班の連絡責任者が窓口となって行う。

(6) 経費の負担

応援に要した費用の負担は、法令及び各協定の規定による。

5 職員の派遣要請・あっせん要求（災対法第29条、第30条、地方自治法第252条の17）

（1）趣旨

災害応急対策又は災害復旧のため市長等が必要と認めたときには、以下の区分により職員の派遣要請又は職員の派遣のあっせん要求を行う。なお、ここでの職員の派遣は、職員個人の有する技術・知識・経験等に着眼したもので、主として短期間の身分異動を伴わない「応援」とは区別され、原則として長期にわたり、身分的にも派遣先、派遣元の身分を併任させるものである。

<職員の派遣要請>

- ア 県知事、他市町村長に対する職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）
- イ 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請（災対法第29条）

<職員の派遣のあっせん要求>

県知事に対する職員の派遣のあっせん要求（災対法第30条）

（2）手続き

各班からの要請を踏まえ、総務対策部職員厚生班が本部長（市長）の承認を得て派遣要請又は職員の派遣のあっせん要求を行う。費用等については、法に基づくものとする。

【職員の派遣要請の場合の記載事項】

- ・ 派遣を要請する理由
- ・ 派遣を要請する職員の職種別人数
- ・ 派遣を必要とする期間
- ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・ その他職員の派遣について必要な事項

【職員の派遣のあっせん要求の場合の記載事項】

- ・ 派遣のあっせんを求める理由
- ・ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人数
- ・ 派遣を必要とする期間
- ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

6 広域避難に関する支援要請

市域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に支援要請するものとする。

この場合、受入れ先市町村の選定や紹介など、県に対し、必要に応じて協議するものとする。

第6 他地域への支援

活動項目	担当対策部・班（課・室）
1 他地域への広域災害支援の実施	総務対策部職員厚生班（職員課）
2 広域避難に関する受入・支援	（防災対策課）
3 後方支援対策	（防災対策課）

1 他地域への広域災害支援の実施

（1）支援の内容

以下のとおりとする。

- ①義援金の寄付、②情報提供、③救援物資の送付、④職員の応援、
- ⑤地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣、⑥相談による支援、⑦その他の支援

（2）先遣職員の派遣

協定締結自治体等が被災した場合、総務対策部長（総務部長）は、被災地の被害状況を把握する必要があるときは、総務対策部職員厚生班（職員課）と協議の上、被災地へ防災対策課又は他の関係課の職員を緊急に派遣する。

派遣 基準	<ul style="list-style-type: none"> ① 日本付近において震度6弱以上の地震が発生し、かつ、大きな被害発生が予測されるとき ② 風水害等により大きな被害発生が予測されるとき <p>上記の①又は②の基準を満たし、かつ市長が必要と認めるとき</p>
活動 内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 現地での被災状況の把握 ② 現地被災自治体の災害対策本部等連絡窓口の確認 ③ 災害支援メニューの被災自治体への提供及び現地での支援ニーズの把握 ④ 現地までの交通状況の調査、現地支援活動拠点の選定

（3）支援の検討

総務対策部長（総務部長）は、救援物資の送付、職員の応援、地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣のいずれかを含む支援の必要があると認めるときは、速やかに災害支援検討会議を開催する（災害支援検討会議のメンバーは各部の部長並びに総務課長及び防災対策課長とする。ただし、災害の種類により追加することができる。）。

災害支援検討会議は、報道機関や先遣職員等の情報を参考に、①被災自治体等からの支援要請の内容、②被災の程度、③被災地までの距離、④被災自治体と本市との関係（応援協定の有無等）等を考慮し、支援の可否及び支援内容を協議する。

（4）支援の決定

総務対策部長（総務部長）は、災害支援検討会議の協議結果を本部長（市長）に報告し、本部長（市長）はそれをもとに支援の可否及び支援内容を決定する。ただし、緊急に災害支援検討会議が開催できない場合には、本部長（市長）は総務部長の情報を参考に支援の可否及び内容を決定する。

(5) 救援物資の送付

総務対策部庶務班（総務課）は支援の決定に基づき、被災地のニーズに応じた救援物資を速やかに送付する。

その際、被災地の状況及び市内の備蓄状況に応じて、流通からの調達により送付するか、災害用備蓄を活用するかを選択する。

(6) 職員の応援

職員の応援に当たっては、原則として、本市が支援に関する宿泊先の確保、食料の調達、経費支出等を行う自己完結型とする。応援職員は、被災自治体の災害対策本部と協議の上、地元の意向に沿った支援を行う。

応援職員は、定期的に所属の課もしくは総務対策部災害対策班（防災対策課）に現地活動の状況を報告する。報告を受けた所属の課は、支援活動状況報告の写しを総務対策部災害対策班（防災対策課）に提出する。

(7) 地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣

地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を求められた場合は、可能な限り被災自治体の意向を踏まえ、その内容を決定する。

【参考】地方自治法第252条の17

第252条の17 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。

3 普通地方公共団体の委員会又は委員が、第1項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、又は前項ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

4 第2項に規定するもののほか、第1項の規定に基づき派遣された職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の職員に関する法令の規定の適用があるものとする。ただし、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定めをすることができる。

2 広域避難に関する受入・支援

市域を越えて広域的な受入れ支援要請を受けた場合は、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとし、受入れや支援に係る手続を円滑に行うものとする。

(1) 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となる。市は、避難者から、避難先等に関する情報を任意に聴取し、その情報を避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

(2) 住宅等の滞在施設の提供

市は、公共施設等の受入体制を補完するため、避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

(3) 避難者への情報提供等

市は被災者台帳の活用等により、被災者の居住の把握等情報収集を行うとともに、避難者に対し、広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

【参考】資料 1-9： 県外からの避難者に提供する民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅取扱実施要綱

資料 1-10： 県外からの避難者に提供する民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅手続要領

3 後方支援対策

(1) 「千葉県大規模災害時応援受援計画」による支援

大規模な地震等により、県内で広域かつ甚大な被害が発生した場合には、国、県、市町村等との連携を踏まえた災害対策活動への広域的な支援体制が必要となる。よって、被災状況等に応じ、広域かつ柔軟な支援体制となる「千葉県大規模災害時応援受援計画」により、県外からの救援部隊や救援物資の迅速かつ適切な受入体制を確立し、被害拡大の防止・軽減を図るなど支援対象となる市町村の支援を行うものとする。

(2) 長生郡市広域災害対応計画に基づく計画

長生郡市の地域において、広域的な大規模災害が発生した場合、「長生郡市広域災害対応計画」に基づき、長生郡市の各市町村が協力して被災町村に対し、次のような支援を実施する。

① 避難支援

ア 情報収集

イ 指定緊急避難場所や指定避難所の開設

ウ 指定緊急避難場所や指定避難所での避難スペースの誘導

エ 交通ネックポイント、指定緊急避難場所や指定避難所入口付近での誘導

② 避難者への支援

- ア 情報の提供
- イ 備蓄食料、資機材等の提供
- ウ 医療救護
- エ 要配慮者の支援
- オ 応急仮設住宅の用地提供

③ 行政機能への支援

- ア 連絡要員の受入
- イ 通信機器等の使用
- ウ 施設の提供

【参考】資料 7－10：長生郡市広域災害対応計画（抜粋）

第7 自衛隊の災害派遣要請依頼

活動項目	担当対策部・班
1 災害派遣要請依頼の基本方針	総務対策部災害対策班
2 災害派遣の活動内容及び関係班	関係班
3 災害派遣要請依頼の手続き	総務対策部災害対策班
4 災害派遣部隊の受入	
5 災害派遣部隊の撤収要請	
6 経費の負担区分	

1 災害派遣要請依頼の基本方針

本部長（市長）は、災害が発生し、次の基準に該当すると認めた場合、県知事に対して自衛隊への災害派遣要請を依頼する。

- ① 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき
- ② 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき

※公共性、緊急性、非代替性の3要件が基本となる。

2 災害派遣の活動内容及び関係班

区分	活動内容	関係班等
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握	総務対策部庶務班
避難の援助	避難者の誘導、輸送等	総務対策部災害対策班
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助（緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救助作業等に優先して実施）	長生郡市広域市町村圏組合消防本部
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬	都市建設対策部河川班
消防活動	利用可能な消防車、防火用具による消防機関への協力	長生郡市広域市町村圏組合消防本部、消防団
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開・除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）	都市建設対策部道路班
診察、防疫、病虫防除の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は市が準備）	市民対策部医療班

区分	活動内容	関係班等
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）	総務対策部庶務班
炊飯及び給水並びに入浴の支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合	市民対策部支援班 医療班
救難物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。（ただし、譲与は県、市その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。）	福祉対策部庶務班 厚生班
交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。	総務対策部庶務班
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	総務対策部災害対策班
予防措置	風水害等の災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合	総務対策部災害対策班
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。	総務対策部庶務班

3 災害派遣要請依頼の手続き

(1) 総括的窓口

自衛隊の災害派遣に関する総括的窓口は、総務対策部災害対策班とする。

(2) 手続き

自衛隊の災害派遣の必要があると認めた関係班は、総務対策部災害対策班にその旨を伝達する。総務対策部災害対策班は、本部長（市長）に伝達し、本部長は災害派遣要請の必要性を認めた場合、県知事に災害派遣要請を要求する（資料8-17）。ただし、緊急を要し、文書をもって依頼することができない場合は、電話等により依頼し、その後速やかに文書を送達する。文書の提出先等については、下記のとおりである。

① 提出（連絡）先

防災危機管理部防災対策課

② 記載事項

- ・ 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

なお、本部長が不在等の場合で連絡が取れないときは、副本部長（副市長）、教育長、総務部長、企画財政部長の順にその権限を代行する。

また、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合は、防衛大臣又は下表の部隊の長にその内容を通知する。この場合、本部長（市長）は速やかにその旨を県知事に通知する。（災対法第68条の2）

【参考】資料8-17：自衛隊への災害派遣要請関係文書

【通知先】

部隊名（駐屯地等名）			連絡責任者		電話番号 （）は時間外	県防災行政 無線電話	
			時間内	時間外			
県内	陸上 自衛 隊	高射学校 （下志津）	企画副室長	駐屯地 当直司令	043-422-0221 内線 203	500-9631 当)500-9633	
		第1空挺団 （習志野）	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	047-466-2141 内線 218, 235, 236(302)	632-721 当)632-725	
		第1ヘリコプター団 （木更津）	第3科 運用班長	駐屯地 当直司令	0438-23-3411 内線 215(301)	633-721 当)633-724	
		需品学校 （松戸）	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	047-387-2171 内線 202(302)	636-721 当)636-723	
	海上 自衛 隊	教育航空集団 （下総）	司令部 運用幕僚	団当直 幕僚	04-7191-2321 内線 2420(2424)	635-723	
		下総教育航空群 （下総）	司令部 運用甲幕僚	群当直 士官	04-7191-2321 内線 2213(2222)	635-721 当)635-723	
		第21航空群 （館山）	司令部 運用A幕僚	群当直 士官	0470-22-3191 内線 213, 413(222)	634-721 当)634-721	
	航空 自衛 隊	第4補給処 木更津支処 （木更津）	企画課 運用班長	基地当直 幹部	0438-41-1111 内線 303(225)		
	県外	陸上 自衛 隊	第1師団司令部 （練馬）	第3部 防衛班長	司令部 当直長	03-3933-1161 内線 238, 239(207)	
			第1師団 第1飛行隊 （立川）	運用訓練幹 部	駐屯地 当直司令	0425-24-9321 内線 533(302)	
海上 自衛 隊		横須賀 地方総監部 （横須賀）	防衛部 第3幕僚室 防災担当	作戦室 当直幕僚	046-822-3500 内線 2543 (2222, 2223)	637-721 637-723	
航空 自衛 隊		中部航空 方面隊司令部 （入間）	防衛部 運用班長	司令部 当直	04-2953-6131 内線 2233	638-721 当)638-724	

4 災害派遣部隊の受入

(1) 受入れ準備

総務対策部災害対策班は、県知事から災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期す。

- ① 自衛隊の本部事務室、宿泊施設（場所）、駐車場（車1台の基準は3m×8m）、材料置き場及び炊事場の準備
- ② 県及び派遣部隊との連絡責任者の指名
- ③ 部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保に関する計画の立案
- ④ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入れ準備の実施

ヘリコプター臨時離発着場適地

場 所	所 在 地	電 話	広さ(m×m)	適 用 別
富士見公園（野球グラウンド含む。）	東郷2078	22-4646	116×40 (100×100)	大型昼間
旧西陵中学校	緑ヶ丘1-53	22-8011	120×80	大型昼間

(2) 派遣部隊到着後の措置

総務対策部災害対策班は、関係班と連携し、派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上必要な措置を講じる。また、到着後及び必要に応じて活動状況を県に報告する。

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長の職務を行うことができる者等及び警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、ただちにその旨を本部長（市長）に通知しなければならないこととなっている。

- ① 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災対法第63条）
- ② 他人の土地等の一時使用等（災対法第64条）
- ③ 現場の工作物の除去等（災対法第64条）
- ④ 住民等を応急措置の業務に従事させること（災対法第65条）

5 災害派遣部隊の撤収要請

本部長（市長）は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、派遣要請手続きに準じて撤収要請を行うものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等により連絡し、その後文書を提出する。

【参考】資料8-17：自衛隊への災害派遣要請関係文書

6 経費の負担区分

派遣部隊の活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。ただし、その活動が2以上の市町村にわたって行われた場合は、当該市町村の長と協議し、負担割合を決める。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ④ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と協議するものとする。

第8 ボランティアとの連携

活動項目	担当対策部・班
1 ボランティアの活動分野	福祉対策部庶務班 関係各班
2 ボランティアとして協力を求める個人、団体	
3 市災害ボランティアセンターの設置・運営	
4 応急対策に係るボランティアへの協力依頼事項（例）	
5 専門分野に関するボランティアの登録	

1 ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ① 救護所での医療救護活動
- ② 被災建築物応急危険度判定
- ③ 被災宅地危険度判定
- ④ 外国語の通訳、情報提供
- ⑤ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- ⑥ 被災者への心理治療
- ⑦ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- ⑧ その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ① 避難所の運営補助
- ② 炊き出し、食料等の配布
- ③ 救援物資等の仕分け、輸送
- ④ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- ⑤ 被災地の清掃、がれき等の撤去
- ⑥ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- ⑦ その他被災地における軽作業等

2 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりで、積極的に協力を求める。

(1) 個人

- ① 被災地周辺の住民
- ② 被災建築物応急危険度判定士（震災時のみ）
- ③ 被災宅地危険度判定士
- ④ その他ボランティア活動を担う個人

(2) 団体

- ① 茂原市赤十字奉仕団
- ② 千葉県社会福祉協議会
- ③ 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- ④ 一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- ⑤ その他ボランティア団体・NPO法人等

3 市災害ボランティアセンターの設置・運営

本市が大規模な災害により被害を受けた場合、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、市社会福祉協議会は市の要請のもと市災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアとの連携を図り、活動の調整等を行う。

市災害ボランティアセンターと市との連絡調整に当たっては、福祉対策部庶務班が窓口となる。市は、市災害ボランティアセンターの円滑な運営を促進するため、必要な支援を行う。

<連絡調整事項>

- ① 災害ボランティアセンターの設置
- ② 市内被害状況に関する情報
- ③ 対策実施状況に関する情報
- ④ 災害ボランティアセンターに必要な活動資金等
- ⑤ その他協力要請 等

市社会福祉協議会は、発災後、開設の際に迅速な受入れができるよう、マニュアル作成や訓練の実施等により体制の整備を行う。また、市災害ボランティアセンターを開設した際には、中核スタッフ（※）を中心に地区社会福祉協議会、災害対策コーディネーター等の協力のもと円滑な運営に努める。なお、災害支援のためのボランティアの養成、登録等についても積極的に努めるものとする。

※社会福祉協議会では、災害ボランティアセンターの運営経験がある職員などを中心とした中核となるスタッフ（中核スタッフ）を養成し、円滑な運営を図る。

なお、共助のボランティア活動と、市が実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国費負担の対象とすることができる。

【市災害ボランティアセンターの機能】

- ① 状況把握及び報告
被災地の状況、救援活動の状況及びボランティアニーズの有無等の情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、県災害ボランティアセンターに報告する。
- ② ボランティアの受入れ
ボランティア申出者を受付し、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに、活動者リストを作成し、県災害ボランティアセンターに報告する。
- ③ ボランティア依頼の受付及び相談
被災住民等からのボランティア派遣要請の受付窓口として、受付や相談に応じる。
- ④ ボランティアコーディネート

ボランティアニーズへの対応、ボランティアの誘導、活動プログラムの開発やボランティアのフォローアップなどボランティアコーディネートを的確に行う。

⑤ ボランティア団体との連絡調整

地元ボランティア団体と他地域のボランティア団体及び行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を実施する。

⑥ ボランティアの健康管理

ボランティアの健康管理に関して、市民対策部医療班等との連携を図るとともに、安全な活動のための指導を行う。必要に応じて、市民対策部医療班に 医療救護班の巡回等を要請する。

4 応急対策に係るボランティアへの協力依頼事項（例）

- ・市災害ボランティアセンターの運営及びコーディネートに関する事項
- ・広報活動に関する事項（張り紙・チラシの配布・貼付、通訳、要配慮者への伝達等）
- ・給水、食料や生活物資の供与又は貸与に関する事項（運搬給水の支援、要配慮者の補助等）
- ・避難所の運営に関する事項
- ・社会福祉施設等の支援に関する事項
- ・被災地の清掃、がれき等の撤去に関する事項
- ・市に届けられた救援物資の仕分け、運搬、配布に関する事項

5 専門分野に関するボランティアの登録

専門分野で活動するボランティアについては、市（関係各班）又は社会福祉協議会は、必要に応じて県に派遣を要請する。県は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を調整の上、派遣する。

【県の専門分野受付窓口等】

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課
被災建築物応急危険度判定（震災時のみ）	被災建築物応急危険度判定士	県土整備部建築指導課
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士	県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課
外国語通訳、翻訳、情報提供	公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア、災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部防災対策課

第9 災害救助法の適用

活動項目	担当対策部・班
1 災害救助法適用に関する基本的事項	福祉対策部庶務班
2 災害救助法関係事務の処理	福祉対策部庶務班、関係班

1 災害救助法適用に関する基本的事項

大規模な災害が発生し、市における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合、福祉対策部庶務班は県知事（防災危機管理部防災政策課経由）に対し状況を報告する。なお、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合は、内閣府（防災担当）に対して緊急報告を行う。

災害救助法適用後、関係班は適切な救助の実施に努めるとともに、証拠書類の保全及び救助実施状況の記録・報告を適切に行う。県への報告等は、福祉対策部庶務班が行う。

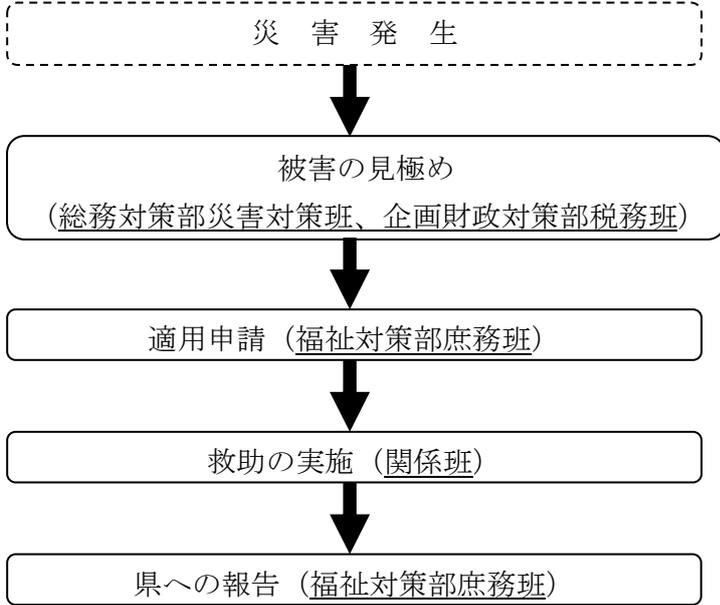
災害救助の対象数量及び期間については、特別の事情がある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は知事に対して行い、期間延長については救助期間内に行う。

災害救助法による救助の対象とならない小災害においては、災害の状況により市長の責任において救助を実施する。

※災害救助法における救助について

- ① 知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。
- ② 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。また、救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）は、災害救助法に基づく救助事務を実施する。
- ③ 市長は、②により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。
- ④ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

2 災害救助法関係事務の処理

事務処理の流れ	参照すべき資料等
 <pre> graph TD A[災害発生] --> B[被害の見極め (総務対策部災害対策班、企画財政対策部税務班)] B --> C[適用申請 (福祉対策部庶務班)] C --> D[救助の実施 (関係班)] D --> E[県への報告 (福祉対策部庶務班)] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 災害救助法適用基準 <input type="checkbox"/> 災害状況認定基準 <input type="checkbox"/> 救助の種類・実施期間・実施者 <input type="checkbox"/> 災害救助法による救助の程度・方法及び期間－早見表－ <input type="checkbox"/> 救助の種類別整備・保存資料

災害救助法適用基準

① 市の区域内で、住家が滅失した世帯数が80世帯以上であるとき
② 被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合で、市における滅失した世帯数が40世帯以上に達したとき
③ 被害が県下全域におよぶ大規模な災害で滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合で、①、②の基準には達しないが、市の区域内で多数の世帯の住家が滅失し救助を要する状態にあるとき
④ 災害が隔離した地域で発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき
⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成25年10月1日第68号）で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号） ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること（内閣府令第2条第1号） イ 被災者について、食品の供与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること（内閣府令第2条第2号）
(注) 住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。 1 住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、1世帯を滅失世帯1世帯とする。 2 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。 3 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。
※ 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域として本市が告示されたときは、避難所の供与ができる。【災害救助法第2条第2項及び第4条第2項】

※被害認定基準は資料7-6 参照

救助の種類・実施期間・実施者

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	災害発生の日から7日以内	知事
	災害救助法第2条第2項による場合は、別に示す期間	知事
応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内に着工	知事
炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内	知事
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内	知事
被服・寝具その他生活必需品の給(貸)与	災害発生の日から10日以内	知事
医療	災害発生の日から14日以内	知事
助産	分娩した日から7日以内	知事
被災者の救出	災害発生の日から3日以内に完了	知事
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から3ヶ月以内に完了	知事
学用品の給与(教科書等) (文房具等)	災害発生の日から1ヶ月以内	知事
	災害発生の日から15日以内	
埋葬	災害発生の日から10日以内	知事
死体の捜索・処理	災害発生の日から10日以内	知事
障害物の除去	災害発生の日から10日以内に完了	知事
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間以内	知事
実費弁償	救助の実施が認められる期間以内	知事

※ 救助の期間については、これにより難い特別の事情がある場合は、事前に知事を通じて内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

※ 実施者については、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、知事より市長に委任されることがある。

【資料7-11】 災害救助法第13条に基づく事務の一部の委任に係る県・市町村の役割分担(令和4年度「災害救助の手引き」より)参照

災害救助法による救助の程度、方法及び期間－早見表－

令和5年6月現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	<基本額> 避難所設置費 1人 1日あたり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	同上	別に示す期間 (注1)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期エアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 ○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
			災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住宅に被害を受け、又は災害により現に炊事できない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具 破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後、「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷(以下、「準半壊」という。)を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から3ヶ月以内(注2)	応急仮設住宅との併用可
学用品の供与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800 円 中学校生徒 5,100 円 高等学校生徒 5,600 円	災害発生の日から(教科書) 1ヶ月以内(文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実績に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体あたり 大人(12歳以上) 219,100 円以内 小人(12歳未満) 175,200 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存 ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外:1体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発 生 の 日 か ら 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去等を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発 生 の 日 か ら 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実 施が認め られる期 間以内	
同上 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実 施が認め られる期 間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり ・医師、歯科医師:24,200円以内 ・薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士:14,100円以内 ・保健師、助産師、看護師及び准看護師:14,800円以内 ・救急救命士:13,700円以内 ・土木技術者、建築技術者: 14,200円以内	救助の実 施が認め られる期 間以内	左の額は法令の定めにより千葉県知事が定めた額 (令和3年4月1日現在) 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		・大工:24,500 円以内 ・左官:26,100 円以内 ・とび職:26,400 円以内		
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需要費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費とも含む
イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4				

*この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(注 1)法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)

(注 2)(災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6 ヶ月以内)

救助の種類別整備・保存資料

救助の種類	整備・保存資料
避難所の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者名簿 ・ 救助実施記録日計票 ・ 避難所用物資受払簿 ・ 避難所設置及び収容状況 ・ 避難所設置に要した支払証拠書類 ・ 避難所設置に要した物品受払証拠書類
応急仮設住宅の供与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助実施記録日計票 ・ 応急仮設住宅台帳 ・ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書 ・ 応急仮設住宅使用貸借契約書 ・ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 ・ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
炊出しその他による食品の給与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助実施記録日計票 ・ 炊出しその他による食品給与物品受払簿 ・ 炊出し給与状況 ・ 炊出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類 ・ 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類
飲料水の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助実施記録日計票 ・ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿 ・ 飲料水の供給簿 ・ 飲料水供給のための支払証拠書類
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助実施記録日計票 ・ 物資受払簿 ・ 物資の給与状況 ・ 物資購入関係支払証拠書類 ・ 備蓄物資払出証拠書類
被災者の救出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助実施記録日計票 ・ 被災者救出用機械器具燃料受払簿 ・ 被災者救出状況記録簿 ・ 被災者救出関係支払証拠書類
被災した住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助実施記録日計票 ・ 住宅の応急修理記録簿 ・ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 ・ 住宅の応急修理関係支払証拠書類
学用品の供与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助実施記録日計票 ・ 学用品の供与状況 ・ 学用品購入関係支払証拠書類 ・ 備蓄物資払出証拠書類
埋葬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助実施記録日計票 ・ 埋葬台帳 ・ 埋葬費支出関係証拠書類
死体の搜索	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助実施記録日計票 ・ 搜索用機械器具燃料受払簿 ・ 死体の搜索状況記録簿 ・ 死体搜索関係支出証拠書類
死体の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助実施記録日計票 ・ 死体処理台帳 ・ 死体処理費支出関係証拠書類
障害物の除去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助実施記録日計票 ・ 障害物除去の状況 ・ 障害物除去関係支払証拠書類

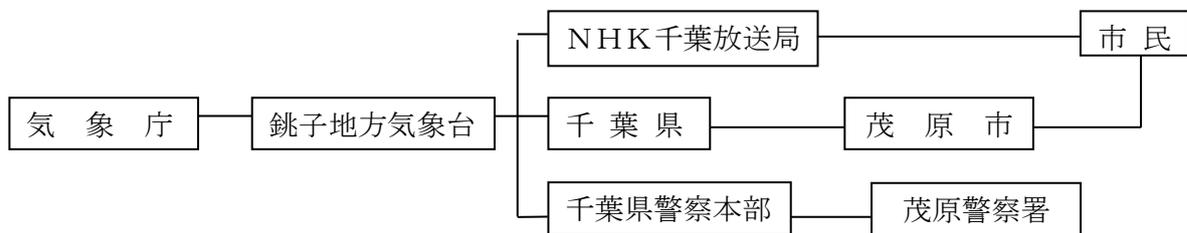
第2節 応急対策活動

第1 地震・津波に関する情報の収集・伝達

活動項目	担当対策部・班
1 地震・津波に関する情報の収集系統	—
2 地震・津波に関する情報の収集	総務対策部広報班、庶務班
3 地震・津波に関する情報の伝達	—
4 被害の未然防止、拡大防止の市民への呼びかけ	総務対策部広報班

1 地震・津波に関する情報の収集系統

地震・津波に関する情報の主な収集系統は次のとおりである。



2 地震・津波に関する情報の収集

総務対策部広報班（第1広報担当）は、震度計、千葉県総合防災情報システム、テレビ、ラジオ等により、また総務対策部庶務班は民間の防災気象情報システム等により地震・津波に関する情報を収集する。この際、地震被害予測システムによる被害予測（震度情報ネットワークシステムで収集した震度情報等を基に、地震発生直後に震度分布や人的被害、建物被害等を推計するもの）を活用する。

3 地震・津波に関する情報の伝達

緊急地震速報等の地震情報については、Jアラート（全国瞬時警報システム）によって、防災行政無線等を通じて、市民に伝達される。

4 被害の未然防止、拡大防止の市民への呼びかけ

市内で震度5強以上の地震が発生した場合、総務対策部広報班（第1広報担当）は、市防災行政無線（同報系）を活用し、出火防止、余震への注意等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行う。

〔呼びかけの例〕

こちらは、茂原市役所です。

ただいま、震度〇の地震がありました。

今後、余震が続くと思われます。十分注意してください。

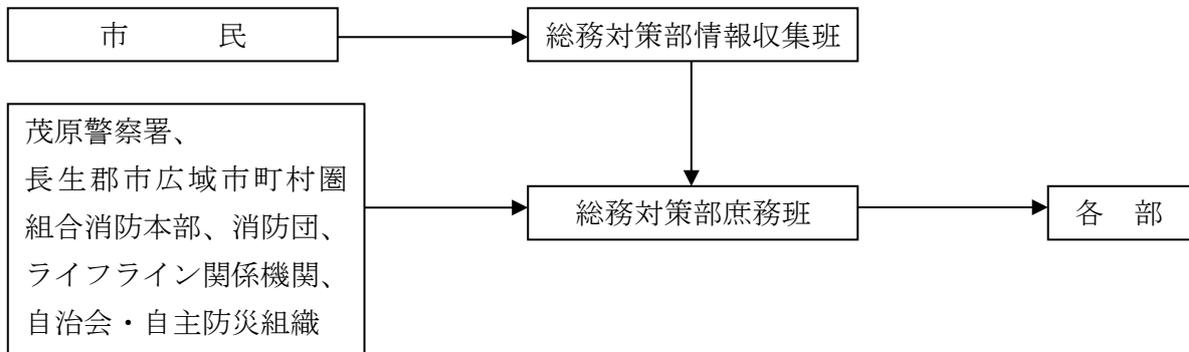
テレビやラジオなどの情報に十分注意し、落ち着いて行動してください。

第2 被害情報等の収集・伝達

活動項目	担当対策部・班
1 市民等外部からの情報収集・整理	総務対策部庶務班、情報収集班
2 各部の所管施設等に関する情報収集・整理	各部、関係機関
3 被害情報等の取りまとめ	各部、総務対策部庶務班
4 県への報告	総務対策部庶務班、広報班
5 災害情報の共有	総務対策部庶務班

1 市民等外部からの情報収集・整理

第2配備以上（震度5弱以上）の地震が発生した場合、市民等外部からの情報については、総務対策部庶務班及び情報収集班が次のとおり一元的に情報を収集・整理し、各部に伝達する。



総務対策部情報収集班は、市民からの通報・問合せにより被害に関する情報を収集し、災害時受信・対応記録票（資料8-5）に記載し、総務対策部庶務班に報告する。

総務対策部庶務班は、総務対策部情報収集班からの情報に加え、茂原警察署、長生郡市広域市町村圏組合消防本部、消防団、ライフライン関係機関、自治会・自主防災組織等から被害に関する情報を収集し、災害時受信・対応記録票（資料8-5）に記載し、その情報の関係する部にその写しを渡す。

なお、茂原警察署及び長生郡市広域市町村圏組合消防本部以外から被害情報等を入手した場合は、被害の発生を両機関に通報する。

【参考】資料8-5：災害時受信・対応記録票

【市民からの問い合わせが予想される内容と関係班、関係機関】

内 容	関係班、関係機関
被害状況	総務対策部庶務班
二次災害の危険性（見通し）	総務対策部庶務班
家族、知人の安否に関する情報	総務対策部庶務班（死者、行方不明者、負傷者） 福祉対策部厚生班（避難者・園児・児童<在学中の場合>） 文教対策部学校教育班（児童・生徒<在学中の場合>）
医療に関する情報（病院等の診療可否）	市民対策部医療班
避難の必要性に関する情報	総務対策部災害対策班
水の確保に関する情報	市民対策部医療班
食料の確保に関する情報	市民対策部支援班
生活必需品の確保に関する情報	経済環境対策部商工班
義援金に関する情報	総務対策部出納班
義援物資に関する情報	経済環境対策部商工班
遺体の安置等に関する情報	市民対策部庶務班
電気に関する情報	総務対策部庶務班（東京電力パワーグリッド(株)）
ごみ、瓦礫の処理に関する情報	経済環境対策部環境衛生班
電話に関する情報	総務対策部庶務班（東日本電信電話(株)）
道路に関する情報（交通規制状況等）	都市建設対策部道路班、茂原警察署
公共交通機関に関する情報（運行状況等）	総務対策部庶務班（東日本旅客鉄道(株)、バス会社）
教育に関する情報（休業）	文教対策部学校教育班
店舗等の営業状況に関する情報	経済環境対策部商工班
ボランティア募集に関する情報	福祉対策部庶務班、社会福祉協議会

2 各部の所管施設等に関する情報収集・整理

(1) 収集すべき情報の内容

地震が発生したとき、各部長は、その所管する施設・事項に関し被害の有無及び規模等について直ちに情報収集活動をはじめ、本部長に報告すべき事項をまとめておく。

地震発生後、直ちに収集すべき情報は、市及び県の被害状況報告様式に基づき収集し報告するが、被害の区分は、資料8-14「消防庁様式第4号様式(その2)」によることとし、おおむね次のとおりとする。

【地震発生後、直ちに収集すべき情報】

ア 人的被害

死者、行方不明者、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）、重傷者、軽傷者の人数

イ 物的被害

(ア) 住家被害（全壊、半壊、床上浸水等）

(イ) 防災上重要な公共施設等被害

- ・道路、橋梁施設被害（通行規制を伴うもの）
- ・河川施設被害（浸水危険性を伴うもの）
- ・危険物（ガス、石油類、劇毒物等）施設被害（爆発、漏えい等周辺に危険を及ぼすもの）
- ・土砂災害（人的被害、住家被害及び公共施設被害を伴うもの）
- ・病院、学校、社会福祉施設等（当該施設の業務遂行に支障をきたすもの）
- ・商業、工場等施設

ウ 機能的被害

(ア) ライフライン施設被害

- ・電気、ガス、水道、下水道施設（供給停止、不能を伴うもの）
- ・電話施設（通信不能を伴うもの）

(イ) 輸送関連施設被害

鉄道、バス等（通行停止、不能を伴うもの）

エ 火災被害

災害による火災発生時の被害

【参考】資料7-6：被害認定基準

資料8-6～8-14：各被害報告

(2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員があたる。

市及び防災関係機関のそれぞれの分担は、おおむね次のとおりとする。

調査実施者		収集すべき被害状況の内容
市	各施設の管理者	・所管施設の来所者、職員等の人的被害 ・所管施設の物的被害及び機能被害
	職務上の関連部	・人的、物的及び機能被害 ・農業、商業、工業施設等の物的被害
	企画財政対策部	・住家被害その他の物的被害

	・その他本部長が必要と認める事項
--	------------------

調査実施者	収集すべき被害状況の内容
長生郡市広域市町村 圏組合消防本部・署	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害 ・住家被害 ・火災発生状況及び火災による物的被害 ・危険物取扱施設の物的被害 ・要救援救護情報及び救急医療活動状況 ・避難道路及び橋梁の被災状況 ・避難の必要の有無及びその状況 ・その他消防活動上必要な事項
茂原警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の種別、発生日時及び場所 ・被害状況（人名、建物、道路、交通機関） ・行方不明者及び安否不明者の状況 ・交通規制の要否 ・治安状況及び警察関係被害 ・その他災害警備活動上必要な事項
その他防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の所管施設に関する被害状況及び災害に対し既に行った措置 ・災害に対し今後取ろうとする措置 ・その他活動上必要な事項

※国と迅速かつ的確な情報交換を行うため、国土交通省関東地方整備局との協定に基づき、情報連絡員（リエゾン）を受け入れる。

（3）情報収集実施要領

第2配備以上（震度5弱以上）の地震が発生した場合、市民等外部からの情報については、総務対策部情報収集班が次のとおり一元的に情報を収集・整理し、各部に伝達する。

① 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

この際、要救助者の迅速な把握のため、県が安否不明者の氏名等を発表して、その安否情報を収集精査する場合、安否不明者情報を積極的に収集して県に協力する。

② 被害等の調査・報告については、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

③ 調査は、情報収集の迅速・正確を期するため、自主防災組織、自治会、消防団等の団体や市民の協力を得て実施する。

④ 市は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

3 被害情報等の取りまとめ

(1) 被害情報の取りまとめ及び報告責任者

総括責任者：総務部長、取扱責任者：防災対策課長

(2) 各対策部から本部事務局への報告

各対策部庶務班は、地震が発生してから災害に関する応急対策が終了するまでの間、被害状況及び災害応急対策の活動状況を被害の認定基準に基づき、市及び県の被害状況報告により本部事務局（総務対策部庶務班）へ報告するものとする。

なお、各部で収集した所管施設の被害情報に加え（2参照）、総務対策部から入ってくる市民等外部からの情報（1参照）も含め、各部で関係する情報を全て取りまとめる。

収集・報告すべき内容と担当班及び関係機関は次のとおりである。この際、被害の区分は、資料8-14「消防庁様式第4号様式(その2)」による。

【被害報告に係る報告事項と担当班】

担当班は各対策部庶務班を通じて、総務対策部庶務班に提出する。

報告事項	担当班・関係機関	資料
避難状況、避難所開設状況	福祉対策部厚生班	資料8-13
人的被害	総務対策部庶務班（長生郡市広域市町村圏組合消防本部・署）	資料8-7
住家被害	企画財政対策部税務班	資料8-8
文教施設被害	文教対策部学校教育班（学校施設） 文教対策部生涯学習班（社会教育施設）	資料8-8
病院被害	市民対策部医療班	資料8-8
公共土木施設被害	都市建設対策部道路班、河川班	資料8-9、10
がけくずれ被害	都市建設対策部河川班	資料8-10
交通規制情報	総務対策部庶務班（茂原警察署）	資料8-9
清掃施設被害	経済環境対策部環境衛生班	資料8-8
鉄道被害詳細報告	総務対策部庶務班（東日本旅客鉄道(株)）	資料8-10
水道被害詳細報告	市民対策部医療班	資料8-10
電気被害詳細報告	総務対策部庶務班（東京電力パワーグリッド(株)）	資料8-10
電話被害詳細報告	総務対策部庶務班（東日本電信電話(株)）	資料8-10
ガス被害詳細報告	総務対策部庶務班（大多喜ガス(株)）	資料8-10
社会福祉施設被害	福祉対策部庶務班	資料8-8
その他施設被害	総務対策部庶務班	資料8-8
火災発生状況	総務対策部庶務班（長生郡市広域市町村圏組合消防本部・署）	資料8-14
危険物施設等被害	総務対策部庶務班（長生郡市広域市町村圏組合消防本部・署）	資料8-10、 14
農業被害	経済環境対策部庶務班	資料8-10
商工業被害	経済環境対策部商工班	資料8-10

【参考】資料 7-6：被害認定基準、資料 8-6～8-14：各被害報告

4 県への報告

(1) 基本的な考え方、報告事項

市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は県防災行政無線により県本部事務局（防災対策課）に報告する。ただし、県に報告できない場合にあつては、国（消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度 5 強」以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」により被害の有無を問わず、第 1 報等について県と併せて国（消防庁）に報告する。また、同時多発火災等により消防機関に通報が殺到したときは、その旨を国（消防庁）及び県に通報する。

市が県に報告すべき事項は次のとおりである。

【報告事項】

- | | |
|---|---|
| ア | 災害の原因 |
| イ | 災害が発生した日時 |
| ウ | 災害が発生した場所又は地域 |
| エ | 被害の状況 |
| オ | 災害に対し、既に行った措置及び今後取ろうとする措置 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 ・主な応急措置の実施状況 ・その他必要事項 |
| カ | 災害救助法の適用の要否及び必要とする救助の種類 |
| キ | その他必要事項 |

(2) 報告種別、時期、方法等

総務対策部庶務班及び広報班（第 1 広報担当）は、各部から報告を受けた情報をもとに、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県に報告する。

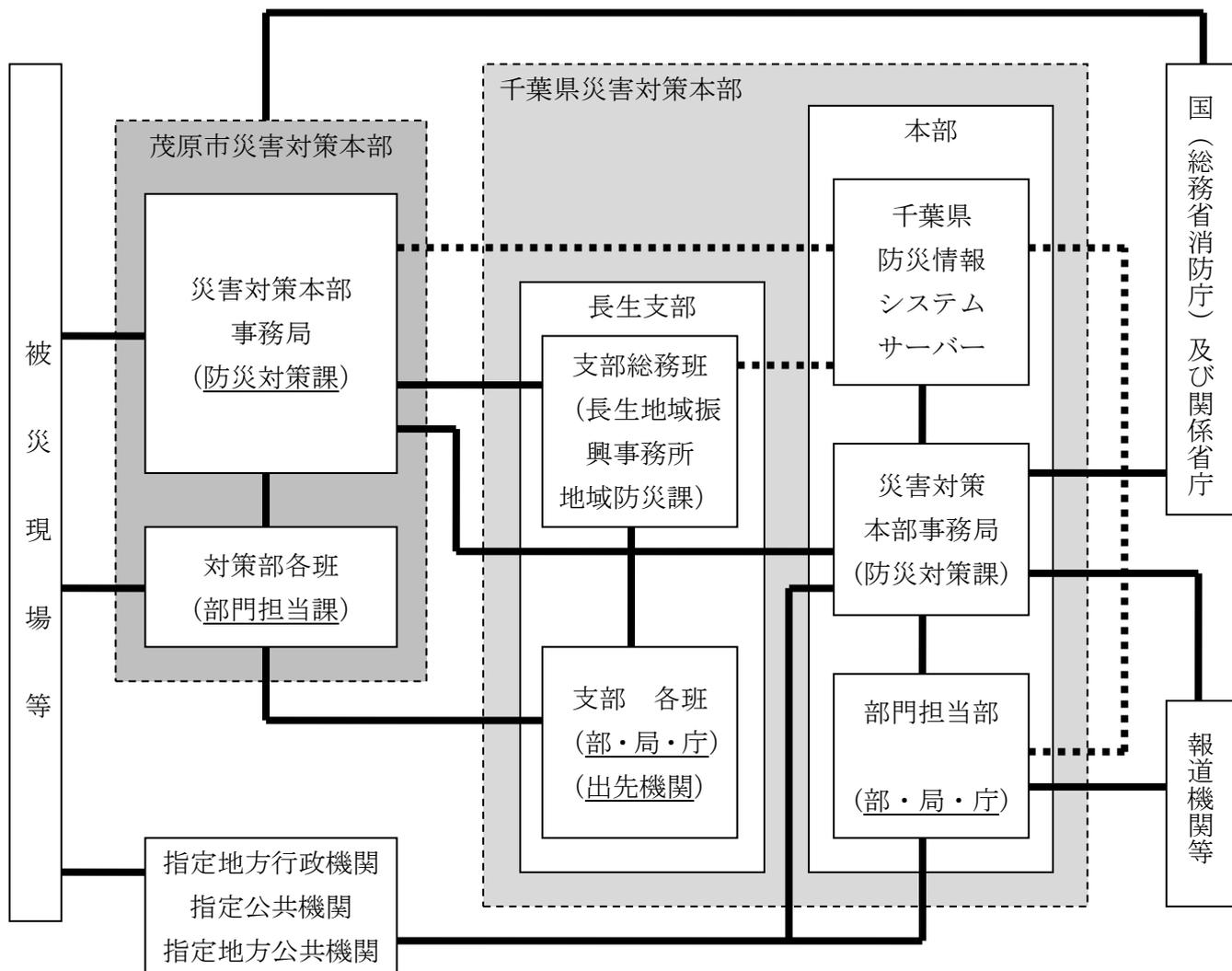
【参考】資料 8-6：千葉県危機管理情報共有要綱

資料 8-7～8-14：各被害報告

【国・県の連絡先】

国 (消防庁)	勤務時間内	消防防災無線 (県防災行政無線を使用)	電 話 (消防庁応急対策室) 120-90-49013 (地上系) 048-500-90-49013 (衛星系) F A X (消防庁応急対策室) 120-90-49033 (地上系) 048-500-90-49033 (衛星系)
		一般加入電話	電 話 (消防庁応急対策室) 03-5253-7527 F A X (消防庁応急対策室) 03-5253-7537
	勤務時間外	消防防災無線 (県防災行政無線を使用)	電 話 (消防庁宿直室) 120-90-49102 (地上系) 048-500-90-49102 (衛星系) F A X (消防庁宿直室) 120-90-49036 (地上系) 048-500-90-49036 (衛星系)
		一般加入電話	電 話 (消防庁宿直室) 03-5253-7777 F A X (消防庁宿直室) 03-5253-7553
千葉県	勤務時間内	県防災行政無線	電 話 (防災対策課) 500-7320 (地上系) 012-500-7320 (衛星系) F A X (防災対策課) 500-7298 (地上系) 012-500-7298 (衛星系)
		一般加入電話	電 話 (防災対策課) 043-223-2175 F A X (防災対策課) 043-222-1127
	勤務時間外	県防災行政無線	電 話 (県防災行政無線統制室) 500-7225 (地上系) 012-500-7225 (衛星系) F A X (県防災行政無線統制室) 500-7110 (地上系) 012-500-7110 (衛星系)
		一般加入電話	電 話 (県防災行政無線統制室) 043-223-2178 F A X (県防災行政無線統制室) 043-222-5219

【県への報告の流れ】



凡例： 千葉県防災情報システムによる報告ルート
 ——— 電話・FAX等による報告ルート
 ※ () は、災害対策本部未設置の場合

5 災害情報の共有

総務対策部庶務班は、各班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図に記入し、そのコピーを随時各班、関係機関に回付し情報の共有を図る。

- ・ 死者、行方不明者の発生地点
- ・ 要救出現場の発生地点
- ・ 火災、崖崩れ等の発生地点
- ・ 避難所の開設地点
- ・ ヘリポート
- ・ 物資輸送拠点
- ・ 通行不能区間
- ・ 交通規制区間
- ・ 停電、断水区域等

第3 広報

活動項目	担当対策部・班
1 広報内容と広報情報の収集機関	総務対策部広報班
2 市民への広報	
3 報道機関への情報提供	
4 市外避難者への広報	
5 災害記録	

1 広報内容と広報情報の収集機関

以下に掲げる広報情報の収集機関は、情報を的確に収集し、総務対策部庶務班に報告する。総務対策部広報班はこれらの情報を基にして広報活動を行う。

内容	関係班、関係機関（収集機関）
被害状況	総務対策部庶務班
市長からのメッセージ	総務対策部庶務班
二次災害の防止に関する情報	総務対策部庶務班
医療に関する情報（病院等の診療可否）	市民対策部医療班
避難状況に関する情報	総務対策部災害対策班
水の確保に関する情報	市民対策部医療班
食料の確保に関する情報	市民対策部支援班
生活必需品の確保に関する情報	経済環境対策部商工班
義援金に関する情報	総務対策部出納班
義援物資に関する情報	経済環境対策部商工班
遺体の安置等に関する情報	市民対策部庶務班
電気に関する情報	総務対策部庶務班（東京電力パワーグリッド(株)）
ごみ、瓦礫の処理に関する情報	経済環境対策部環境衛生班
電話に関する情報	総務対策部庶務班（東日本電信電話(株)）
道路に関する情報（交通規制状況等）	都市建設対策部道路班、茂原警察署
公共交通機関に関する情報（運行状況等）	総務対策部庶務班（東日本旅客鉄道(株)、バス会社）
教育に関する情報（休業）	文教対策部学校教育班
店舗等の営業状況に関する情報	経済環境対策部商工班
ボランティア募集に関する情報	福祉対策部庶務班、社会福祉協議会
住宅の確保に関する情報	都市建設対策部建築班
災害弔慰金等の支給に関する情報	福祉対策部庶務班
被災者生活再建支援金に関する情報	福祉対策部庶務班
罹災証明書の発行、税の減免等に関する情報	企画財政対策部税務班
悪徳商法等に関する情報	市民対策部庶務班、茂原警察署

（注）総務対策部庶務班が、各班から情報を入手する。

2 市民への広報

直接市民に広報する場合は、次のとおりとする。

(1) 市民への広報

総務対策部広報班は、在宅被災者等に、防災行政無線（同報系）、広報車、ホームページ等により逐次情報を提供する。必要に応じて臨時の広報紙及びチラシを作成し、各自治会長等を通じて各世帯に配付する。避難所を開設した場合は、各避難所に広報担当者を置き、避難者に張り紙等により情報を提供する。

なお、上記をもってしても十分な広報活動を行えない場合は、茂原警察署及び自衛隊等に対して広報活動の支援を要請する。

(2) 要配慮者への広報

寝たきり等の高齢者、障害者などの要配慮者への広報に当たっては民生委員、その他の公共団体等及びボランティアを通じてきめの細かい広報に努める。

(3) 外国人への情報提供等

外国人が多く滞在する避難所において、翻訳機器やアプリを活用するほか、外国人のための相談窓口等を開設し、ボランティア等の協力のもと、災害に関する情報提供及び外国人のニーズの把握に努める。

3 報道機関への情報提供

報道機関への情報提供は、次のとおり行う。

(1) 報道機関への災害情報の提供

庁舎内にプレスルームを設置し、副本部長（副市長）が責任者となり、総務対策部広報班が調整主体となって報道機関への災害情報の提供を行う。

また、放送要請する場合は、県を通じてNHK等に対して行う。事態が逼迫している場合は、市から直接要請する。

なお、避難指示等情報、避難所情報、災害対策本部設置情報は、「Lアラート」を通じて各報道機関へ発信される。

(2) 報道機関からの取材への対応

報道機関からの取材については、総務対策部広報班を窓口に対応する。

4 市外避難者への広報

総務対策部広報班は、「全国避難者情報システム」等を活用して、市外避難者名簿を作成する。これを基に、広報紙等を適時送付する。

5 災害記録

各班は、当該災害の記録を将来に伝承するため、活動に伴う書類、メモ、写真等の保管に努める。総務対策部広報班は、ボランティアの協力も得ながら応急対策の実施状況の写真、ビデオによる記録に努める。応急対策終了後、必要に応じて記録集を作成することとし、その場合は防災対策課を主管とした編集チームを庁内に設置する。

第4 災害の拡大防止と二次災害の防止

活動項目	担当対策部・班
1 建築物・構造物の二次災害防止	都市建設対策部建築班、道路班
2 被災建築物応急危険度判定	都市建設対策部建築班
3 被災宅地危険度判定	都市建設対策部庶務班
4 水害の防止	都市建設対策部河川班、総務対策部災害対策班
5 土砂災害の防止	都市建設対策部河川班
6 二次災害防止のための市民への呼びかけ	総務対策部広報班

1 建築物・構造物の二次災害防止

余震等による建築物・構造物の二次災害を防止するため、各部は次のような二次災害防止活動を行うとともに、市民への注意・呼びかけが必要な事項について広報活動を行う。

(1) 市有施設の点検及び避難・応急対策

- ① 市有施設の管理者は、地震後当該施設の使用に当たって安全性に留意するとともに、必要な場合は、都市建設対策部建築班に対して専門職員による点検を要請する。
- ② 点検の要請を受けた都市建設対策部建築班は、当該施設の点検を行う。なお、要員等が不足する場合は、県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を講じるとともに、必要な場合は応急措置を施す。

(2) 市所管道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

都市建設対策部道路班は、地震後、市の管理する道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置を講じるとともに、必要な場合は応急措置を施す。要員等が不足する場合は、県等に応援を求める。

2 被災建築物応急危険度判定

都市建設対策部建築班は、地震による被害状況を勘案し、被災建築物の応急危険度判定の必要性について、被災建築物応急危険度判定実施検討会議に諮問する。応急危険度判定を実施すると決定した場合、都市建設対策部建築班は、県及び建築士会等関係団体の協力を得て、被災建築物応急危険度判定士を確保し、被災建築物の危険度を判定するとともに必要な措置を行う。

(1) 被災建築物の応急危険度判定士の確保

都市建設対策部建築班は、次の方法により応急危険度判定の有資格者を確保する。

県、他市町村への要請
市内の建築士会等関係団体への要請

(2) 被災建築物の応急危険度判定実施本部の設置

都市建設対策部建築班は、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、次に掲げる事項について準備を行う。

参集した応急危険度判定士の名簿づくり
担当区域の分担
判定基準等のマニュアルの準備
判定結果を表示する用紙（判定票）及び記録用紙等の準備
腕章の準備

（３）被災建築物の応急危険度判定実施本部の業務

被災建築物応急危険度判定実施本部は、次に掲げる業務を行う。

県との連絡調整
災害状況に基づいた判定実施計画の作成
判定士及び判定コーディネーターの支援要請
判定士及び判定コーディネーターの受け入れ
判定用資機材の用意
判定士の移動手段、宿泊場所等の確保
判定結果の集計 等

（４）被災建築物の応急危険度判定の実施

判定は「千葉県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」及び「茂原市震前判定計画（応急危険度判定マニュアル）」に基づき、２人以上のチームで目視点検により行い、判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入り口に判定結果を色紙で表示する。

（５）建築関係団体からの協力の申し出

建築関係団体からの協力の申し出があった場合は、被災建築物応急危険度判定実施本部が効果的な活動のために必要な調整を行う。

3 被災宅地危険度判定

災害対策本部長は、地震による被害情報に基づき、被災宅地危険度判定を実施する必要があると判断したときは、被災宅地危険度判定の実施を決定する。実施を決定した場合、都市建設対策部庶務班は、県に報告し、被災宅地危険度判定実施本部を設置する。なお、実施にあたっては、次の事項を行う。

- ・ 宅地に係る被害情報の収集
- ・ 判定実施計画の作成
- ・ 県への支援要請
- ・ 宅地判定士の受入れ、組織編成
- ・ 判定の実施及び判定結果の周知
- ・ 判定結果に対する市民等からの対応

4 水害の防止

地震後の水害を防止するため、各班は次に掲げる二次災害防止活動を行うとともに、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

(1) 点検及び応急措置

都市建設対策部河川班は、大規模な地震が発生した場合は、河川を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講じるよう要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。

(2) 避難の呼びかけ又は指示

地震による二次災害が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要とする区域の居住者に対して避難の呼びかけ又は指示を行う。

(3) 応援要請

総務対策部災害対策班は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長等に対して応援を求める。また、水防のため必要があると認めるときは、茂原警察署長に対して警察官の出動を求める。

5 土砂災害の防止

地震後、大雨が降ると土砂災害への警戒が必要である。都市建設対策部河川班は、こうした二次災害を防止するため、長生土木事務所等の協力を得て土砂災害危険箇所の点検を行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、消防団や市民等に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、警戒避難態勢の確立等適切な対策を講じる。

6 二次災害防止のための市民への呼びかけ

関係各班は、1～5の活動により市民への注意・呼びかけが必要な事項については、総務対策部広報班を通じて市防災行政無線（同報系）、広報車等を通じて市民に注意を呼びかける。

第5 消防活動

活動項目	担当対策部・班
1 活動体制	長生郡市広域市町村圏組合消防本部、消防団
2 活動方針	長生郡市広域市町村圏組合消防本部、消防団
3 基本的な活動	長生郡市広域市町村圏組合消防本部、消防団

1 活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防ぎよ活動を消防本部、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努めるものとする。

また、津波や火災等の災害発生が予測された場合は「警防対策本部」を設置し、消防長が本部長となり、消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括するものとする。

(1) 長生郡市広域市町村圏組合消防本部

- ① 震度5強以上の地震を覚知した場合は、全消防職員は各所属へ直ちに参集する。
- ② 所轄区域内の災害危険のある区域に対して、消防隊を重点的に配置し、火災の未然防止及び有事に際しての出動の迅速化を図る。
- ③ 地震及び津波の発生と同時に、火災その他の災害の早期発見及び被害状況の把握に努め、迅速的確な出動体制をとる。
- ④ 消防職員は、参集途上において視認した被害の状況、覚知した情報の収集に努めるものとする。
- ⑤ 情報を収集した消防機関は、それぞれの担当者が関係機関への報告及び連絡を細密にする。
- ⑥ 警防対策本部が設置された時は、次の事務分掌を行うものとする。
 - ・ 現場指揮に関すること
 - ・ 警防活動、戦術の決定及び指揮統制に関すること
 - ・ 応援隊の要請及び出動指令に関すること
 - ・ 調査状況等情報収集に関すること
 - ・ 市町村災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること

(2) 消防団

- ① 震度5強以上の地震を覚知した場合は、消防団本部役員は直ちに消防本部に集結する。(支団長においては、市役所とする。)
- ② 対策会議において、災害対策本部(団指揮本部)を設置する。
- ③ 各支団長は、災害(被害)状況に即応でき得る消防団員を、各部ごとに警戒出動させ、発生地区の災害活動を指示し、分団長はその活動を指揮する。
- ④ 支団長は分団長の要請により必要に応じて分団(部)単位で非常配置を指示する。
- ⑤ 分団長は、災害活動現場の状況及び情報を収集し、直ちに支団長へ連絡する。
- ⑥ 各支団長は、支団活動状況等を随時、団指揮本部へ連絡する。

- ⑦ 団指揮本部は、各支団長（市）の要請により、隣接支団等への非常配置を指示する。

【参考】資料5：消防組織及び車両配置の状況

2 活動方針

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

3 基本的な活動

(1) 長生郡市広域市町村圏組合消防本部

① 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

② 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を確認した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先して消防活動を行うものとする。

③ 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災を確認した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

④ 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して火元の消化活動に当たるものとする。

⑤ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

(2) 消防団

① 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を行うものとする。

② 消火活動

消防本部の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防本部と協力して行うものとする。

③ 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

④ 避難誘導

避難の指示等が発令された場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

第6 救助・救急・捜索

活動項目	担当対策部・班
1 救助	長生郡市広域市町村圏組合消防本部、消防団
2 救急	長生郡市広域市町村圏組合消防本部
3 行方不明者の捜索	長生郡市広域市町村圏組合消防本部、消防団、総務対策部情報収集班

1 救助

(1) 長生郡市広域市町村圏組合消防本部

① 活動体制

救助活動は、傷病者の迅速な救出救護に向け、保有資機材を有効に活用し総力をもってこれにあたるものとする。多数傷病者の発生時においては、緊急消防援助隊の応援部隊、警察及び関係機関と連携し、救出救護体制の確立を図るものとする。

② 活動及び出動の原則

ア 救助活動は、生存者救出を最優先とし、消防団、事業所防災組織・自主防災組織等の協力を求めて救出を行う。

イ 救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。

(2) 消防団

① 地震等の発生により、災害発生が予測される場合は、住民に対し、災害防止のため広報活動をするとともに、被災した場合は、住民と協力して消防活動を行う。

② 消防本部の出動不能若しくは、困難な地域における消防活動、又は主要避難路確保のための活動については、単独又は消防本部と協力して行う。

③ 避難の指示等が発令された場合は、これを伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

④ 消防本部、自主防災組織等と協力し、要救助者の救出・救助、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

(3) 市民、自主防災組織及び事業者の役割

市民、自主防災組織及び事業者は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

2 救急

(1) 消防本部

- ① 救急活動は、救命を主眼とし、傷病者の観察及び必要な応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。
- ② 傷病者の救急搬送は、救命を必要とする者を最優先とするとともに、市民対策部・医療チームと連携を図り搬送する。
- ③ 現場救護所は、多数傷病者が発生した場合など災害の状況等を判断し、公園などの安全かつ活動容易な場所に設置する。
- ④ 救護所等から後方医療施設への移送については、被災状況の推移を勘案して自衛隊、DMAT(災害派遣医療チーム)、ドクターヘリ等の協力により、広域的な搬送体制を確立する。
- ⑤ 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にした活動を行う。

(2) 市民等による搬送

市民及び各自治会、自主防災組織は、負傷の程度が重く負傷者を医療機関に搬送する必要がある場合、自らの保有する車両等により病院へ搬送する。搬送手段の確保が困難な場合は、長生郡市広域市町村圏組合消防本部に搬送車（救急車等）の出動を要請する。

3 行方不明者の搜索（災害救助法適用の場合有）

災害により死亡又は生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、消防隊、警察署、自衛隊その他の関係機関及び市民等の協力を得て実施する。なお、総務対策部情報収集班は行方不明者に関する相談窓口を設け、問い合わせ等に対応する。

第7 医療救護

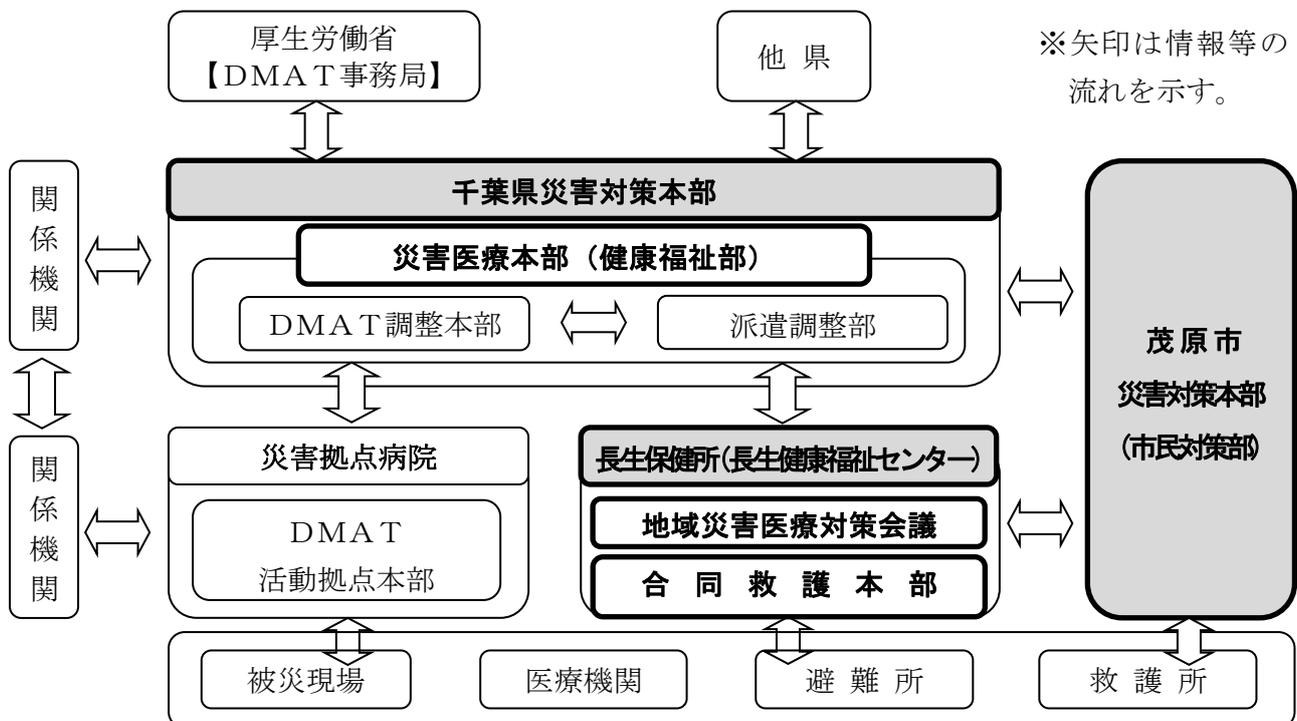
活動項目	担当対策部・班
1 医療救護活動の方針	市民対策部医療班
2 医療に関する情報の収集・提供	
3 救護班の派遣	
4 広域医療救護所の設置・運営	
5 医薬品、医療資器材の確保	
6 後方医療機関への搬送	市民対策部医療班、総務対策部災害対策班
7 応援の受入	市民対策部医療班

1 医療救護活動の方針

災害により多数の傷病者が生じ、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、市は関係機関と緊密に連携を取りながら被災者の医療救護に万全を期するものとする。

また、長生保健所(長生健康福祉センター)は、大規模災害時において長生地域の災害医療体制の連携拠点であることから、医療機関の状況把握、医療チームの派遣要請、後方医療機関などと情報の共有を図り、緊密な連携のもと医療救護に対処する。そのため、本市(市民対策部医療班)においても、長生保健所(長生健康福祉センター)と連携・共有し、医療救護活動に対処する。

【千葉県における災害医療体制】



※DMAT：災害急性期に活動できる機能性を持つ、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。Disaster Medical Assistance Teamの頭文字をとってDMAT（ディーマット）とよばれる。

2 医療に関する情報の収集・提供

市民対策部医療班は、県、長生保健所(長生健康福祉センター)、消防機関、医師会等との連携を緊密に保ち、次のとおり情報収集を行い、関係機関へ情報提供を行う。

- ① 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ② 避難所、広域医療救護所の設置状況
- ③ 医薬品、医療資器材等の需給状況
- ④ 医療施設、広域医療救護所等への交通状況
- ⑤ その他参考となる事項

3 救護班の派遣（災害救助法適用の場合有）

福祉対策部厚生班からの情報等により、避難者の支援が必要と判断した場合、市民対策部医療班は、市で編成する救護班（市民対策部・福祉対策部の保健師・看護師・歯科衛生士等）を避難所へ派遣する。

また、総務対策部災害対策班は必要に応じ、関係機関、知事及び他市町村長に応援を求めるほか必要な措置を講ずる。

4 広域医療救護所の設置・運営（災害救助法適用の場合有）

傷病者が長生郡市及び近隣市町村の医療供給を上回るおそれのある場合、市民対策部医療班は、広域医療救護所の設置について当該医療機関と協議を行う。

なお、設置要請については「大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書」に基づき茂原市災害対策本部より行うものとする。

5 医薬品、医療資器材の確保

市民対策部医療班は、広域医療救護所となる医療機関との連携を平常時から緊密に保ち、医薬品、医療資器材等の状況把握並びに整備に努めるものとする。ただし、災害時に不足した医薬品等については、県に応援要請する。

また、県は、市から応援要請を受けたときは、地域保健医療救護拠点（各健康福祉センター等）に備蓄しているもののほか、「千葉県医薬品卸協同組合との協定」に基づき県内営業所等から調達し広域医療救護所等に供給する。

6 後方医療機関への搬送

広域医療救護所にて処置の困難な重症患者が発生した場合、運営責任者は県並びに長生郡市広域市町村圏組合消防本部と連携し、以下により市外の後方医療機関（災害拠点病院等）へ搬送する。

- ① 車両での輸送が可能な場合、受入れ可能な医療機関（災害拠点病院等）へ搬送する。
- ② 車両での輸送が困難な場合、総務対策部災害対策班は「千葉県広域消防相互応援協定」に基づき、長生郡市広域市町村圏組合消防本部に対して、ヘリコプターによる搬送について必要な措置を講じる。ヘリコプターによる搬送の場合、市及び県が防災関係機関との連携のもと受入れ先医療機関等に関する調整を的確に行う。

7 応援の受入

DMA T等応援の受入れは、市民対策部医療班を窓口として行う。

- ・必要な情報の提供
- ・受け入れ場所（広域医療救護所等）に関する調整
- ・物資、資機材等の支援
- ・宿舎等の支援

第 8 避難

活動項目	担当対策部・班
1 避難対策の基本的な考え方	総務対策部災害対策班
2 津波災害への対応	総務対策部広報班
3 防災関係機関との連絡調整	総務対策部広報班、庶務班
4 避難誘導	総務対策部広報班、福祉対策部庶務班

1 避難対策の基本的な考え方

(1) 直近動員の対応

震度5強以上の地震が発生した場合、自動配備により、直近動員は指定避難所に参集して開設を行う。その他の場合、総務対策部災害対策班長（防災対策課長）の指示により指定避難所に参集して開設を行う。

また、津波の危険がある場合、また、それ以下の地震であっても住家を失った者、余震等により住家が二次災害に見舞われる可能性のある者、要配慮者等で停電、断水により日常生活に支障をきたす者が発生した場合など災害対策班長（防災対策課長）が必要と認めた場合、所属班長を介して、直近動員に指定避難所への参集・開設を指示する。

(2) 避難指示等の基準

以下の場合、避難指示、警戒区域の設定等必要な避難措置を講じる。

- ① 大津波警報が発表されたとき
- ② 二次災害として水害、土砂災害の危険性が顕著であるとき
- ③ 火災の延焼により危険が迫っているとき

(注1) 災対法第60条第3項により、市長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（「緊急安全確保措置」）を指示することができる。

(注2) 災対法第61条の2により、市長は、避難指示等を指示しようとする場合、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は県知事に対し、助言を求めることができる。

2 津波災害への対応

総務対策部広報班（第1広報担当）は、大津波警報が発表された段階で、防災行政無線（同報系）を通じて、清水地区（津波浸水予測図で浸水が予想される地区）の住民等に津波警戒及び津波避難場所への避難を呼びかける。

3 防災関係機関との連絡調整

避難指示、警戒区域の設定等は、各根拠法令に基づき市、茂原警察署、県知事の命を受けた者（長生土木事務所）、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり（【避難の指示、緊急安全確保措置、警戒区域の設定等について】参照）、混乱をきたさないためにはこ

れら防災関係機関相互の緊密な連絡調整が必要である。そこで、総務対策部庶務班はこれらの機関と緊密な情報交換を行い、市民に混乱を招くことのないように注意する。

なお、避難の措置を講じた場合、その旨を県知事（県防災対策課）に県防災情報システムを通じて速やかに報告する（災対法第60条）。

4 避難誘導

（1）避難指示、警戒区域の設定等を行う場合の市民等への伝達内容

総務対策部広報班（第1広報担当）は、避難指示、警戒区域の設定等を行う際、以下の内容を市民に伝達する。

- ① 発令者
- ② 差し迫っている具体的な危険予想
- ③ 避難対象地区名
- ④ 陥没等により通行不可能な経路
- ⑤ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - ・ ガスの元栓を閉めたり、電気のブレーカーを落とす。
 - ・ 食料、水及び最小限の衣類、常備薬等の携帯
 - ・ 懐中電灯、帽子、ヘルメット等を着用すること 等

（2）避難指示等の伝達方法

- ① 防災行政無線（同報系）をはじめ、広報車、もばら安全安心メール、エリアメール、緊急速報メール、ホームページ等により周知する。
- ② 防災行政無線（同報系）により伝達する場合には、サイレン音の後、避難指示等に関する情報を音声で伝達することとし、そのパターンは別に定める。なお、あらかじめ住民等に周知しておくものとする。

（3）避難の誘導者

本部長（市長）の命を受けた職員及び消防団員は、茂原警察署、自治会・自主防災組織等の協力を得て避難所など安全な場所に市民を誘導又は移送する。

（4）避難順位

避難は、通常の場合、次の順位による。

- ① 老幼者、傷病人、妊産婦、障害者等の要配慮者及び必要な介護者
- ② ①以外の市民

（5）誘導及び輸送方法

- ① 避難経路の明示
- ② 避難経路中の危険箇所の事前伝達
- ③ 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置
- ④ 夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用
- ⑤ 出発、到着の際の人員確認
- ⑥ 自力立ち退きが不可能な避難者に対する車両輸送
- ⑦ 警察官、市職員、消防団員等による現場警戒区域の設定

(6) 要配慮者に対する避難誘導

福祉対策部庶務班及び文教対策部学校教育班は、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）から避難誘導支援の要請があった場合は、消防団の派遣等について総務対策部災害対策班に依頼する。

【避難指示、緊急安全確保措置、警戒区域の設定等について】

災対法第60条第1項に基づく避難の指示とは、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき」に、「市町村長が、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する」ものである。

同条第3項に基づく「緊急安全確保措置」とは、「災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき」に、市町村長が、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示するものである。

また、同法第63条第1項に基づく「警戒区域の設定」とは、「災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき」に、縄張り等により警戒区域を設定し、「災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去」を命ずるものである。この禁止もしくは制限又は退去命令に従わなかった者に対しては、「十万円以下の罰金または拘留」の罰則が定められており、その限りにおいて拘束力を有する。

この他、一定の条件の下で警察官、自衛官等にも避難の勧告・指示（緊急）、警戒区域の設定に関する権限が付与されているほか、これらと類似の権限として警察官職務執行法上の権限があり、総務対策部庶務班及び災害対策班はこれらの機関と十分な連携をとる必要がある。

◇避難指示の実施責任者

実施者	災害の種類	要件	根拠
市長（市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事）	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき（※1）	災対法 第60条 （※2）
警察官	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災対法 第61条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第29条

知事又はその命を受けた職員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
---------------	------	-----------------------------	--------------

(※1) 危険が急迫し、緊急を要する場合には、現場付近にいる市職員、消防職員（市職員に併任されている職員）は市長の避難指示権限を代行することができる。ただし、この場合は、速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。（根拠：地方自治法第153号）

(※2) 市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、同時に県知事に報告する。

◇緊急安全確保措置の実施責任者

実施者	災害の種類	要件	根拠
市長（市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事）	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき（※1）	災対法 第60条第3項 （※2）
警察官	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災対法 第61条

◇警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内容(要件)	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災対法 第63条第1項
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災対法 第63条第2項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法 第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	市長が職権を行う場合において、その職権を行うことができる者がその場にいない場合	災対法 第63条第3項
消防吏員又は消防団員	水災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する場合	消防法28条及び 第36条第6項
消防団長、消防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法第21条

(注) 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第14条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

◇避難指示に類似した「避難の措置」等の実施責任者

実施者	災害の種類	要件と権限	根拠
警察官	災害全般	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合その場に居合わせた者等に必要警告を発し、及び特に急を要する場合には、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又は危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる	警察官職務執行法 第4条第1項
		上記のような危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、やむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入る。	同法 第6条第1項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合上記の権限	自衛隊法 第94条

第9 避難所の開設・運営（災害救助法適用の場合有）

活動項目	担当対策部・班
1 避難所の種類	—
2 避難所の開設	福祉対策部厚生班、直近動員、各施設管理者・勤務職員
3 避難所の運営管理体制	福祉対策部厚生班、直近動員
4 避難所運営に係る業務	
5 避難所の標準設備等	
6 避難所での情報提供（広報）及び広聴活動	
7 避難所の生活環境への配慮	福祉対策部厚生班、直近動員、長生郡市広域市町村圏組合消防本部、消防団、茂原警察署、市民対策部医療班
8 指定した避難所以外の避難者の把握	福祉対策部厚生班
9 避難所の追加・借り上げ	
10 避難所の統合・閉鎖	

1 避難所の種類

名 称	内 容
指定緊急避難場所 *	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市長が指定する。
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設を市長が指定する。
広域避難場所	指定緊急避難場所及び指定避難所が周囲の状況等により危険となり、より安全な場所への避難が必要となった場合、避難者を収容する場所
福祉避難所	高齢者、障害者、病者等一般的な避難所では生活に支障をきたす人たちのために特別に配慮された避難所

* 指定緊急避難場所に指定されていない場所においても、住民等が、土砂災害等の危険性がなく、安全性が確保されている広場、公園、空地などを避難場所として選定できる。

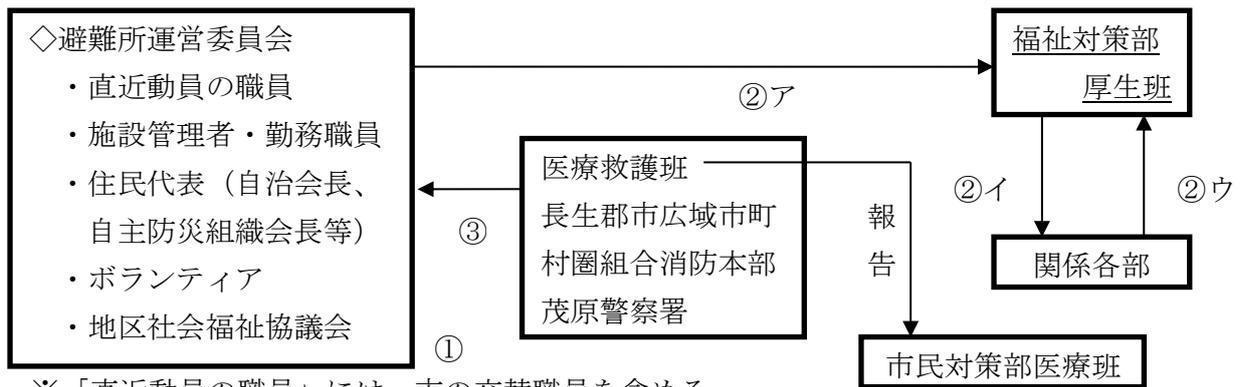
2 避難所の開設（災害救助法適用の場合有）

避難所の開設は、原則として下表に従って行う。

手順	担当対策部班及び活動内容
<p>避難所 開設</p>	<p>【震度5強以上の場合】 避難所を自動的に開設することとし、<u>福祉対策部厚生班</u>は、<u>文教対策部</u>と連携して、速やかに避難所を開設する（開設作業は<u>直近動員</u>又は各施設管理者・<u>勤務職員</u>）。避難所を開設し、避難者が施設の許容面積を超えた場合、避難者が少数である場合等においては、適時避難所施設の追加・統合・閉鎖を行う。</p> <p>【震度5弱以下の場合】 <u>防災対策課</u>からの指示に基づき、直近動員は参集し、開設準備、状況により開設を行う。</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いずれの場合も、余震に備え施設の安全性に十分留意した上で避難所を開設する。 ○ 高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者については、福祉避難所を利用するとともに、旅館やホテルを避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努めるものとする。 ○ 避難所を設置した場合、<u>災害対策班</u>もしくは<u>防災対策課</u>は、以下の事項を県に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の名称 ・避難所開設の日時及び場所 ・世帯数及び人数 <p>【参考】資料4-1：指定緊急避難場所一覧表 資料4-2：指定避難所一覧表 資料4-3-1：福祉避難所指定一覧表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所を開設した場合、<u>直近動員</u>は、速やかに開設報告を行う。また、<u>直近動員</u>は、各施設管理者・勤務職員及び自主防災組織など避難住民の協力を得て避難所記録簿（避難者カード）及び避難者名簿を作成し、避難者の確認を行う。開設の報告及び取りまとめた情報は、<u>福祉対策部厚生班</u>（震度5弱以下の場合は<u>防災対策課</u>）に伝達する。 ○ 取りまとめた情報等の伝達は、<u>直近動員</u>が電話等で、<u>福祉対策部厚生班</u>に直接報告する。なお、報告がない場合は、<u>福祉対策部厚生班</u>が直接避難所に行き、情報を収集する。 ○ 名簿は、食料品、飲料水、生活必需品、学用品等の要供給数、避難所の生活環境の整備等に活用する。 <p>【参考】資料8-18：避難所記録簿（避難者カード） 資料8-19：避難者名簿</p>

3 避難所の運営管理体制

開設した避難所は、次の運営管理体制により運営する。



※「直近動員の職員」には、市の交替職員を含める。

① 避難所運営委員会による運営

直近動員の職員は、施設管理者・勤務職員及び自治会長、自主防災組織会長等と協力して、避難所運営委員会を組織し、運営委員会が、当該避難所の円滑な運営を行う。なお、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく、女性を運営委員会に入れるものとする。直近動員の職員は、運営委員会の立ち上げ後は、速やかに福祉対策部厚生班に報告するとともに、避難所の運営状況をその都度必要に応じ報告するものとする。

【直近動員主体の運営】

災害が局地的又は避難の長期化が見込まれない場合など運営委員会の設置を要しないときは、直近動員の職員主体による運営を行う。なお、直近動員の職員が行う業務は、運営委員会が行う避難所運営に係る業務等に準じ必要な範囲で実施するものとする。

② ニーズの把握及び調整

ア 福祉対策部厚生班は、直近動員の職員から避難所のニーズ（必要な物資、その他措置すべき事項）を把握する。

イ 福祉対策部厚生班は、把握したニーズを関係各部に伝え対応を要請する。

ウ 要請を受けた関係各部は、福祉対策部厚生班と連携して必要な措置を講じる。

③ 関係機関等による巡回

医療救護班、長生郡市広域市町村圏組合消防本部、茂原警察署は、適時避難所を巡回し、避難所の医療、防火、防犯に関するニーズを把握するとともに、福祉対策部厚生班と連携して必要な措置を講じ、その結果を福祉対策部厚生班に報告する。

4 避難所運営に係る業務

避難所運営委員会は、基本的には以下の任務を行うものとする。その他、その都度必要なことが生じた場合は、福祉対策部厚生班と相談の上、処理する。この際、在宅避難者へ対しても必要な物資の配布、保健医療サービスや情報の提供等の支援に努める。

① 避難所の開設（閉鎖）に関すること

② 避難所受付及び人員配置に関すること

③ 避難者の避難所記録簿（避難者カード）及び避難者名簿を作成し、市民と市民以外に区分

④ 避難者を自主防災組織及び自治会単位で編成し、代表者を選任、情報の連絡等の窓口となるよう要請

⑤ 避難所に配給される食料等物資の受払い及び配分

- ⑥ 防災備蓄倉庫内の水・食料・物資の活用
- ⑦ 諸記録及び報告に関すること

ア 避難所状況の報告

時 現在	時 現在	時 現在
人 世帯	人 世帯	人 世帯

イ 給食見込み人数の報告

月 日 昼食	月 日 夕食	月 日 朝食
人	人	人

ウ 避難所記録簿（避難者カード）より、高齢者・障害者等要配慮者の状況等報告

エ 避難所物資受払い記録簿の作成

オ その他傷病人の発生等の特別な事情のあるときに行う随時報告

- ⑧ 避難者からの各種相談に応じるほか避難者援助

【参考】資料 8-18：避難所記録簿（避難者カード）

資料 8-19：避難者名簿

資料 8-20：避難所物資受払い記録簿

5 指定避難所の標準設備等

福祉対策部厚生班及び避難所運営委員会は、避難所の開設が3日以上に及ぶ場合には、各班及び防災関係機関等の協力を得て以下を参考に設備の充実に努める。

【避難所の標準設備例（避難所の開設が長期に及ぶ場合）】

○特設コーナー：	<input type="checkbox"/> 広報広聴コーナー	<input type="checkbox"/> 更衣室
	<input type="checkbox"/> 避難所救護センター（保健室等）	<input type="checkbox"/> 特設電話
	<input type="checkbox"/> 情報連絡室（無線、電話、FAX等）	
○資機材等：	<input type="checkbox"/> 寝具	<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ
	<input type="checkbox"/> 被服	<input type="checkbox"/> 簡易シャワー
	<input type="checkbox"/> 日用品（タオル、歯ブラシ等）	<input type="checkbox"/> 仮設風呂
	<input type="checkbox"/> 常備薬	<input type="checkbox"/> 扇風機
	<input type="checkbox"/> 仮設トイレ（要配慮者用に洋式も用意）	<input type="checkbox"/> 網戸
	<input type="checkbox"/> 炊き出し備品	<input type="checkbox"/> ストープ
	<input type="checkbox"/> 特設・臨時電話	<input type="checkbox"/> 暖房機
	<input type="checkbox"/> 畳・カーペット	<input type="checkbox"/> 電源設備
	<input type="checkbox"/> 間仕切り用パーテーション	<input type="checkbox"/> 給水タンク
	<input type="checkbox"/> 洗濯機	<input type="checkbox"/> 掲示板
	<input type="checkbox"/> 乾燥機	<input type="checkbox"/> パソコン
○スペース：	<input type="checkbox"/> 駐車場	<input type="checkbox"/> 給水タンク
	<input type="checkbox"/> 仮設トイレ	<input type="checkbox"/> 掲示板
	<input type="checkbox"/> 仮設風呂	<input type="checkbox"/> 資機材置場

6 避難所での情報提供（広報）及び広聴活動

福祉対策部厚生班及び避難所運営委員会は、避難所に広報広聴担当者を置き、避難者に対し貼り紙等により情報を提供するとともに、問い合わせ等に応じる。避難所の開設が長期に及ぶ場合、避難所内に広報広聴コーナーを設けて必要な情報の提供等を行う。

7 指定避難所の生活環境への配慮

(1) 衛生

福祉対策部厚生班は、避難所におけるし尿、ごみ、食品管理等衛生面での配慮を避難所運営委員会に指導する。

(2) プライバシー保護

福祉対策部厚生班及び避難所運営委員会は、避難所でのプライバシーの保護のため、可能な限り間仕切り等の設営に努める。間仕切り等は総務対策部災害対策班にて準備する。

(3) 防火・防犯

長生郡市広域市町村圏組合消防本部、消防団及び茂原警察署は、避難所での防火・防犯について避難所運営委員会を指導するとともに、必要に応じてパトロールを行う。

(4) 要配慮者への対応

福祉対策部厚生班は、関係各班及び災害ボランティアセンター等関係機関の協力を得て、避難所で生活する要配慮者への対策を講じる(避難所施設・設備の配慮、食料、水、生活必需品等の供与における配慮、情報伝達における配慮、相談体制の整備(※)等)。

また、福祉避難所の指定を促進するとともに、福祉避難所を設置した場合は、次の事項に留意する。

- ① 要配慮者の相談や生活支援にあたる介助員を常時配置すること。
- ② 相談等にあたる介助員は、要配慮者の健康状況等を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者(ホームヘルパー)の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮すること。
- ③ 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対策を講じること。

※相談体制を整備する際は、市民対策部医療班に保健師の派遣を依頼する。

(5) 女性への配慮

避難所生活にあたり、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、更衣室やトイレの配置や照明などの施設利用上への配慮、性暴力・DVについての注意喚起、女性相談窓口や女性専用の物資配付などを講じる。

(6) ペット対策

ペットの飼育、管理は飼育者が全責任を負うことが基本である。避難所でのペットの同居は動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点、並びに鳴き声、糞尿など騒音、臭気の問題からも原則的に禁止とし、市は、ペットの飼育スペースを確保できた避難所を公表する。避難所運営委員会はトラブルが起きないためのルールを作成、飼育者及び避難者に配慮した避難所運営を図る。また、日頃から飼育者は、ペット同行避難に必要なケージの準備や訓練の実施に努める。

(7) 感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症が流行している場合は、感染症の特性を踏まえ、感染拡大防止策を徹底した避難所運営に努める。

(8) 避難所における情報通信環境

避難者が適時に災害状況、救援、被災者支援等に関する情報を入手できるよう、Wi-Fi等の情報通信環境の導入を検討する。

8 指定した避難所以外の避難者の把握

福祉対策部厚生班は、市が指定した避難所以外に避難した避難者を把握する。

また、市外に避難した避難者を把握するため、広報活動や他の市町村に連絡して、所在を確認する。

9 避難所の追加・借り上げ

市が指定する避難所が不足する場合、福祉対策部厚生班は、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、施設管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、避難状況に応じ、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。借り上げる際は、施設管理者と十分協議し、同意を得てから避難所として開設する。

10 避難所の統合・閉鎖

福祉対策部厚生班は、応急仮設住宅等への入居に伴って、避難者が減少する場合は、順次統合・閉鎖を行う。統合・閉鎖に当たっては、避難者に個別面談や個別調査を実施し、避難者及び施設管理者と十分協議をした上で判断する。統合・閉鎖を判断した際は、避難者に対して事前に予告する。

第10 要配慮者の安全確保

活動項目	担当対策部・班
1 要配慮者の安全確保	福祉対策部庶務班、厚生班、 市民対策部医療班、 都市建設対策部建築班
2 社会福祉施設等における入所者の安全確保	福祉対策部庶務班
3 小中学校・幼稚園における児童・生徒・園児の保護	文教対策部学校教育班
4 保育所・学童クラブにおける園児・児童の保護	福祉対策部厚生班、福祉応援班

1 要配慮者の安全確保

(1) 要配慮者の安否確認

災害発生後の在宅要配慮者の安否の確認は、福祉対策部庶務班・厚生班、民生委員、消防団、自治会、自主防災組織等が協力して実施する。また、避難行動要支援者については避難行動要支援者名簿に基づく個別支援プラン(個別避難計画)により避難誘導をはじめ避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

(2) 在宅要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所

(1)の安否確認によって把握された在宅要配慮者の内、避難所及び自宅等で生活が困難と判断された者については、福祉対策部庶務班・厚生班は老人ホーム等へ緊急入所の手続きをとる。

(3) 福祉避難所の開設

緊急入所は要しないが、身体等の状況が特別養護老人ホーム等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする要配慮者について、福祉対策部厚生班は、必要に応じて市が指定する福祉避難所を開設し保護する。この際、福祉避難所の収容能力を超える場合は、各避難所に福祉避難室等を設置して対応する。福祉避難所等を設置した場合は、次の事項に留意する。

- ① 要配慮者の相談や生活支援にあたる介助員を常時配置すること
- ② 相談等にあたる介助員は、要配慮者の健康状況等を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者(ホームヘルパー)の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮すること
- ③ 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を図ること

(4) 避難所から福祉避難所への移送

福祉対策部庶務班・厚生班は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

福祉対策部庶務班・厚生班は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移手段の有無等を調査し、自力での移動

可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

(5) 被災した要配慮者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者等に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。福祉仮設住宅の入居・設置については、福祉対策部庶務班・厚生班と連携の上、都市建設対策部建築班が行う。

また、福祉対策部庶務班・厚生班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。なお、専門家の確保が難しい場合は、県に相談する。

- ① 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- ② 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

(6) 在宅要配慮者への福祉サービスの提供

福祉対策部庶務班・厚生班は、発災1週間目までには必要な福祉サービスの提供を再開できるよう努める。その際、災害により新たに発生するニーズの把握に留意するとともに、必要な場合は県を通じて他市町村等に応援を求める。

(7) 在宅要配慮者の健康管理

福祉対策部庶務班・厚生班は、民生委員等と協力の上、在宅要配慮者の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるように対処する。

なお、活動に当たっては医療救護班やDMA T等と連携協力して実施する。

※DMA Tについては、震-151頁参照

2 社会福祉施設等における入所者の安全確保

(1) 被害状況の把握

福祉対策部庶務班・厚生班は、災害発生の場合、速やかに社会福祉施設及びその入所者・通所者の安全確保の状況について、施設長等を通して調査する。

(2) 入所者の保護

各社会福祉施設は、あらかじめ定めた各施設の防災計画に従い入所者の保護に努める。

(3) 社会福祉施設等への支援

福祉対策部庶務班・厚生班は、被災した社会福祉施設等から支援の要請があった場合、関係班、関係機関、ボランティア等と連携して必要な支援に努める。

- * 支援の内容（例）：
- 必要な物品（ベッド、車椅子等）、車両の貸し出し
 - 水・食料の支援、物資の運搬等単純労務の提供
 - 介護等技能者の支援

【参考】資料4-3-1：福祉避難所指定一覧表

3 小中学校・幼稚園における児童・生徒・園児の保護

(1) 被害状況の把握

文教対策部学校教育班は、在校中の災害発生の場合、速やかに教育関係施設及び児童、生徒、園児の安全確保の状況を学校長もしくは園長等を通して、又は自ら調査する。

(2) 児童・生徒・園児の保護

児童・生徒・園児が、教育施設にいる際に災害が発生したときは、以下の方針によりあらかじめ定めた各学校の防災計画に従い保護に努める。

① 学校等の対応

ア 学校長もしくは園長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。

イ 学校内もしくは園内、並びに登下校路の危険箇所の点検、迂回路の設定等を早急に行う。

ウ 児童・生徒・園児については、保護者の引き取りを原則とする。

エ 施設内において、災害が発生したときは、初期消火、救護、救出活動等の防災活動に努める。

② 教職員の対処、指導基準

ア 災害発生の場合、児童・生徒・園児を教室等に集める。

イ 児童・生徒・園児の退避・誘導にあつては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

ウ 学級担当等は、学級名簿等を携行し、学校の指示により、所定の場所へ退避・誘導させる。

エ 心身障害児については、介助体制等を確立する等十分配慮する。

オ 児童・生徒・園児の保護者への引渡しについては、あらかじめ決められた引渡しの方法で確実に行う。

カ 留守家庭等で帰宅できない児童・生徒・園児については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

キ 児童・生徒・園児の安全を確保したのち、学校等の指示により防災活動にあたる。

③ その他

学童クラブの児童については、福祉対策部厚生班と連携して、安全確保に努める（4（2）参照）。

4 保育所・学童クラブにおける園児・児童の保護

(1) 保育所の対応

福祉対策部厚生班並びに福祉対策部福祉応援班は、市立保育所において、3と同様の措置を講じる。

(2) 学童クラブの対応

福祉対策部厚生班は、学童クラブにおいて、3と同様の措置を講じる。ただし、被害状況の把握並びに児童の保護については、併設する小学校と十分連携する。

第 11 重要道路の確保

活動項目	担当対策部・班
1 道路の被害状況、交通状況の把握	都市建設対策部道路班
2 交通規制等の実施	都市建設対策部道路班、総務対策部庶務班
3 重要道路の応急措置	都市建設対策部道路班、経済環境対策部環境衛生班

1 道路の被害状況、交通状況の把握

災害時の市内の道路の被害状況、交通状況については、次のとおり報告や連絡等を行い把握する。

- ① 総務対策部情報収集班は、市民からの通報を受け付け、都市建設対策部道路班に報告する。
- ② 都市建設対策部道路班は、パトロール等を実施して市内の重要道路の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、長生土木事務所、茂原警察署等関係機関と連絡を密にとり隣接市町村を含む道路被害の状況及び交通状況を把握する。
- ③ 都市建設対策部道路班は、①～②で把握した情報を取りまとめて、逐次総務対策部庶務班に報告し、総務対策部広報班は市民への広報に努める。

2 交通規制等の実施

総務対策部庶務班は、都市建設対策部道路班と協議し、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（茂原警察署）に災対法第76条に基づく交通規制を要請する。また、市道の破損、決壊その他の事由により交通が危険である場合、都市建設対策部道路班は、道路法第46条に基づき、通行の禁止又は制限措置を施す。

3 重要道路の応急措置

(1) 基本方針

都市建設対策部道路班は、被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となるよう下記の点に考慮し、建設業組合等の協力を得て重要道路の応急措置を行う。なお、市内の国道、県道については長生土木事務所が所管しており、応急措置を必要とする場合は、応急措置を要請する。緊急の場合は、市において応急措置を施し長生土木事務所に報告する。

- ・ 消火活動、救出活動上重要な道路
- ・ 緊急医療上重要な道路（病院への道路、後方医療機関への搬送に必要な道路、緊急時ヘリコプター臨時離着陸場に通じる道路）
- ・ 緊急救援物資の輸送上重要な道路
- ・ 広域応援受入れ上必要な道路

(2) 応援要請

被害が甚大で、市内建設業者で対応が難しい場合は、県に県内建設業協会、自衛隊等の応援を要請する。

(3) 道路啓開

道路管理者は、緊急車両の通行ルートを確保する際、管理する道路に運転者不在の放置車両等が発生した場合、道路管理者自ら車両を移動（その際、やむを得ない限度での破損を容認）したり、そのための沿道での車両保管場所を確保するため、やむを得ない場合は、他人の土地の一時使用や竹木その他の障害物の処分ができる。

(4) 廃棄物の処理

都市建設対策部道路班は、重要道路の応急措置により発生した廃棄物については、経済環境対策部環境衛生班と協議して適切に処理する。

第 12 輸送手段の確保

活動項目	担当対策部・班
1 車両の確保	総務対策部庶務班
2 ヘリコプターの確保	総務対策部災害対策班

1 車両の確保

(1) 緊急通行車両の確保

交通規制が実施された場合、総務対策部庶務班は、車両の不足が予想される場合は、災害発生前に確認手続を行っていない車両について確認申出を行う。

(2) 輸送車両の確保

市有車両については、原則として各部が総務対策部庶務班と調整して各々確保することとする。これをもって不足する場合は、総務対策部庶務班が民間の輸送車両を確保する。

【参考】資料 8-21：緊急通行車両確認申出書

2 ヘリコプターの確保

輸送手段として、ヘリコプターが効果的と判断された場合、各部は次によりヘリコプターを確保する。

- ① 各部は、ヘリコプターを確保する場合、総務対策部災害対策班に県に対する応援要請を依頼する。
- ② ①の要請を受けた総務対策部災害対策班は、県に対して県保有ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の応援要請を行う。
 - * 応援の受け入れ及び調整は、総務対策部災害対策班が行う。
 - * 緊急時ヘリコプター離着陸場の管理は、総務対策部災害対策班が行う。
 - * 消防防災ヘリコプターの応援要請については、「第 1 節 第 5」参照。

【参考】資料 6-4：ヘリコプター臨時離発着場

第13 給水（災害救助法適用の場合有）

活動項目	担当対策部・班
1 水道施設の被害状況の把握	長生郡市広域市町村圏組合水道部
2 給水	市民対策部医療班、福祉対策部庶務班、 長生郡市広域市町村圏組合水道部
3 水道施設の応急復旧	長生郡市広域市町村圏組合水道部

1 水道施設の被害状況の把握

災害時の水道施設の被害状況については、次のとおり把握する。

- ① 総務対策部情報収集班は、市民からの通報を受理し、長生郡市広域市町村圏組合水道部に連絡する。
- ② 長生郡市広域市町村圏組合水道部は、①の連絡等を受理するほか、パトロール等を実施して市内の水道施設の被害状況を把握する。そして、把握した水道施設の被害状況等を総務対策部庶務班に報告する。

2 給水

（1）実施機関

- ① 飲料水の供給は、災害救助法の適用の有無にかかわらず、市民対策部医療班が長生郡市広域市町村圏組合水道部の協力を得て行う。
- ② 本市で処理不可能な場合、近隣市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。
- ③ 水道事業体間等の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」により実施する。

（2）給水方法

- ① 給水管路の応急復旧が完了し給水できるまでの間は、指定避難所にあらかじめ給水措置を施し、被災者がその地点で受水する拠点給水方式を原則とする。また、被害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施する他、飲料水兼用耐震性貯水槽に汲み上げ用手押しポンプを設置して飲料水の供給を行う（長生郡市管工事協同組合との協定による）。
- ② 飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所及びくみ上げ用手押しポンプ保管場所は、飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所等一覧表（資料6-1）のとおりである。
- ③ 長生郡市広域市町村圏組合水道部と連携をとり、給水措置を施した地域ごとに責任者を設定し、自主防災組織・自治会等の協力を得て給水する。

（3）給水量と期間

給水は、飲料水を得られない者に対して1人1日3ℓを限度として行う。期間は、原則として7日以内であるが、被害状況及び復旧状況により必要な場合は延長する。

（4）要配慮者への配慮

特に高齢者や障害者にとっては水の運搬等が大きな負担となる。そこで、福祉対策部庶務

班は、要配慮者への給水状況を把握し、必要な場合は、災害ボランティアセンターに登録しているボランティアや市民に要配慮者への支援を求める。

【参考】資料 6-1：飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所等一覧表

資料 6-3：水道等の補給水利の現況

3 水道施設の応急復旧

長生郡市広域市町村圏組合水道部は、以下のとおり応急復旧を行うものとする。

- ① 配電線等に被害が生じたときは、自家用発電機を運転し、東京電力(株)茂原センター等へ施設の復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保を行う。
- ② 給水管及び配水管の被害については、付近の制水弁を閉鎖して断水区域を極力小範囲として応急復旧を行う。
- ③ 水道施設の大部分は地下に埋設されており、直接被害を受けるのは各家庭の給水立ち上り等であるので、作業員の出勤を求め極力漏水を防止するとともに臨時給水栓を設置する。

第 14 食料の供給（災害救助法適用の場合有）

活動項目	担当対策部・班
1 給食需要及び供給可能量の把握	市民対策部支援班
2 食料の確保・輸送	市民対策部支援班
3 米穀の調達	市民対策部支援班

1 給食需要及び供給可能量の把握

避難所に収容されている避難者、住家の被害により炊事のできない者等災害時に食生活を確保することができない者に対する食料の供給は、原則として避難所において行うものとし、給食需要及び供給能力の把握は次により行う。

- ① 市民対策部支援班は、以下の点を福祉対策部厚生班から把握する。
 - ・避難所に避難した者の数
 - ※粉ミルク（哺乳瓶、お湯等も準備）を必要とする乳児の数、給食に配慮を要する要配慮者の数及び食物アレルギーを有する者のニーズについて留意する。
 - ・避難所施設の自炊能力
 - ・避難者以外で管内において食料の供給を行う必要があると考えられる者の概数
 - ・その他避難所での食料供給に関して必要な事項
- ② 市民対策部支援班は、①の情報を基に給食需要及び供給能力を把握し、食料供給方法の基本方針を決定する。食料の供給方法としては以下の方法を検討する。

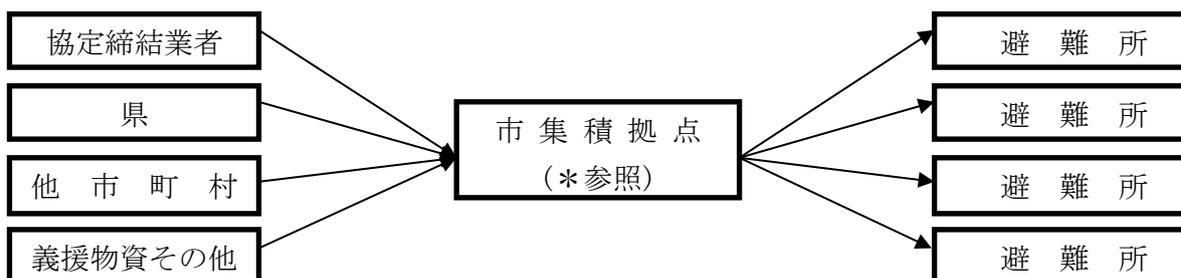
- ・パン、弁当等の確保
- ・避難所、学校給食センター、公益財団法人千葉県学校給食会等での炊き出し
- ・自衛隊の災害派遣による炊き出し
- ・県を通じた調達及び供給
- ・他市町村からの調達及び供給
- ・義援物資の活用

2 食料の確保・輸送

(1) 食料の輸送

食料の供給が必要な場合、その輸送は次により行う。

【食料の輸送の流れ】



※市集積拠点における仕分け及び各避難所への輸送は、基本的に運送業者等に依頼する。

- * 市集積拠点の施設は、次の順位で選定する。ただし、集積施設が使用できない場合は、公共施設や自衛隊等の支援による大型テントの活用により対応する。

【候補施設】

- | | | |
|------|---------------|---------|
| 第1候補 | 京葉ロジコ（株）富士見倉庫 | 東郷1865 |
| 第2候補 | 京葉ロジコ（株）茂原倉庫 | 小林272 |
| 第3候補 | 旧西陵中学校 | 緑ヶ丘1-53 |

- * その他物流体制については、「茂原市大規模災害時受援計画第2編物的応援の受入れ編」による。

（2）食料の確保

① 緊急物資の確保

ア パン、弁当等の確保

市民対策部支援班は、パン、弁当等直接食することが可能な食料の確保が必要と判断した場合は、協定締結業者に対して食料の確保を要請する。

イ 防災備蓄倉庫の活用

市民対策部支援班は、必要に応じて、避難所等に設置された防災備蓄倉庫の食料の活用を図る。

【参考】資料6-2：防災備蓄倉庫及び水防倉庫一覧表

② 救援物資の確保

ア 県を通じた食料の調達

市民対策部支援班は、市のみで食料を確保することが困難な場合は県に対して食料の供給を要請する。

イ 他市町村からの食料の調達

市民対策部支援班は、市のみで食料を確保することが困難な場合は他市町村に対して食料の供給を要請する。

ウ 共助による食料の確保

被災者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

③ 炊き出し

ア 避難所、学校給食センター等での炊き出し

市民対策部支援班は、避難所となった施設や学校給食センターなどの管理者と協議し、炊き出しが可能と判断された場合は炊き出しを実施する。避難所での炊き出しに当たっては、責任者を配置し、安全面、衛生面に十分配慮する。また、炊き出しの際には、自主防災組織、自治会、ボランティアへ協力を要請する。

なお、自主防災組織、自治会及びボランティアが独自に炊き出しを行う場合は、安全面、衛生面の指導を行った上で適切な場所を提供する。

イ 自衛隊の災害派遣による炊き出し

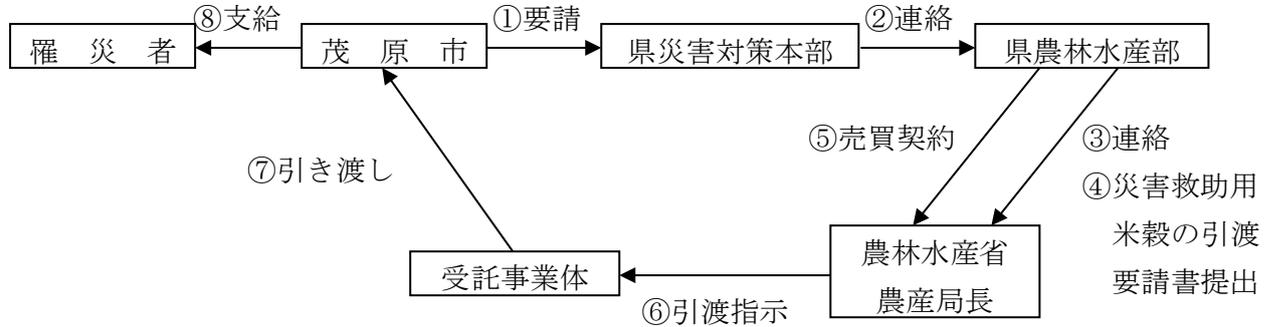
市民対策部支援班は、自衛隊による炊き出しが効果的であると判断した場合は、総務対策部災害対策班を通じて自衛隊の災害派遣を求める。

3 米穀の調達

市民対策部支援班は、市長が必要と認める場合、以下の方法により米穀を調達する。

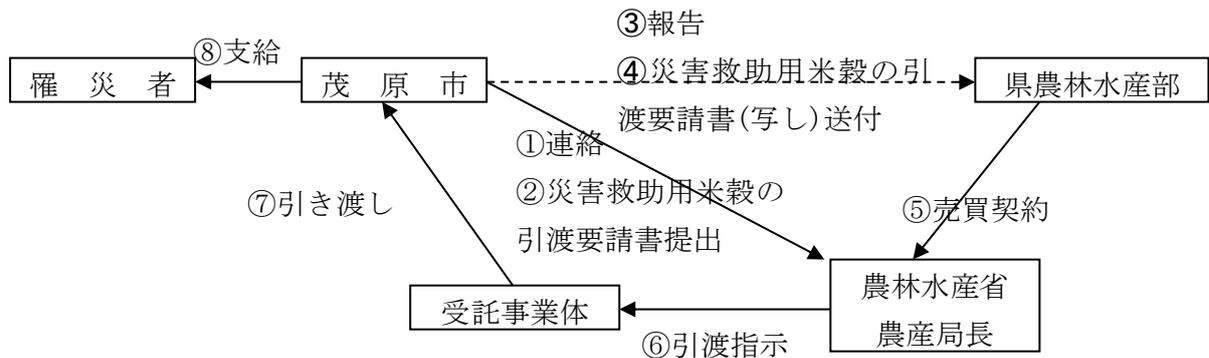
(1) 県に要請する場合

県の農林水産部から農林水産省農産局長に要請し、売買契約を締結する。



(2) 農林水産省農産局長に直接要請する場合

農林水産省農産局長に直接要請した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省農産局長に連絡し、売買契約を締結する。



第15 生活必需品等の供給・貸与（災害救助法適用の場合有）

活動項目	担当対策部・班
1 生活必需品等の需要の把握	経済環境対策部商工班
2 生活必需品等の確保・輸送	経済環境対策部商工班

1 生活必需品等の需要の把握

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対する生活必需品等の供給は、原則として避難所において行うこととし、災害発生後の生活必需品等の需要の把握は、次により行う。

① 経済環境対策部商工班は、生活必需品等の需要(品目、数)を福祉対策部厚生班から把握する。

- ・寝具：毛布、布団、マット等
- ・外衣：普段着、作業着、婦人服、子供服等
- ・肌着：シャツ、ズボン、パンツ、靴下等
- ・身の回り品：タオル、軍手、長靴等
- ・炊事用具：鍋、釜、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤等
- ・食器：茶碗、汁碗、皿、箸等
- ・日用品：懐中電灯、乾電池、石鹼、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
- ・光熱材料：マッチ、ライター、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等
- ・その他：紙おむつ（サイズ毎）、生理用品、風邪薬、AM/FMラジオ等

② 経済環境対策部商工班は、①の情報を基に生活必需品の需要を把握し、生活必需品等の供給方法の基本方針を決定する。生活必需品等の供給方法としては以下の方法を検討する。

- ・流通物資の確保
- ・県を通じた生活必需品等の調達
- ・他市町村からの調達
- ・義援物資の活用

2 生活必需品等の確保・輸送

(1) 生活必需品等の輸送の流れ

生活必需品等の供給が必要な場合、その輸送は次により行う。ただし、避難所までの軽微な輸送については、経済環境対策部商工班が福祉対策部厚生班と連携して行う。

【生活必需品等の輸送の流れ】



※市集積拠点における仕分け及び各避難所への輸送は、基本的に運送業者等に依頼する。

* 市集積拠点の施設は、次の順位で選定する。ただし、集積施設が使用できない場合は、公

共施設や自衛隊等の支援による大型テントの活用により対応する。

【候補施設】

第1候補 京葉ロジコ（株）富士見倉庫 東郷1865

第2候補 京葉ロジコ（株）茂原倉庫 小林272

第3候補 旧西陵中学校 緑ヶ丘1-53

* その他物流体制については、「茂原市大規模災害時受援計画第2編物的応援の受入れ編」による。

(2) 生活必需品等の確保

① 緊急物資の確保

ア 流通物資の確保

経済環境対策部商工班は、流通物資による生活必需品等の確保が必要と判断した場合は、協定締結業者に対して生活必需品等の確保を要請する。

イ 防災備蓄倉庫の活用

経済環境対策部商工班は、必要に応じて、避難所等に設置された防災備蓄倉庫の物資の活用を図る。

【参考】資料6-2：防災備蓄倉庫及び水防倉庫一覧表

② 救援物資の確保

ア 県を通じた生活必需品の調達

経済環境対策部商工班は、市のみで物資を確保することが困難な場合は県に対して物資の供給を要請する。

イ 他市町村からの生活必需品の調達

経済環境対策部商工班は、市のみで物資を確保することが困難な場合は他市町村に対して物資の供給を要請する。

ウ 義援物資の活用

経済環境対策部商工班は、国民、企業から送付されてくる義援物資について、市集積拠点に集積し、活用する。

第16 帰宅困難者対策

活動項目	担当対策部・班
1 帰宅困難者等への情報提供	総務対策部広報班
2 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	福祉対策部厚生班 総務対策部庶務班、広報班
3 徒歩帰宅支援	総務対策部庶務班

1 帰宅困難者等への情報提供

(1) 基本方針

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

(2) 提供方法

総務対策部広報班は、県や関係機関に対し、地震に関する情報、広域的な被害情報などについて、テレビ・ラジオ放送を通じた周知の要請を行う。

また、総務対策部広報班は、防災行政無線、もばら安全安心メール、エリアメール、緊急速報メール、ホームページなどを活用した情報提供や、SNS（※）などの活用についても検討・実施していく。

※ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：インターネット上で社会的ネットワークを構築するサービス。代表的なサービスは、「フェイスブック」や「X（旧ツイッター）」など。サイト上で会員同士がメッセージを交換したり、日記を投稿できることなどが大きな特徴。

2 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

福祉対策部厚生班は、一時滞在施設として指定した施設について、施設管理者が被災状況や安全性を確認した後、使用可能であれば、一時滞在施設としての開設を依頼する。また、必要に応じて、原則、災害対策本部から長生地域振興事務所に対し長生合同庁舎での受入れを要請する。

総務対策部庶務班及び広報班は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、メールやホームページにより、一時滞在施設の開設状況についての情報提供を行う。

※ 一時滞在施設は、駅周辺の民間施設に協力を求めるとともに、指定避難所と併設できる場合は、指定避難所に指定できる。

(2) 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用者については、原則、各事業者が警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

一時滞在施設として指定した施設においては、施設管理者等が、あらかじめ協議し定める運営手順により帰宅困難者等を受け入れるものとする。その際、運営にあたっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求める。なお、福祉対策部厚生班は、帰宅困難者等に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

3 徒歩帰宅支援

(1) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。その際、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをメールやホームページなどを活用し提供する。

また、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

(2) 市バスによる代行輸送

帰宅困難者に対し、茂原駅等事業者がバスなどの交通機関による代行輸送車の措置が困難な場合は、市バスを活用して帰宅困難者に対する帰宅支援を実施する。

【参考】資料4-5：災害時帰宅支援ステーション

第17 遺体の処理、埋・火葬（災害救助法適用の場合有）

活動項目	担当対策部・班
1 遺体の処理	市民対策部庶務班・医療班
2 遺体の埋・火葬	市民対策部庶務班・支援班、福祉対策部庶務班

1 遺体の処理

(1) 方法

① 遺体の安置場所の設置

市民対策部庶務班は、遺体の検視、検案、安置を行うために、遺体の安置場所を確保し、市民に広報する（広報は総務対策部広報班に依頼）。安置場所は、原則として避難所及び応援部隊の拠点となった施設を除くものとする。また、納棺用品、ドライアイス等を確保する。

② 遺体の検視

茂原警察署は、救出現場からの遺体を安置場所に搬送し、遺体の検視を行う。

③ 遺体の検案

ア 茂原警察署は、医師会等へ遺体の検案を要請する。

イ 医師会等は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行う。

ウ 医師会等は、必要な医学検査を行い、遺体検案書を作成する。検案書は、市民対策部医療班が引き継ぐ。

エ 市民対策部医療班は、身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。

④ 遺体台帳の整備

市民対策部医療班は、遺体の検案書、所持品等を引継ぎ、遺体台帳を作成する。

⑤ 身元不明者に対する措置

茂原警察署は、身元不明者について、市民対策部医療班と連携して、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるようにする。

⑥ 身元確認・納棺

市民対策部庶務班は、以下の通り遺体の身元確認及び納棺を行う。

ア 茂原警察署と協力し、遺体安置所を訪れた家族と、遺体の対面に立ち会う。

イ 遺族等より遺体引き取りの申し出があった時は、遺体台帳により整理の上引き渡す。

ウ 市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保する。

エ 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。

(2) 費用

遺体の処理に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合は県が以下により負担する。

① 対象

災害による死亡者の内、身元不明の者及び遺族等が混乱期のため費用の有無に関わらず遺体処理ができない者

② 支出する費用

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置のための費用

イ 遺体の一時保存のための費用

ウ 検案のための費用

③ 支出費用の限度額

災害救助法の規定による

④ 遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内とする（ただし、県知事を通じ、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。）。

(3) 災害関連死への対応

市民対策部医療班は、災害関連死として申請された遺体については、病院等の関係機関と調整し、認定及び必要な手続きを行う。

2 遺体の埋・火葬

(1) 方法

① 埋火葬許可証の発行

市民対策部支援班は、埋火葬許可証を発行するとともに、埋火葬台帳を作成する。

② 遺体の火葬場等への搬送

ア 市民対策部庶務班は、火葬に付すべき遺体数を遺体安置所別に集計する。集計した遺体数及び火葬場の処理状況等を勘案の上、遺体搬送計画を立てる。

イ 遺体の搬送は、身元が判明した遺体は基本的に遺族が行い、身元不明の遺体は市民対策部庶務班が民間業者等の協力を得て行う。

③ 遺体の埋火葬

ア 身元が判明した遺体については、混乱等により遺族が火葬・埋葬できない場合を除き、遺族が火葬・埋葬を行う。引き取り手のない遺体については、市民対策部庶務班で応急措置として火葬または埋葬を行う。

イ 多数の死亡者の発生により火葬場の能力を超えた場合、また、火葬場が被災して使用不能の場合、市民対策部庶務班は、県に応援を求めて他の火葬場を確保し火葬する。

④ 遺骨、遺留品の保管

身元不明の遺体については、福祉対策部庶務班は、遺骨、遺留品を包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付して保管場所に一時保管する。

⑤ 遺留品の引き取り

④について、身元が判明し、家族等から遺骨、遺留品の引き取り希望があった場合は、福祉対策部庶務班が引き渡す。

【参考】資料4-6：火葬場の所在地

(2) 費用

遺体の埋・火葬に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合は県が以下により負担する。

① 対象

災害による死亡者の内、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋・火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいないために埋・火葬ができない場合

② 支出できる内容

ア 棺（附属品も含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

③ 支出費用の限度額

災害救助法の規定による

④ 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内とする（ただし、県知事を通じ、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。）。

第 18 し尿及び廃棄物の収集処理

活動項目	担当対策部・班
1 し尿処理	経済環境対策部環境衛生班 長生郡市広域市町村圏組合環境衛生課
2 ごみ処理	
3 災害廃棄物の処理	

1 し尿処理

(1) 被害状況の把握

経済環境対策部環境衛生班は、トイレの使用ができない地域の状況を把握する。

(2) 仮設トイレの設置

① 仮設トイレの設置場所

経済環境対策部環境衛生班は、(1)の情報を基に必要な場所に仮設トイレを設置する。

- ・避難所
- ・その他必要と認められる場所

② 仮設トイレの確保

経済環境対策部環境衛生班は、県等へ組み立て式仮設トイレの供給を要請するとともに、協定締結業者及びリース業者からの借り上げにより仮設トイレを確保する。

③ し尿の収集・運搬・処理

経済環境対策部環境衛生班は、長生郡市広域市町村圏組合の許可する取扱業者と密接な連携をとり収集処理にあたるものとする。処理場は以下のとおり。

環境衛生センターし尿処理場 長生郡長生村藪塚1115番地1

④ 衛生指導

仮設トイレの使用について衛生指導が必要な場合は、仮設トイレに掲示するなどして指導を行う。

⑤ その他

経済環境対策部環境衛生班は、必要な場合、総務対策部災害対策班を通じて県並びに他市町村に協力を要請する。

2 ごみ処理

(1) ごみ処理の方針

① 排出場所

経済環境対策部環境衛生班は、通常の集積場所の他、避難所や地域で指定した場所に仮設ステーションを設置する。

② 分別排出

処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物及び不燃物の分別排出の徹底について、経済環境対策部環境衛生班は市民に広報するとともに、避難所運営委員会を指導する。収集は、可燃物を優先する。また、定期的な消毒を行う。

(2) ごみの搬入先

① ごみの収集・運搬・処理

経済環境対策部環境衛生班は、長生郡市広域市町村圏組合と連携し、長生郡市広域市町村圏組合の委託する収集運搬業者や、災害の規模に応じ、茂原市建設業組合による処理収集班を編成し、ごみの収集・運搬をする。処理場は以下のとおり。

環境衛生センターごみ処理場 長生郡長生村藪塚 1115 番地 1

② 一時保管

学校のグラウンド、公園等の中から選定した場所に一時保管する。

③ その他

経済環境対策部環境衛生班は、長生郡市広域市町村圏組合と連携し、必要な場合、県並びに他市町村に協力を要請する。

3 災害廃棄物の処理

災害時には、以下のような災害廃棄物が発生するが、長生郡市広域市町村圏組合が作成する「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保に努める。その処理に関しては、県や長生郡市広域市町村圏組合と情報交換を行い、環境面への影響に配慮しつつ次のように行う。

- 住宅、建築物系（個人・中小企業）
市が災害廃棄物処理事業として実施する。
- 公共、公益施設
施設の管理者において処理する。

(1) 仮置場の決定

経済環境対策部環境衛生班は、公用地又は住民生活に支障のない場所の中から災害廃棄物の仮置場を選定する。

(2) 仮置場への搬入

経済環境対策部環境衛生班は、長生郡市広域市町村圏組合と連携して、災害廃棄物の仮置場への搬入を茂原市建設業組合等に要請する。市内の業者で対応が困難な場合は、自衛隊、他市町村等に応援を要請する。なお、その際、十分な分別収集を関係機関、住民に呼びかけ、災害廃棄物の適正処理・リサイクルに努める。

(3) 最終処分場への搬入

経済環境対策部環境衛生班は、長生郡市広域市町村圏組合と連携して、時期、搬入量等を協議し、長生郡市広域市町村圏組合の最終処分場に搬入する。なお、最終処分場の状況に応じ、長生郡市広域市町村圏組合は、県に処分地のあっせん並びに処理プラント等の選定を依頼し、災害廃棄物の適正な処理に努めるものとする。

(4) 応援協力

災害により大量の廃棄物が発生し、長生郡市広域市町村圏組合で処理が困難な場合は、県内各市町村等が締結している「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、各市町村等へ協力要請を行う。また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、県が関係団体と締結している「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県への要請のもと民間事業者の協力を求める。

第19 防疫・保健衛生

活動項目	担当対策部・班
1 防疫活動	市民対策部医療班、経済環境対策部環境衛生班
2 保健活動	市民対策部医療班
3 ペット動物の保護対策	経済環境対策部環境衛生班

1 防疫活動

防疫活動は、市民対策部医療班と経済環境対策部環境衛生班が連携し、以下のとおり実施する。

(1) 検病調査及び健康診断

検病調査及び健康診断は、長生保健所(長生健康福祉センター)が災害の規模に応じ、医師会等関係機関の協力を得て、避難所等を重点に実施するが、市民対策部医療班は、実施に当たりこれに協力するものとする。市民対策部医療班は、災害の規模により必要に応じ保健師又はその他の職員による班を編成する。

(2) 広報活動の実施

市民対策部医療班は、パンフレット、リーフレット等の方法により、自治会等を通じ広報活動の強化に努めるとともに、地区住民の社会不安の防止に留意する。

(3) 消毒の実施

感染症法第27条の規定により、特に必要と判断される場合は、経済環境対策部環境衛生班は、屋外消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については速やかに整備拡充を図る。

また、市民対策部医療班は、屋内の消毒について支援できるように使用する薬剤等の準備をする。

消毒の方法は、感染症法施行規則第14条の定めるところにより行う。

(4) 感染症患者の入院

長生保健所(長生健康福祉センター)は感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。市民対策部医療班は、感染症患者を確認したときは、速やかに長生保健所(長生健康福祉センター)へ連絡すると共に、患者の家屋付近の消毒活動を経済環境対策部環境衛生班と行うなどの予防措置を講じる。また、避難所における感染症予防のため、被災者に防疫指導を行うとともに、感染症の早期把握に努める。

(5) 報告

市民対策部医療班は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を、随時長生保健所(長生健康福祉センター)に報告する。

2 保健活動

(1) 衛生

① 被災者に対する衛生指導

市民対策部医療班は、避難所等の被災住民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

② 食中毒の防止

市民対策部医療班は、必要に応じて被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、県に対して食品衛生監視のための職員の派遣等を要請する。

(2) 保健

① 被災者に対する保健相談

市民対策部医療班は、長生保健所(長生健康福祉センター)や医師会等との連携のもと保健活動班を編成し、避難所等の被災住民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、かぜ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

また、必要に応じて、精神科医や臨床心理士、各医療ボランティアと連携して、心理相談(心のケア)を実施する。

② 被災者に対する栄養相談

市民対策部医療班は、必要に応じて長生保健所(長生健康福祉センター)等の協力により、避難所等の被災住民に対し、疾病者に対する栄養指導や避難所での食事についての栄養相談に応じる。

3 ペット動物の保護対策

(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育

経済環境対策部環境衛生班は、長生保健所(長生健康福祉センター)と動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) ペット動物の保護

経済環境対策部環境衛生班は、長生保健所(長生健康福祉センター)と獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。

第 20 住宅対策（災害救助法適用の場合有）

活動項目	担当対策部・班
1 住家被害調査の実施	企画財政対策部税務班
2 住宅ニーズの把握及び住宅相談の実施	都市建設対策部建築班
3 住宅対策の実施	
4 公営住宅等のあっせん	

1 住家被害調査の実施

企画財政対策部税務班は、被害認定基準（資料第 7-6）及び同運用指針に基づき住家被害調査を行い、被害調査票を作成するとともに、各課からの情報も含めて、努めて被災者台帳（資料 8-23）を作成する。被災世帯が多数で迅速な処理が困難な場合は、各班の協力を得て体制を拡大する。また、調査方法等に高度な専門知識・技術が求められる場合は、災害協定を締結している千葉県土地家屋調査士会等の協力を得てより客観的な調査に努める。

2 住宅ニーズの把握及び住宅相談の実施

都市建設対策部建築班は、企画財政対策部税務班の作成した被災者台帳を基に住宅ニーズを把握する。また、必要に応じて住宅相談窓口を庁舎、避難所等に開設し、被災者の住宅ニーズの把握及び情報提供等に努める。

3 住宅対策の実施

住宅対策（被災した住宅の応急修理、障害物の除去及び応急仮設住宅の設置）は、災害救助法が適用された場合には同法に則って実施する。災害救助法の救助の対象とならない災害においては、災害の状況により必要に応じて対策を実施する。所管は、都市建設対策部建築班とする。

対策の種類	対策の概要
住宅の応急修理	住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自己の資力では応急修理を行うことができない被災者に対して、居住に必要な最小限の応急修理を行う。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者に対して、日常生活を可能にする程度の応急的な除去を行う。
応急仮設住宅の建設	住宅が全壊、全焼又は流失し、自らの資力では住宅を確保できない者などに対して、応急仮設住宅を供与する。設置に当たっては、地域コミュニティや健康面に配慮する。必要に応じて、身体障害者、高齢者等の要配慮者に対応した福祉仮設住宅を建設する。建設場所や戸数についてもあらかじめ決めておく。

【参考】資料 4-4：応急仮設住宅建設候補用地一覧表

4 公営住宅等のあっせん

応急仮設住宅の建設適地がない場合や応急仮設住宅の完成を待つ時間的余裕がない場合、都市建設対策部建築班は公営・民営住宅等の空家情報を収集し、状況に応じてあっせんを行う。

第 21 文教対策

活動項目	担当対策部・班
1 発災初期における学校での体制	文教対策部庶務班・学校教育班
2 応急教育の実施	
3 学用品の給与	
4 学校給食の応急処置	
5 心の健康対策の実施	
6 学校納付金等の減免	

1 発災初期における学校での体制

各学校では、県が作成した「学校における地震防災マニュアル」を活用し、児童・生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

- ① 学校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- ② 学校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、文教対策部学校教育班へ報告する。
- ③ 学校長は、状況に応じ、臨時休業等適切な措置をとり、文教対策部学校教育班へ報告する。
- ④ 学校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- ⑤ 学校長は、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- ⑥ 応急復旧計画については、文教対策部学校教育班に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

2 応急教育の実施

(1) 教育施設の確保

文教対策部庶務班・学校教育班及び学校長は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、県教育委員会と十分な調整を図り、次により施設の効率的な利用を図る。

- ① 被害箇所及び危険箇所を早急に修理し、正常な教育活動を行う。
- ② 授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を相互に利用する。
- ③ 校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等を設けるか、又は被災を免れた社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して授業の早期再開を図るものとする。
- ④ 教育施設が、避難所として開設されている施設については、総務対策部災害対策班及び福祉対策部厚生班と十分な協議の上、教育施設の確保を図るものとする。

(2) 教員の確保

災害により、教員の多くが死傷し、通常授業に支障をきたす場合、文教対策部学校教育班及び学校長は、教員免許所有者を臨時に雇用する等の対策を講じる。

(3) 臨時休業等の措置

文教対策部学校教育班及び学校長は、施設の被害又は児童、生徒、教員の被災の程度によっては、県教育委員会との協議の上、臨時休業の措置を取ることとする。

(4) その他

学校長は、教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職等の時期に及ぶ場合、円滑に実施できるよう、文教対策部学校教育班と連携して進める。

3 学用品の給与（災害救助法適用の場合有）

(1) 給与対象者の把握

① 給与対象者

- ア 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童・生徒等であること
- イ 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校の生徒）
- ウ 学用品がなく、就学に支障が生じている者であること

② 給与対象者数及び学用品の把握

文教対策部学校教育班は、学校長と緊密な連携を保ち、給与対象となる児童、生徒数及び応急教育に必要な学用品等についてその種類、数量を把握する。

(2) 学用品の調達

① 教科書の調達

被災した学校の学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、県に報告を行うとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し、供給を受けることとする。また、他の市町村に使用済み教科書の給与を依頼する。

② 文房具及び通学用品の調達

県より送付されたものを配付する他、県の指示により調達する。

③ 災害救助法の適用上の留意点

災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づく学用品が県より支給されるが、同法が適用されない場合にも、被害の規模、範囲及び程度により、文教対策部学校教育班は、同法の基準に沿った学用品が支給できるようにする。

(3) 学用品の給与

① 給与方法

- ア 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- イ 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- ウ 実施に必要なものに限り支給する。
- エ 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

② 支給品目

ア 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること

- イ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- ウ 通学用品（運動靴、雨傘、カバン、長靴等）

4 学校給食の応急措置

文教対策部学校教育班及び学校長は、学校の給食施設、設備等に被害があった場合は、給食実施の可否について決定する。この際、次の事項に留意する。

- ① 被害の状況にもよるが、できる限り継続実施するよう努める。
- ② 実施が困難な場合は、応急措置を施し速やかに実施できるよう努める。
- ③ 伝染病の発生等衛生については特に留意する。

なお、給食用製パン工場、製乳工場等が被災し、学校給食に影響を及ぼした場合は、県に対して関係機関等の調整・指導を要請する。

5 心の健康対策の実施

文教対策部学校教育班及び学校長は、長生保健所(長生健康福祉センター)や県から派遣された精神保健医療班等の指導、援助を受けながら、被災した児童生徒の健康管理に十分配慮し、健康相談等を適時実施するとともに、カウンセリングの実施等心の傷を受けた児童生徒の心の健康の保持に努める。

6 学校納付金等の減免

文教対策部学校教育班は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

第22 義援金・義援物資の受付・配分

活動項目	担当対策部・班
1 義援金・義援物資の募集	義援金：総務対策部出納班 義援物資：経済環境対策部商工班
2 義援金・義援物資の受付	
3 義援金・義援物資の保管	
4 義援金・義援物資の配分	

1 義援金・義援物資の募集

災害の状況によっては、義援金・義援物資の募集を行う。募集に当たっては、報道機関に協力を求める。経済環境対策部商工班は、義援物資について、円滑に集積・配分するために次の点に留意し、各機関を通じて広報する。

- ① 受入を希望する義援物資を具体的に示した上で募集するものとする。
- ② 義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化し、経済環境対策部商工班が行うことにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

2 義援金・義援物資の受付

義援金については、総務対策部出納班において受け付ける。

義援物資については、経済環境対策部商工班において受け付ける。義援物資は、市集積拠点に集積し、他の物資とともに輸送・配分する。

義援金・義援物資の受領に際しては、寄託者に受領書を発行する。

3 義援金・義援物資の保管

義援金の保管については、総務対策部出納班が、市会計管理者名義の普通口座で、市指定金融機関に保管するとともに、寄託者名、金額等の記入ができる受付簿を作成し記入する。

義援物資の保管に当たっては、経済環境対策部商工班が、寄託者名、物品名、数量等の記入ができる受付簿を作成し記入する。

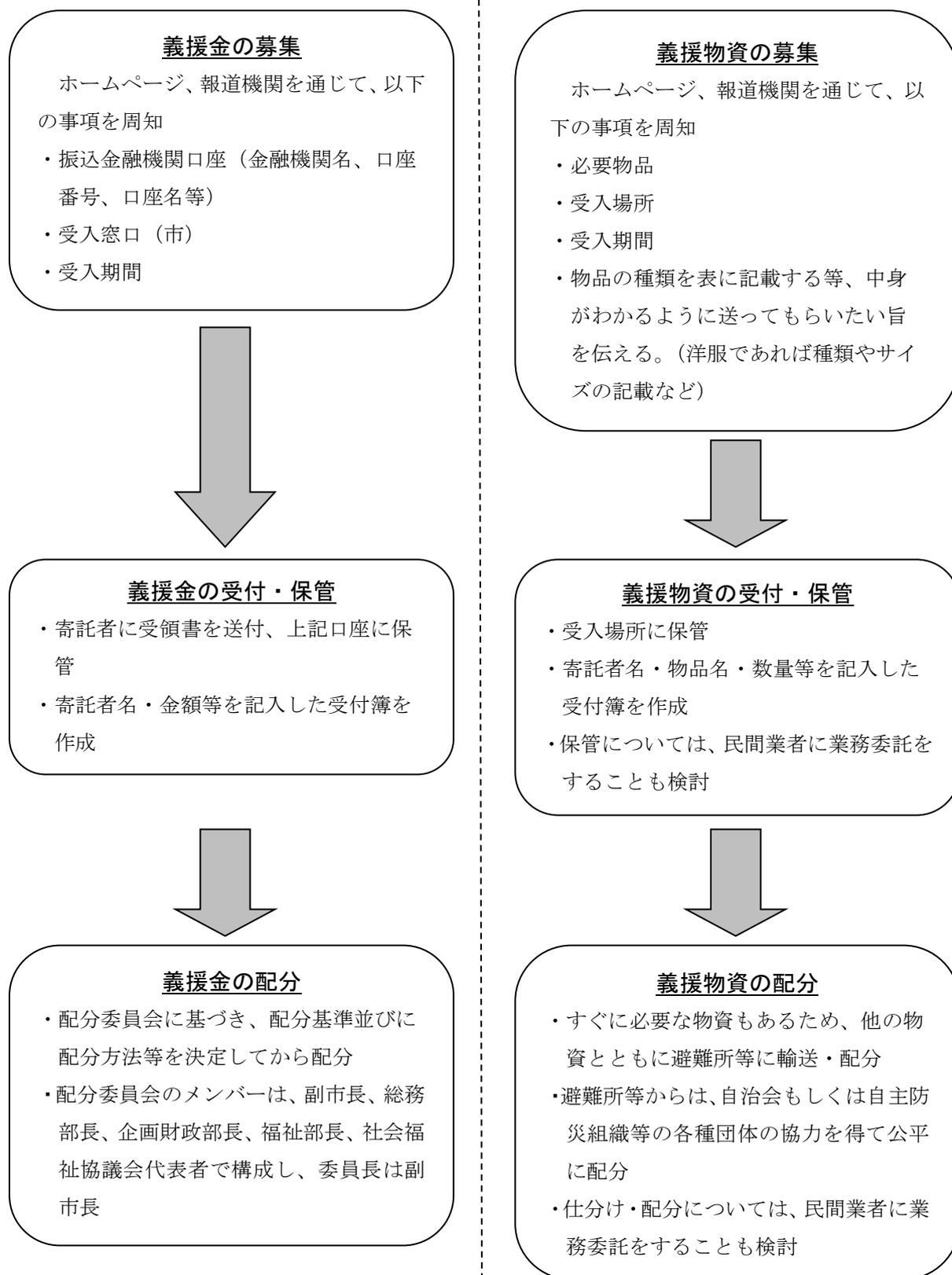
4 義援金・義援物資の配分

義援金の配分について、総務対策部出納班は義援金配分委員会を設置し、配分基準並びに配分方法等を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑に配分を行うものとする。

なお、義援金の配布に当たっては、福祉対策部庶務班が、各班の応援により実施する。

義援物資の配布に当たっては、経済環境対策部商工班が担当する。必要に応じ自治会もしくは自主防災組織等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に配分する。

【参考】義援金・義援物資の募集・受付・保管・配分の流れ



第23 生活関連施設等の応急対策

活動項目	担当対策部・班
1 応急対策の基本方針	総務対策部庶務班
2 災害発生時の連絡体制	
3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報	
4 市の支援	
5 ライフラインの応急対策	—

1 応急対策の基本方針

総務対策部庶務班は、長生郡市広域市町村圏組合水道部、東京電力パワーグリッド（株）木更津支社茂原事務所、大多喜ガス（株）茂原事業所、東日本電信電話（株）千葉支店、東日本旅客鉄道（株）茂原駅等と連携し、ライフライン施設被害の未然防止・拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。市は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡体制

総務対策部庶務班は、各事業者との円滑な連絡調整が確保できるよう、災害の状況に応じて連絡担当者を派遣する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

総務対策部庶務班は、各事業者から施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について情報を収集する。それに基づき、総務対策部広報班は、逐次市防災行政無線（同報系）、ホームページ、メール、広報紙等を用いて市民に広報する。

4 市の支援

総務対策部庶務班は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合や市民向けの広報を行う場合に、事業者からの要請に基づき、応援隊の集結場所の紹介・あっせん、市防災行政無線（同報系）、ホームページ、メールなどによる市民への広報について協力し、迅速な応急対策を支援する。

5 ライフラインの応急対策

上下水道・電気・ガス・通信・交通等のライフライン施設が大地震により液状化などの被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災などでさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

(1) 水道施設（長生郡市広域市町村圏組合水道部）

震災時において、水道事業体は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。また、施設の被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、発災から最大4週間以内を目途に平常給水が行えるよう、応急復旧体制を確立する。

① 被害発生 の把握及び緊急措置

ア 地震の規模により、茂原市地域防災計画に合わせた応急体制を確立する。

イ 浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認の上、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

② 応急復旧

以下の目標をたて、次の方針に基づく復旧計画を立案し実施する。

ア 被害状況に基づき、速やかに水道部の復旧体制を確立するとともに、住民への広報、保安対策に万全を期する。

イ 復旧に当たっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整の上、作業を行う。

ウ 液状化等により漏水箇所の特定が困難な場合は、速やかに漏水調査機器等を使用し、漏水箇所を把握する。

エ 応急復旧は、水道部職員と長生郡市管工事協同組合等による復旧作業班を編制し実施する。組合の施工業者に的確に復旧を指示するとともに、復旧資機材の迅速な手配を行う。

オ 施工に当たっては、浄・給水場の配水池を起点として上流側から進める。なお、給水装置の応急復旧も並行して進め、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。

カ 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。

キ 復旧完了後、直ちに充水・洗浄を行い、水質確認の上、速やかに通水する。

③ 応急復旧資機材の確保

組合の備蓄資機材で対処することとするが、不足する場合は、製造会社及び水道用資機材供給会社等から調達する。

(2) 下水道等排水施設（都市建設対策部・経済環境対策部）

① 応急活動体制

管轄する下水道等排水施設に地震災害の発生するおそれのある場合には、即時に応急防災活動を実施する。このために、防災活動が円滑に遂行できるように、応急活動体制の整備に努める。

② 緊急活動

地震災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道等排水機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行い、必要があるときは、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

③ 応急復旧対策

施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、調査を行うとともに、応急

復旧対応の内容を決定（専門技術を持つ人材の活用等）し、復旧工事を実施する。復旧に当たっては、道路管理者及び関係するライフライン事業者と工程調整の上、作業を行う。なお、市のみで対応できない場合は、県の応援を得て復旧を行う。

④ 防災用資機材の整備、備蓄対策

震災時において、下水道等排水施設の処理機能を保持するため、応急防災用資機材について可能な限り備蓄する。また、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

⑤ 広報

下水道等排水施設の被害及び復旧の状況等について、総務対策部広報班に情報提供するとともに、地域住民への適切な広報に努める。

(3) 電気施設（東京電力パワーグリッド（株）木更津支社）

東京電力パワーグリッド株式会社は、非常災害における防災業務計画に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

なお、市及び東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時の大規模停電等において、迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下の3つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に努める。

① 「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」

※ 停電復旧に係る作業に支障となる障害物及び復旧作業に係る道路上の障害物の除去等並びに予防措置（予防伐採）に関して規定

② 「災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書」

※ それぞれが持つ情報の共有を図ることを規定

③ 「災害時における電源車の配備に関する覚書」

※ 長時間の停電が発生し、又は発生のおそれがある場合の電源車配備について規定

災害時における電気に関する広報事項

- ・ 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと
- ・ 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと
- ・ 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること
- ・ 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ連絡すること
- ・ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと
使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること

(4) ガス施設（大多喜ガス（株）茂原事業所）

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに

応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、以下の対策を実施する。

① 非常災害体制の確立

ア 地震発生時の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡によりあらかじめ指定された箇所に出動する。

(イ) 勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出動する。

イ 気象庁発表の大津波警報が発表された場合の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先とする。

(イ) 勤務時間外は、津波の高さ・到達時間をテレビ・ラジオ等の情報より判断し、あらかじめ指定された箇所に出動する。ただし、津波からの避難を優先とする。

ウ 災害対策本部、各前進基地の設置

地震等により非常災害が発生した場合、又は大津波警報が発令された場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に災害対策本部を設置するとともに、各事業所に前進基地を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

② 応急対策

ア 震災時の初動措置

(ア) 官公署、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。

(イ) 事業所設備等の点検を行う。

(ウ) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。

(エ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。

(オ) その他、状況に応じた措置を講じる。

イ 応急措置

(ア) 災害対策本部の指示に基づき、各前進基地は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。

(イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

(ウ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替えを行い、速やかなガス供給再開に努める。

(エ) その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

ウ 資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

(ア) 取引先、メーカー等からの調達

(イ) 各支所間の流用

(ウ) 他ガス事業所からの融通

エ 車両の確保

本社地区に工作車、広報車を保有しており常時稼働可能な体制にある。

また、主要な車両には、無線を搭載している。

③ 災害時の広報

災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、市民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、長生郡市広域市町村圏組合消防本部、茂原警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段を尽くして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

ア 地震発生時

(ア) 身の安全を確保する。

(イ) ガス栓を全部閉め、ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉める。

(ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁である。

この場合には、ガス栓・メーターコックを閉め、直ちにガス会社に連絡する。

(エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避ける。

イ マイコンメータ（前面にランプがあるメータ）が作動してガスが出ない場合

(ア) 左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認したら手を離す。

(イ) 操作終了後3分間マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしない。

ウ 供給を停止した場合

(ア) ガス栓を開いてもガスがでない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つ。

(イ) ガスの供給が再開されるときには、原則、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しない。

④ 復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車両の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、県、市等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

(5) 通信施設

① 東日本電信電話（株）

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市及び各防災機関と緊密に連絡をとる。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 災害時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- ・ 電源の確保
- ・ 災害対策用無線機装置類の発動準備

- ・ 非常用電話局装置等の発動準備
- ・ 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- ・ 局舎建築物の防災設備の点検
- ・ 工事用車両、工具等の点検
- ・ 保有資材、物資の点検
- ・ 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- ・ 通信の利用制限
- ・ 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- ・ 無線設備の使用
- ・ 特設公衆電話の設置
- ・ 非常用可搬型電話局装置の設置
- ・ 回線の応急復旧
- ・ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の運用

(ウ) 震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- ・ 通信途絶、利用制限の理由と内容
- ・ 災害復旧措置と復旧見込時期
- ・ 通信利用者に協力を要請する事項
- ・ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

② (株) NTTドコモ

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県等の防災機関と緊密に連絡をとる。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 災害時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

震災の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- ・ 可搬型無線基地局装置の発動準備

- ・ 移動電源車等の発動準備
- ・ 局舎建築物の防災設備等の点検
- ・ 工事用車両、工具等の点検
- ・ 保有資材、物資の点検
- ・ 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- ・ 通信の利用制限
- ・ 非常通話、緊急通話の優先、確保
- ・ 可搬型無線基地局装置の設置
- ・ 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- ・ 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- ・ 通信途絶、利用制限の理由と内容
- ・ 災害復旧措置と復旧見込時期
- ・ 通信利用者に協力を要請する事項

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

③ KDDI (株)

KDDI (株) では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局社の点検をするとともに、中継局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い、必要な通信を確保するとともに、災害用伝言板サービス及び災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に協力する。

④ ソフトバンク (株)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

⑤ 楽天モバイル㈱

楽天モバイル㈱では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じ、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出動させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。

また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

⑥ 日本郵便（株）

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送及び集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講じる。

また、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

(6) 交通施設

① 東日本旅客鉄道（株） 茂原駅

ア 運転規則

鉄道事業者は、揺れの測定値に基づき列車の運転を停止させ点検を実施する。異常がないことを確認後、運転規制を解除する。

イ 旅客の避難誘導

(ア) 駅における避難誘導

駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。

(イ) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に要配慮者に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

ウ 帰宅困難者への対応

帰宅困難者が駅構内に滞留した場合は、市と連携して帰宅困難者に情報を提供するとともに、あらかじめ定めた一時滞在施設に誘導し避難させる。

なお、帰宅困難者に対し、できる限り、他交通機関による代行又は振替輸送等の措置を講じるものとする。

② 市民バス・デマンド交通（都市建設対策部）

市民バス・デマンド交通については、道路等の被害状況や車両の状態等、安全運航するための諸条件を運行業者と協議し、危険と判断した場合は運行を中止し、旅客に対する周知を速やかに行うものとする。なお、運行時に地震が発生し、運行が危険と判断した場合、運転手は速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。

旅客の身に危険が及ぶと判断した場合、市民対策部は運行業者と連携して、最寄りの市指定の緊急避難場所へ誘導するなどの措置を講じる。

運転再開については、道路の通行状況に関する情報や旅客ニーズなどの的確に把握し、運行業者と協議の上、地域の利便性を確保するため適切な時期に運行を開始するものとする。

③ 市内路線バス会社及び市内タクシー会社

ア 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

イ 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、必要に応じて無線車等も利用する。

ウ 初動措置

運行時に地震が発生し、運行が危険と判断した場合、運転手は速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。

第3節 被災者の生活再建

第1 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付

活動項目	担当対策部・班
1 広報紙等による再建支援情報の提供	総務対策部広報班・市民対策部庶務班
2 災害市民相談の実施	市民対策部庶務班
3 各種申請の巡回受付活動の実施	

1 広報紙等による再建支援情報の提供

市民対策部庶務班は、生活再建支援に関わる各班、県及び防災関係機関等からの情報を集約する。総務対策部広報班は、市民対策部庶務班と連携して、臨時の広報紙の発行やホームページに掲載するなどして被災者・被災事業者に情報提供を行う。

なお、主に次のような情報を集約し、総務対策部庶務班と共有する。

- ・ 融資、貸付に関する事項（例：住宅金融支援機構による融資など）
- ・ 公共料金の特例処置に関する事項
- ・ 税、使用料の減免に関する事項
- ・ 罹災証明等の発行に関する事項
- ・ その他生活支援に関する事項

2 災害市民相談の実施

被災者及び被災事業者が各種の相談を身近に受けて自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、市民対策部庶務班は各班、県、防災関係機関、関係事業者等の協力を得て災害市民相談を実施する。

相談体制は、災害の状況及び時間経過に応じて適時見直しを行う。必要によっては総合的な相談窓口を設置する。

相談の場に足を運びにくい高齢者や障害者等に配慮し、必要に応じて避難所等への巡回相談、電話相談等を実施する。

3 各種申請の巡回受付活動の実施

被災後の各種申請（災害弔慰金等の支給・貸付、被災者生活再建支援金の支給、税の減免等）の便宜を図るため、市民対策部庶務班は各班、県及び防災関係機関等の協力を得て避難所等での巡回受付活動を必要に応じて実施する。

第2 罹災証明書の発行

活動項目	担当対策部・班
1 基本方針	企画財政対策部税務班
2 被災世帯調査の実施	
3 罹災証明書の発行	

1 基本方針

企画財政対策部税務班は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するため、住家の被害程度を判定し、罹災証明書を発行する。

罹災証明書は、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となる重要な証明書であることから、関係部局と調査内容を調整し迅速かつ的確な被害認定調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。

2 被災世帯調査の実施

企画財政対策部税務班は、「第2節 第20」に規定する住家被害調査及びこれに基づく被害認定調査を以下のとおり実施する。

(1) 被害認定調査準備

- ① 腕章、名札等、身分を証明する物品の調達
- ② 下げ振り、水平器、懐中電灯、ヘルメット等、調査時に必要な備品の調達
- ③ 住宅地図、家屋現況図等、現地や家屋を把握するための必要書類の準備
- ④ 住家被害に関する状況（資料8-8）、被災者台帳（資料8-23）、罹災証明願・罹災証明書（資料8-24）等、各種様式の準備

(2) 市民への周知

被害認定調査の内容、目的等を事前に周知する（被害認定調査と応急危険度判定の違いを含む。）。

(3) 応援体制

- ① 被災世帯が多数で迅速な処理が困難な場合は、各班の協力を得て体制を拡大する。
- ② 調査方法等に高度な専門知識・技術が求められる場合は、災害協定を締結している千葉県土地家屋調査士会等の協力を得てより客観的な調査に努める。

(4) 被害認定調査

- ① 内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく被害認定調査を実施する。
住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

- ② 本人立会いによる再調査を実施する。
- ③ 調査結果の記録は、住家被害に関する状況（資料 8－8）等を用いて適切に整理しておく。

3 罹災証明書の発行

（1）罹災証明の対象

罹災証明は、災対法第 2 条第 1 号に規定する災害により被害を受けた住家について、以下の項目の証明を行うものとする。

- ① 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）
- ② 床上浸水、床下浸水
- ③ 全焼、半焼

※③による罹災証明は、長生郡市広域市町村圏組合消防本部にて発行する。

（2）罹災証明書等の発行

罹災証明書は、災害により被害を受けた住家の居住者からの「罹災証明申請書」（資料 8－24）に基づき、市長が発行する。なお、住家以外の場合で証明の必要なときは、被災の程度を限定しない「被災証明書」を発行する。

※罹災証明書の発行状況を管理するための罹災証明書発行台帳を整備する。

【参考】資料 8－8：住家被害に関する報告

資料 8－23：被災者台帳

資料 8－24：罹災証明申請書・罹災証明書

資料 8－25：被災証明願・被災証明書

第3 被災者の心のケア対策の実施

活動項目	担当対策部・班
1 基本方針	市民対策部医療班
2 心のケア対策の実施	

1 基本方針

災害に伴い、被災者は、さまざまな精神症状に陥ることがある。これらの症状に対しては、個別的な対策を行うことが必要であり、市民対策部医療班は、長生保健所(長生健康福祉センター)との連携の上、速やかかつきめ細かな対策を講じるものとする。

2 心のケア対策の実施

心的外傷後ストレス障害(P T S D)等の精神症状に対して、市民対策部医療班は、長生保健所(長生健康福祉センター)と連携して次のような対策をできる限り早い時期に講じる。

- ① 精神科医師、保健師等による巡回相談、電話相談の実施
- ② 広報紙等を通じた被災者への情報提供
- ③ 小・中学校における児童・生徒へのカウンセリング

第4 被災者生活再建支援金等の支給・貸付

活動項目	担当対策部・班
1 被災者生活再建支援金の支給	福祉対策部庶務班
2 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給	
3 災害援護資金等の貸付	
4 災害緊急融資資金の利子補給等	都市建設対策部建築班

1 被災者生活再建支援金の支給

福祉対策部庶務班は、以下のとおり、被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援金を被災者に支給する（実施主体は公益財団法人道府県センター）。

(1) 対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、あるいは2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）

(2) 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

- ① 住宅が「全壊」した世帯（全壊世帯）
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯）
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯・中規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

（基礎支援金：申請期間は災害発生日から13月以内）

住宅の被害程度	全壊世帯	解体世帯	長期避難世帯	大規模半壊世帯	中規模半壊世帯
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

(加算支援金：申請期間は災害発生日から37月以内)

- ・全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯、大規模半壊世帯の場合

住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

* 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

- ・中規模半壊世帯の場合

住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借（公営住宅以外）
支給額	100万円	50万円	25万円

* 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で100（又は50）万円

(4) 支援金支給手続き

支給申請は市（福祉対策部庶務班）に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行い取りまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは交付決定等を行う。

（被災者生活再建支援法人として、（公財）都道府県センターが指定されている。）

2 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

(1) 災害弔慰金の支給

福祉対策部庶務班は、以下のとおり、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を被災者に支給する（実施主体は千葉県市町村総合事務組合）。

① 対象災害

- ア 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- イ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ウ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

② 支給対象

前記対象災害により、死亡した者の遺族に対して支給する。

③ 支給額

- ア 生活維持者が死亡した場合 500万円
- イ その他の者が死亡した場合 250万円

(2) 災害障害見舞金の支給

福祉対策部庶務班は、以下のとおり、災害障害見舞金を被災者に支給する（実施主体は千葉

県市町村総合事務組合)。

① 対象災害

- ア 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- イ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ウ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

② 支給対象

前記対象災害により、重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者に対して支給する。

③ 支給額

- ア 生活維持者が障害を受けた場合 250万円
- イ その他の者が障害を受けた場合 125万円

(3) 市による災害見舞金の支給

福祉対策部庶務班は、茂原市災害見舞金支給要綱に基づき、次のとおり見舞金を支給する。

被害の状況	見舞金額（単位：円）
住家の全壊及び全焼（一般世帯）	50,000
住家の全壊及び全焼（単身世帯）	30,000
住家の半壊及び半焼（一般世帯）	30,000
住家の半壊及び半焼（単身世帯）	20,000
床上浸水（一般世帯）	30,000
床上浸水（単身世帯）	20,000
死亡（一人につき）	50,000
負傷（入院2週間以上と診断された者一人につき）	10,000

【参考】資料1-8：茂原市災害見舞金支給要綱

3 災害援護資金等の貸付

(1) 災害援護資金の貸付

福祉対策部庶務班は、被災世帯の世帯主に対して生活の建て直しに資するため、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害援護資金の貸付を行う（実施主体は千葉県市町村総合事務組合）。

① 貸付対象

ア若しくはイに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の

前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上の負傷のある場合

イ 住居は半壊以上、家財は3分の1以上の損害がある場合

② 貸付金額

ア 上記①のアの場合 150万円以内

イ 上記①のアと家財の損害が重複した場合 250万円以内

ウ 上記①のアと住居が半壊した場合 270万円以内

エ 上記①のアと住居が全壊した場合 350万円以内

オ 家財の損害の場合（上記①のイの場合） 150万円以内

カ 住居が半壊した場合 170万円以内

キ 住居が全壊した場合（クを除く） 250万円以内

ク 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合 350万円以内

③ 貸付条件

ア 貸付期間 10年（うち据置期間3年）

イ 利子 保証人を立てる場合 無利子

保証人を立てない場合 年1.5%

（据置期間中は無利子）

ウ 保証人 連帯保証人になること

④ 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

（2）生活福祉資金の貸付

① 貸付対象

低所得世帯等（生活保護基準額の概ね1.7倍以内）のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

② 貸付金額 一世帯150万円以内

③ 据置期間 貸付の日から6ヶ月以内（特別の場合2年以内）

④ 償還期間 7年以内（据置期間経過後）

⑤ 貸付利率 無利子、但し連帯保証人を立てない場合は年利1.5%

⑥ 保証人

生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない連帯保証人1人以上が必要

⑦ 償還方法 年賦、半年賦又は月賦

⑧ 申込方法

市社会福祉協議会へ申込む。

4 災害緊急融資資金の利子補給等

都市建設対策部建築班は、災害の規模に応じ、被災者に対して災害緊急融資資金の利子を一部補給するなどの支援を検討する。

第5 市税の減免等

活動項目	担当対策部・班
1 市税等の減免	企画財政対策部税務班、市民対策部支援班
2 国民健康保険に係る医療費一部負担金の免除	市民対策部支援班
3 介護保険料及びサービス利用者負担の減免	福祉対策部厚生班
4 後期高齢者医療制度における保険料及び医療費一部負担金の減免	市民対策部支援班
5 特別障害者手当等の所得制限の一時解除	福祉対策部庶務班
6 国民年金保険料の免除の受付	市民対策部支援班
7 年金受給権者の所得制限の一時解除の受付	市民対策部支援班
8 建築物に係る確認申請手数料等の減免	都市建設対策部建築班
9 市民への周知	企画財政対策部税務班、福祉対策部厚生班、市民対策部支援班

1 市税等の減免

災害により財産に被害を受けた納税義務者が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむをえない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う（担当は企画財政対策部税務班）。

被災した納税義務者に対し次の該当する税目等について減免を行うことができる。

税 目	減 免 の 内 容
個人市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税 都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険税 軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。

2 国民健康保険に係る医療費一部負担金の免除

市民対策部支援班は、被災した被保険者に対し、医療費の窓口一部負担金について、一定の基準で徴収の猶予や免除を行う。

3 介護保険料及びサービス利用者負担の減免

福祉対策部厚生班は、被災した被保険者に対し、徴収の猶予や減免を行う。同様に介護サービスを利用した際の利用者負担も一定の基準で減免を行う。

4 後期高齢者医療制度における保険料及び医療費一部負担金の減免

市民対策部支援班は、被災した被保険者に対し、保険料の徴収の猶予や減免申請の受付を行う。同様に医療費の窓口負担分に関する減免申請の受付を行う。

5 特別障害者手当等の所得制限の一時解除

福祉対策部庶務班、被災した受給資格者、配偶者及び扶養義務者のうち、所得制限のため支給停止となっている者が一定の災害を受けた場合、一定の期間所得により支給の制限を適用しないものとする。

6 国民年金保険料の免除の受付

市民対策部支援班は、災害により一定の損害を受けた被保険者に対し、免除申請の受付を行う。

7 年金受給権者の所得制限の一時解除の受付

市民対策部支援班は、所得制限により障害基礎年金等の一部又は全部が支給停止されている受給権者が、災害により一定の損害を受けたときの支給制限解除に関する受付を行う。

8 建築物に係る確認申請手数料等の減免

都市建設対策部建築班は、被災者が災害により滅失・損壊した建築物を建築する場合、一定の基準で建築物に係る確認申請手数料、完了検査申請手数料及び中間検査申請手数料について、減免を行う。

9 市民への周知

関係各班は、必要に応じて市民への周知を図る。なお、企画財政対策部税務班は、市民へ周知する場合、その他の税（国税・県税）の措置に関する情報に留意する。

第6 被災農業者、中小企業への対策

活動項目	担当対策部・班
1 農業関係対策	経済環境対策部庶務班
2 中小企業関係対策	経済環境対策部商工班

1 農業関係対策

経済環境対策部庶務班は、災害により、被害を受けた農林業者等への経営の維持・安定を図るための融資資金の制度を活用し、資金融資を受けた者に対し利子補給を行い、農林水産業者等の経営再建を図る。

① 融資の種類

- ア 「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林水産業者に必要な資金融資（天災資金）
- イ 県単災害資金による資金融資
- ウ 日本政策金融公庫による復旧資金融資

② 貸付対象等

貸付対象、貸付限度額、利率、償還期限、据置期間等は「千葉県地域防災計画地震・津波編第4章第1節 被災者生活安定のための支援」により定めている。

2 中小企業関係対策

経済環境対策部商工班及び県は、災害により、中小企業者又は組合が被害を受け、その復旧資金の調達に困難をきたしている者に対して、再建に必要な事業資金の融資対策を行う。

(1) 市

茂原市中小企業融資等に関する条例により融資対策を行う。

(2) 県

千葉県中小企業振興資金融資（制度融資）により融資対策を行う。

融資対象、融資使途、融資限度額、融資期間、融資利率等は「千葉県地域防災計画地震・津波編第4章第1節 被災者生活安定のための支援」により定めている。

第4節 災害時の自助・共助の取組

災害発生直後では、行政、防災関係機関、住民、自治会・自主防災組織等が、自助・共助・公助により応急対策に取り組むことが必要である。

災害応急対策の実施においては、夜間・休日等勤務時間外に災害が発生した場合、行政による初動対応が遅れることは過去の災害事例からも明らかである。また、被害が大きい災害ほど、公的機関による救助も十分な対応ができない場合が想定される。そのため、発災後から初動期にかけては、周りの住民と連携・協力して人命救助を行うなど、共助の取組が被害を減らす活動として期待される。

～ 災害時における自助・共助・公助のイメージ ～

	自 助	共 助 (自治会・自主防災組織等)	公 助
人 命 保 護	<ul style="list-style-type: none"> ●身を守る ●自宅の消火・救助 	<ul style="list-style-type: none"> ●組織的な消火・救助の活動 ●隣近所の消火・救助 	<ul style="list-style-type: none"> ●消火・救助・医療・救護 ●自衛隊・他自治体への応援要請
情 報	<ul style="list-style-type: none"> ●家族の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●被害・安否情報収集 ●市災害対策本部又は指定避難所への伝達 ●隣近所の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●被害情報、住民安否情報に基づく救援・支援 ●広報活動
避 難 行 動	<ul style="list-style-type: none"> ●指定緊急避難場所等への避難 ●指定避難所への避難 (自宅等が危険な場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定避難所への誘導 ●指定避難所開設協力 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難者の誘導 ●指定避難所の開設・運営
被 災 生 活 支 援	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会・自主防災組織等の活動に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定避難所運営協力 ●在宅避難者支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活救援対策（水・食料・生活必需品の供給、健康管理等）

第4章 震災復旧計画

第1 復旧・復興の基本的方向の決定

1 基本方針

災害後、市は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、災害に強い地域づくり、まちづくりの中・長期的視点に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。主担当は企画政策課とし、必要に応じて適切な体制を別途講じる。

2 被害が比較的軽い場合の基本的方向

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な現状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来通り、中・長期的な災害に強い地域づくり等を計画的に推進する。

3 被害が甚大な場合の基本的方向

災害による被害が広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な現状復旧を目指すことが困難となる。この場合、県等の支援を受けながら災害に強い地域づくり等中・長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

第2 迅速な現状復旧の進め方

1 公共施設災害復旧事業計画

(1) 基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧にあわせ、再度の災害発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画する。

この場合、市は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう、県等の防災関係機関と事前協議を行い、その調整を図る。

(2) 災害復旧事業の実施

災害復旧事業の推進に当たっては、市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、再度の災害防止を図るため、法律等に基づいて、次にあげる復旧事業を迅速に実施する。

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 都市災害復旧事業
- ③ 農林・水産業施設災害復旧事業
- ④ 上下水道災害復旧事業
- ⑤ 住宅災害復旧事業
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 学校教育施設災害復旧事業
- ⑧ 社会教育施設災害復旧事業
- ⑨ その他の災害復旧事業

(3) ライフラインの復旧

上下水道・電気・ガス・通信等の都市施設、農林業用施設また道路・河川の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災の直後の応急復旧を行い、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

① 水道施設（長生郡市広域市町村圏組合水道部）

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

ア 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- (ア) 浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- (イ) 施設の耐震化を図る。
- (ウ) 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- (エ) 市の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

イ 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

(ア) 漏水調査を実施する。

(イ) 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は次の点に留意する。

- ・ 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
- ・ 震災対策を含めた管路更新計画策定のためのデータを収集する。修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

ウ 復旧後の地震対策

復旧後の水道における地震対策として、長期的に対応すべき施設の耐震化、管路のバックアップ対策及び漏水防止対策等を計画的に実施する。

(ア) 施設の耐震化

施設の新設や更新に併せて施設の耐震化を図る。

(イ) 管路のバックアップ対策

管路の他系統化及びループ化を図り、漏水発生時における管路のバックアップ機能を強化する。また、配水区域の細分化（ブロック化）を推進し、震災時の断水範囲を極力縮小するとともに、復旧の迅速化を図るものとする。

② 下水道施設（都市建設対策部）

下水道施設の被害は、震災後における社会全体の復旧活動、住民生活の安定などに与える影響が大きいため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図り、施設の速やかな復旧を行う。

<下水道施設の復旧>

余震や二次災害等に配慮し、他のライフラインの復旧状況等を勘案し復旧順序を定める。また、効率的な復旧を行うため、二次災害の発生や避難の長期化などを想定し、優先度の高い施設から復旧する。

(ア) 管路施設（優先度の高い順）

- ・ 重要な幹線等
- ・ その他の幹線管渠
- ・ 枝線管渠
- ・ 取付管渠

(イ) 処理場、ポンプ場（優先度の高い順）

- ・ 非常用電力、水源の確保
- ・ 下水排除（揚水等）
- ・ 汚水の沈殿放流（最初沈殿池）、伝染病予防（滅菌）
- ・ 汚水処理

③ 電気施設

復旧計画については災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」の以下重要施設の優先復旧について十分に配慮し復旧を行う。

ただし、重要施設の優先復旧が困難な場合は、市と東京電力パワーグリッド株式会社の双方で調整を図る。

<重要施設>

- ・ 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等

- ・指定避難所として開設されている施設
- ・災害対応の中核機能となる市の災害対策本部が存在する施設
- ・上下水道施設などライフライン施設

④ ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

ア 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

- (ア) ガス製造設備
- (イ) 供給設備
- (ウ) 通信設備
- (エ) 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造、供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

イ 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

ウ 復旧作業

(ア) 製造所における復旧作業

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

(イ) 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

(ウ) 高・中圧導管の復旧作業

- ・ 区間遮断
- ・ 気密試験（漏えい箇所の発見）
- ・ 漏えい箇所の修理

(エ) 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- ・ 閉栓確認作業
- ・ 被災地域の復旧ブロック化
- ・ 復旧ブロック内巡回点検作業
- ・ 復旧ブロック内の漏えい検査
- ・ 本支管・供内管漏えい箇所の修理
- ・ 本支管混入空気除去
- ・ 内管検査及び内管の修理
- ・ 点検・燃焼試験
- ・ 開栓

エ 再供給時事故防止措置

(ア) 製造施設

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいてガスの製造、供給を再開する。

(イ) 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

(ウ) 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

⑤ 通信施設

東日本電信電話（株）における重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

⑥ 農林業施設（経済環境対策部）

ア 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

(ア) 用水施設

- ・ 用水路等の破壊、決壊でこれを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- ・ 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

(イ) ため池

- ・ 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- ・ 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(ウ) 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(エ) 排水施設

- ・ 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- ・ 護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの
- ・ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

イ 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害

状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

(ア) 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

(イ) 林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）

林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）の被災で、これを放置すると、人家、公共施設、道路等に被害が生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 農業集落排水施設

農業集落排水施設については、住民生活に大きな影響を与えることから、災害発生時には施設の被害状況の早期把握、適切な二次災害の防止及び施設の迅速な復旧作業を次のとおり行うものとする。

(ア) 処理施設の復旧

(イ) 管路施設の復旧

(ウ) 住民への広報等

⑦ 公共土木施設（都市建設対策部）

ア 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

復旧に当たっては、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、緊急輸送道路を最優先に実施するものとする。

復旧に当たっては、公益占有物件等の復旧計画と調整の上、行うものとする。

イ 河川施設、急傾斜地崩壊防止施設

河川施設、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

(ア) 河川管理施設

- ・ 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- ・ 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの
- ・ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- ・ 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの
- ・ 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

(イ) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域等の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれがあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(4) 復旧事業推進に当たっての対策

① 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚な災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

② 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。

③ 災害復旧資金の確保措置

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講じる等、災害復旧事業の早期実施を図る。

災害復旧資金の必要が生じた場合は、緊急つなぎ資金の融資の途を講じ、財源の確保を図る。

2 激甚災害の指定

(1) 基本方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

(2) 対策

① 制度の概要

激甚災害については、広域的（全国レベル）な「本激甚指定」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」の二通りの指定基準がある。激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧などその基準別に個別に指定される。

（局地激甚災害については、該当する災害は全国で年間かなりの件数に上るため、年度末に一括して指定される。）

② 災害調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について積極的に協力する。

③ 激甚災害指定の手続き

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、指定基準に基づいて内閣総理大臣に答申する。

（災害の発生後、国土交通、農林水産、経済産業、文部科学等の関係各省庁が被害額等を所管事項ごとに把握した上で被害状況を取りまとめ、内閣府において激甚災害に該当するか及び何条の措置を適用するかについて政令の原案を作成する。これを中央防災会議に諮

った後、閣議を経て政令が公布、施行される。)

【参考】資料 7-7 : 激甚災害指定基準

資料 7-8 : 局地激甚災害指定基準

第3 計画的復興の進め方

1 災害復興計画の策定

東日本大震災の経験、教訓を活かして、地震により被害を受けた地区の計画的な復興を目指し、再び地震による被害を最小限にとどめるためには、安全で快適な都市空間を確保して新たな社会資本を整備し、「災害に強いまち」を形成する必要がある。

このため、都市像・地域像、モデルプラン等について円滑で計画的な復興を進めるために、住民により培われた地域文化や歴史を十分にふまえ、そこに住む人々の合意形成を図りつつコミュニティを基本としたまちづくりを行う。

また、復興担当を決め、復興のための基本方針、災害復興計画を策定する。

さらに、種々の復興事業推進のため、復興財源の確保に努める。

2 災害復興の目標と計画項目

災害復興に当たっては、災害復興本部及び復興委員会を設置し、市・市民・事業者で協力して行う。目標となる項目は次のとおりである。

- ・ 暮らしの復興
- ・ 都市の復興
- ・ 住宅の復興
- ・ 産業の復興
- ・ 心の復興

さらにこれらの目標を達成するためには、事前に次のような考え方、あるいは合意形成などを準備しておく必要があり今後検討を推進し、迅速な復興ができるように体制を整える。

(1) 暮らしの復興

- ① 地域コミュニティの再生
- ② 被災した児童・生徒及び園児等への支援体制の確立
- ③ 就労支援及び雇用創出の推進
- ④ 子育て支援サービス提供体制の確立
- ⑤ 地域の活性化支援の推進
- ⑥ 地域医療体制再生への支援

(2) 都市の復興

- ① 現状復旧ではなく将来をふまえた安全で魅力があるまちづくり
- ② 公共土木施設の防災機能を強化したまちづくり
- ③ 交通ネットワークの機能の再生、強化
- ④ 上下水道施設等ライフラインの機能再生と将来の災害を見据えた強化
- ⑤ がれきの処理
- ⑥ 被災地整理

(3) 住宅の復興

- ① 共同住宅が被災した場合の建替え等に関する合意形成への支援
- ② 住宅再建支援体制の確立

(4) 産業の復興

- ① 農林水産業の持続可能な体制確立への支援
- ② 商工業の再生及び成長支援
- ③ 観光業の再生

(5) 心の復興

- ① 助け合いのできるまちづくり
- ② 将来に希望が持てる支援策の充実
- ③ 被災した経験による心の痛みを分かち合えるコミュニティの構築
- ④ ふるさとの再生を実感できるまちづくり